
松沢マニフェスト進捗評価結果報告書

—平成19～22年度（2期目4年間の評価）—

目次

はじめに	1
1 全体の評価結果	2
2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）	10
3 分野別・政策別の評価結果	11
資料編	74

平成23年1月25日

松沢マニフェスト進捗評価委員会

はじめに

- ・ 「松沢マニフェスト進捗評価委員会」は、松沢成文神奈川県知事が平成19年4月の知事選挙の際に掲げた『神奈川県全開宣言マニフェスト2007』の進捗状況を評価し、今後の県政の取組みに反映させるとともに、県民によるマニフェスト評価や県政参加を支援・促進することを目的として、平成20年3月に松沢知事の委嘱を受けて発足しました。当委員会は、知事1期目に設置された同委員会（平成16～19年）を継承したものであり、第三者評価を担う機関として、設置後は自立的に審議・運営を進めています。
- ・ マニフェストは、公職選挙にあたり候補者が当選後に実現しようとする政策を、検証可能な形で具体的に提示する政策集であり、有権者との約束です。マニフェストは、選挙の際の判断材料となることによって政策中心の選挙を可能にするものですが、当選後、マニフェストを掲げた者がこれを実現しようとすることによって緊張感のある政治が可能となりますし、任期満了の際にはその達成状況が点検・評価され、次の選挙での判断に生かされることによって責任のある政治が可能となります。したがって、マニフェストについては、その実現状況を客観的・継続的に点検・評価することが重要です。この役割を果たすために、当委員会が設置されたものです。
- ・ このたび、松沢知事の2期目4年間（平成19～22年度）のマニフェストの達成状況について評価を行いましたので、その結果を知事に報告するとともに、県民の皆さまに公表いたします。今回は、2期目全体の評価であることから、きたる4月の県知事選挙に向けて知事及び県民の皆さまの参考に供するため、前倒しで平成22年12月末の時点における目標達成状況を評価し、公表するものです。その点で、今回は、知事の任期満了まで3ヶ月余を残した時点での達成状況であることにご留意いただきたいと思います。
- ・ また、当委員会は、マニフェストを基本とする県政運営のあり方についても提言することを役割としていることから、今回、県職員を対象として「マニフェストに伴う県行政の変化等に関するアンケート」を実施するとともに、「マニフェストの推進と県政運営の課題」についても検討し、提言いたしました。この点についても、今後の参考にさせていただければ幸いです。
- ・ 最後に、この4年を振り返ると、地方政治においてはマニフェストがほぼ定着した感がありますが、国政においてはマニフェストに対する真摯な姿勢に欠けている状況がみられます。マニフェストは国民に対する政策公約であり、その実現に対する真摯な姿勢と、進捗状況を客観的に評価し国民に丁寧に説明する謙虚な態度がなければ、国民の政治に対する不信はますます深まるばかりと懸念されます。私たち松沢マニフェスト進捗評価委員会は、松沢知事が掲げたマニフェストの進捗状況をできるだけ客観的に評価し、県民の皆様へ報告することを使命として活動してきました。進捗評価委員会による評価報告はこれで一区切りになりますが、マニフェスト評価の手法についてはまだまだ改善の余地があると思いますので、県民のみなさま方や関係者の議論をうながしてマニフェスト評価のいっそうの充実をお願いする次第です。

平成23年1月25日

松沢マニフェスト進捗評価委員会
委員長 小池 治

1 全体の評価結果

(1) 評価の方法

- ・1期目の評価では、「目標達成状況」と「行政対応状況」の2本立ての評価方法をとったが、2期目の松沢知事の Manifesto は、1) 条例宣言などより多岐にわたっていること、2) 各政策を構成する「目標」や「具体的方策」に独立した内容が記載されていること、3) 具体的方策には数値目標が掲げられていないことなどの特徴があるため、「記載された内容をどこまで実現しているか」という点に一本化するとともに、その結果についてはわかりやすいよう「評点」という形で数値化した。なお、Manifesto の性格上、あくまで4年間で実現すべき内容を満点として評価した。
- ・評価の手順としては、図1のとおり「積み上げ型」の方法をとり、まず、各政策を構成する「目標」と「具体的方策」がそれぞれどこまで実現されているかについて5点満点で評価し、次に、その平均点をもとに「政策」（または条例）ごとに同じく5点満点で評価し、さらに、それを「分野」ごとに集計して5点満点で評価し、最後に、「全体」の評価として政策別の評点を合計して100点満点に換算して評点を算出するという方法をとった。同時に、それぞれの評価の「理由」を明らかにするとともに、「今後の課題」等を記載した（評価方法については資料編「資料1」参照）。
- ・評価の基準（5点満点）については、表1のとおり、目標実現の度合い（政策の場合）または進捗状況（条例の場合）に応じて点数をつけることとした。

図1 Manifesto 進捗評価の方法（フロー）

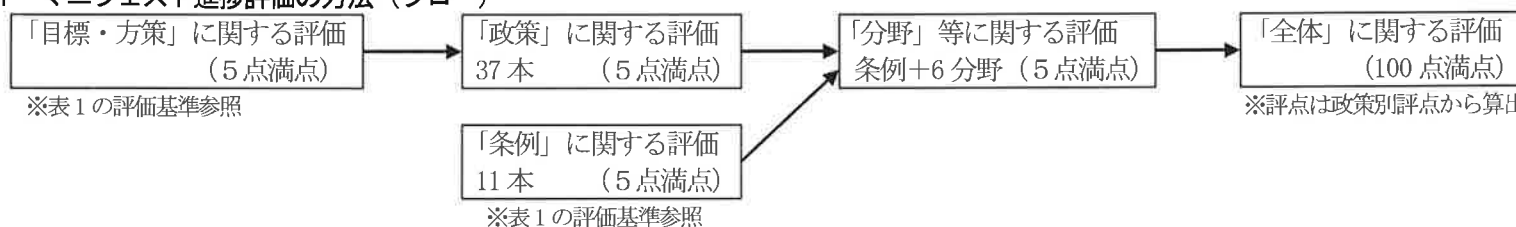


表1 Manifesto 進捗評価の基準（概ねの基準）

評点	条例に関する評価基準（条例宣言の場合）※1	目標・方策に関する評価基準（政策宣言の場合）
0点	全く検討していない段階	施策事業に着手しておらず、かつ予算等の具体的な準備も完了していない場合
1点	検討のための組織（検討委員会等）を設置し具体的な検討を行っている段階（ふれあいミーティング等で県民の自由な意見を求めている段階を含む）	施策事業に着手し、または予算等の具体的な準備を完了した場合
2点	条例案またはその骨子案（要綱案）を公表した段階（これに基づいて市町村等との協議やパブリックコメント等の県民参加を行っている場合を含む）	数値目標(※2)または期待される施策事業(※3)について概ね1/4以上を実現した場合
3点	条例案を議会に提出した段階（否決された場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね1/2以上を実現した場合
4点	議会で可決された段階（軽微な修正があった場合を含む）	数値目標または期待される施策事業について概ね3/4以上を実現した場合
5点	条例が施行された段階	数値目標または期待される施策事業を概ね実現した場合

※1 条例(案)の内容や検討方法の工夫等については、加点・減点事項として考慮する。

- ※2 数値目標を掲げている目標・方策については、この数値目標の達成状況によって判断する。数値目標について当初値（例：18年度末のデータ）がある場合は、それと目標数値との差を算出し、それに占める割合によって達成状況を把握する（例：現在値100件、目標数値150件、達成130件→30件/50件＝6割達成）。ただし、統計データの未収集等により数値目標の達成状況が把握できない場合は、できるだけ代替指標等の方法により達成状況を把握するよう努める。
- ※3 数値目標を掲げていない目標・方策については、評価基準が明確でないため、当委員会としてマニフェストの趣旨等から「4年間で期待される施策事業」の内容・量を想定して評価する。その際、総合計画（実施計画）等に記載された「年度別計画」の数値を参考にする（ただし、鵜呑みにはしない）。

（2）評価結果の概要

- ・今回の評価は、2期目（4年間）全体の目標達成状況を評価するものであるが、知事選挙（平成23年4月）に向けた知事及び県民の評価・選択に供するため、原則として平成22年12月末の時点における達成状況によって評価していること（厳密には3ヶ月余の期間が残されていること）にご注意いただきたい。（点検評価の方法については、資料編「資料1」参照。）

【評点別件数の状況】

- ・平成22年度末における目標達成状況を「評点別」の件数で見ると、表2のとおり、目標を実現した「5点」満点が18件（37.5%）となり、目標の概ね3/4を実現した「4点」が19件（39.6%）となったため、合わせて37件（77.1%）の政策が3/4以上の実現度となっている。残る政策も、目標の概ね1/2を実現した「3点」が11件（22.9%）であるため、すべての政策が半分以上の実現度を達成した結果となっている。
- ・この状況を昨年度（21年度末）と比較すると、図2、図3のとおり、5点（7件→18件）が大きく増加し、4点（20件→19件）は横ばいで、3点（18件→11件）は大きく減少し、2点以下（3件→0件）はゼロとなった。すなわち、3点だった政策が4点に、4点だった政策が5点にという形で各政策が着実に進捗している。この結果、目標を3/4以上実現した政策（4点以上の政策）は、27件（56.3%）から37件（77.1%）に増加した。
- ・このように、各政策の目標達成度は順調に向上しているといえる。ただし、目標が概ね1/2しか実現できなかった政策（3点評価）が11件（22.9%）残っていることにも注意する必要がある。

【分野別の評点の状況】

- ・この進捗状況を「分野別」にみると、表2、図4のとおり、「条例宣言」は、概ね条例が施行されたという「5点」が8件、概ね議会で可決されたがまだ施行されていないという「4点」が3件となっており、もっとも順調である。条例宣言は条例の制定・施行という1つの目標であるため、目標実現度がクリアに表出するという面はあるが、評価できよう。
- ・分野別の「平均点」をみると、図5のとおり、「条例宣言」が4.7点と飛びぬけて高く、次いで「I 人づくり」が4.3点で高く、さらに「II 暮らし」が4.1点、「V マネジメント」が4.0点と続いている。逆に、「VI 自治」が3.6点、「IV 環境」が3.8点、「III 経済」が3.8点と、比較的低くなっている。もっとも、「条例宣言」と「I 人づくり」を除くとその差は0.5点と小さく、いずれの政策分野も3.5点（100点満点換算で70点）をクリアしていることから、全分野で一定以上の水準を達成しているといえる。
- ・この平均点を昨年度と比較すると、図5、図6-1、図6-2のとおり「II 暮らし」が3.1点から4.1点に（1.3倍）、「I 人づくり」3.6点から4.3点に（1.2倍）、「III 経済」が3.3点から3.9点に（1.2倍）、それぞれ順調に上昇している。これに対して、「IV 環境」が3.6点から3.8点に、「V 自治」が3.4点から3.6点に、それぞれわずかな上昇にとどまり、上昇傾向が鈍化している。これらの分野は、県の努力だけでは実現できない政策を含んでいるために（政策23 温暖化対策、政策33 道州制、政策35 市町村合併など）、最終段階で達成度が「頭打ち」になっているものと考えられる。

【全体の評点の分析】

- ・以上の48件の条例・政策の評点を合計すると199点(240満点中)であり、これを100満点に換算すると82.9点となる(政策別評点の平均は4.1点)。
 $5点 \times 18件 + 4点 \times 19件 + 3点 \times 11件 = 199点$ $199点 \div (5点 \times 48件) = 82.9点$
- ・前年度は合計175点、100点換算で72.9点だったから、約1.14倍の伸びとなっている。平成19年度末から20年度末が1.54倍の伸び(39.6点→60.8点)で、20年度末から平成21年度末が約1.20倍の伸び(60.8点→72.9点)だったから、全体に上昇傾向がやや鈍化している(図7参照)。全体に達成度が高くなると、達成困難な政策があるために上昇率が鈍化することはやむを得ないと考えられるが、いずれにしても高水準の達成率になった。
- ・以上から、松沢知事2期目(4年間)のマニフェストの目標達成状況は、100点満点でおおよそ「83点」であり、良好であるといえる(平成22年12月末時点)。とくに厳しい経済・財政状況の下で、これらの諸施策を実現した知事、県職員、関係者等の取組みと努力を高く評価したい。
- ・特に、「条例宣言」については、知事の提案によって11本すべての条例を制定させている。この取組みは、自主立法権によって独自政策を展開するという地方分権の理念を実践するものであり、全国的にも参考になる取組みといえる。
- ・一方、概ね1/2程度の達成度(3点)にとどまった11本(22.9%)の政策については、十分な原因分析と推進方法の見直しが必要である。
- ・特に目標達成度の低い政策・方策の中には、障害者の生活支援(政策15)、若年失業率の改善(政策22)など、県民の生活に直結する重要課題が含まれている。そこで、政策別評価表(11頁以下)の評価結果の記載を参考にして、その原因を十分に検討し、さらに目標達成に近づけるよう努力していただきたい。
- ・また、当委員会では、2期目最後の評価に当たって、「別冊」のとおり、県職員を対象として「マニフェストに伴う県行政の変化等に関するアンケート」を実施した。これによると、知事のマニフェスト導入によって県行政の進め方や県職員の意識は変化したと認識されており、知事がめざした「県政改革」がある程度実現していることが裏付けられる。一方、県職員は、マニフェスト導入に伴う弊害や推進の問題点も感じていることから、知事と職員がコミュニケーションを図り、より相互理解を深める努力が重要であったと考えられる。この点も参考にしていきたい。
- ・なお、当委員会では、マニフェストの第3部「県民運動の提唱」と第4部「知事の行動宣言」についても点検を行った。全体としては「大変良好」または「概ね良好」と認められるが、「あいさつ一新運動」については県職員に浸透しておらず、さらなる努力が必要と考えられる。
- ・以上より、松沢マニフェスト(2期目)の進捗状況の評価結果として、次の結論を導くことができる。

【結論】

- ・松沢知事2期目(平成19~22年度)のマニフェストの目標達成状況は、全体としては83点の出来であり、良好である(平成22年12月末時点)。
- ・とくに11本すべての条例を制定させた「条例宣言」の取組みは、高く評価できる。
- ・一方、達成度の低かった政策には、県民生活に直結する重要課題が含まれていることから、その原因を十分に分析し、さらに目標達成に近づけるよう努力していただきたい。

表2 分野別の評点状況（平成22年度末）

区分	条例宣言	I 人づくり	II 暮らし	III 経済	IV 環境	V マジック	VI 自治	合計【割合】
5点	8 (6)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	18 【37.5%】 (7/14.6%)
4点	3 (3)	4 (5)	4 (3)	2 (3)	2 (3)	1 (1)	3 (2)	19 【39.6%】 (20/41.7%)
3点	0 (2)	1 (3)	1 (2)	3 (3)	2 (2)	2 (3)	2 (3)	11 【22.9%】 (18/37.5%)
2点	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (3/6.3%)
1点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (0/0.0%)
0点	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 【0.0%】 (0/0.0%)
総件数	11	8	7	7	5	5	5	48 【100%】
総評点	52 (48)	34 (29)	29 (22)	27 (23)	19 (18)	20 (18)	18 (17)	199 (175)
平均点	4.7 (4.4)	4.3 (3.6)	4.1 (3.1)	3.9 (3.3)	3.8 (3.6)	4.0 (3.6)	3.6 (3.4)	4.1 (3.6)
分野別評点	5点 (4)	4点 (4)	4点 (3)	4点 (3)	4点 (4)	4点 (4)	4点 (3)	—

※ () 内は前年度 (21年度末) の状況を示す。

図2 評点別政策件数の変化

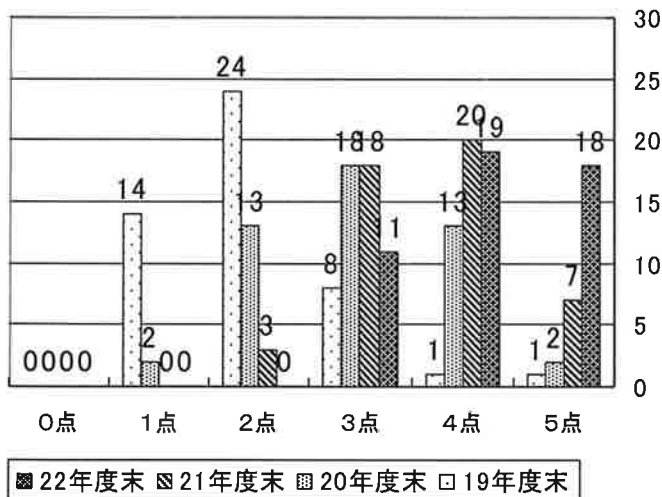


図3 評点別政策件数(構成)の変化

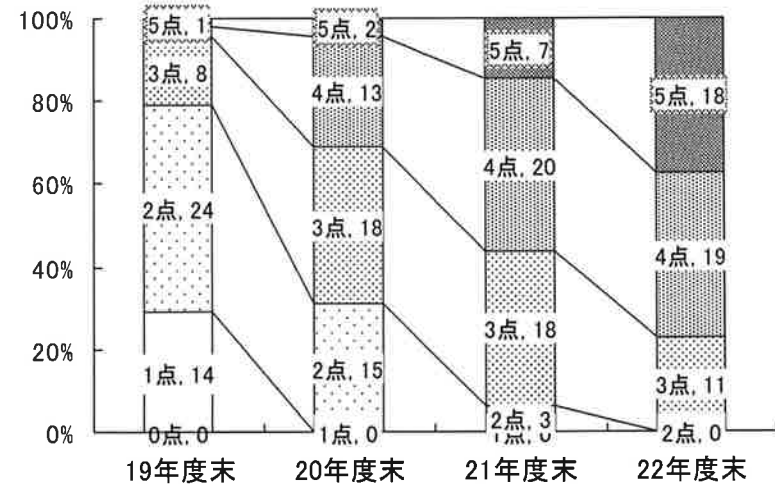


図4 分野別評点(構成)の状況

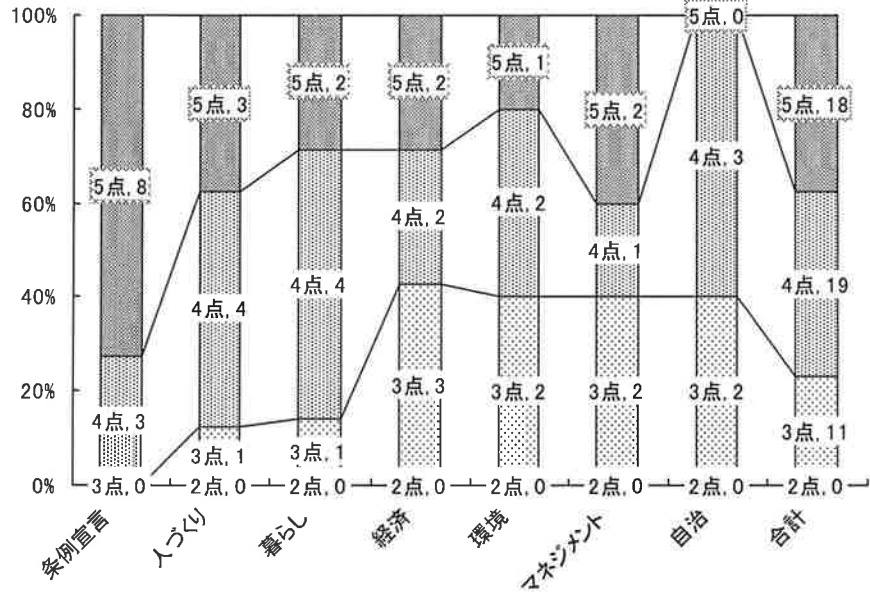


図5 分野別平均点の変化

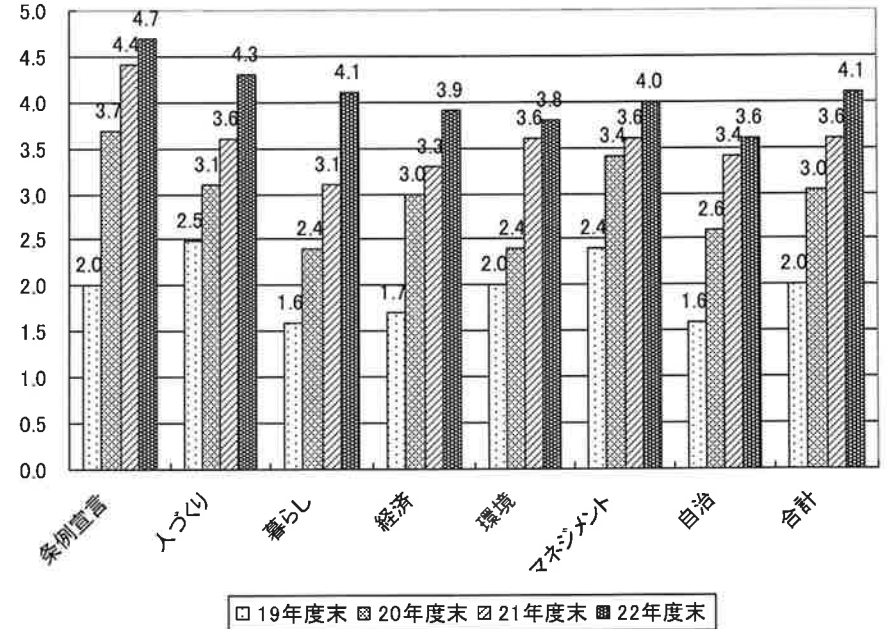


図6-1 分野別平均点の変化

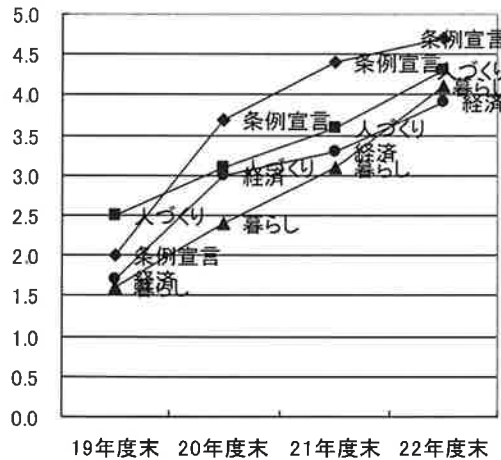


図6-2 分野別平均点の変化

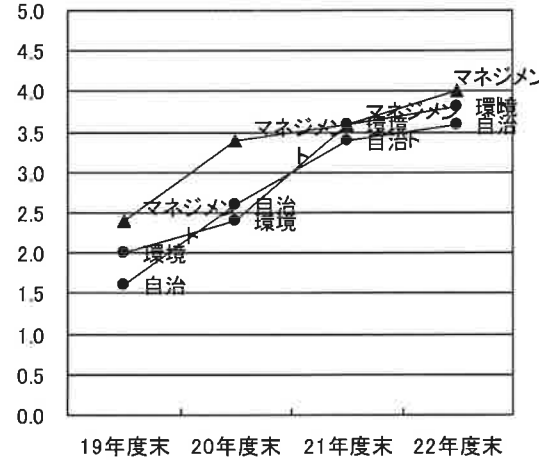


図7 総得点の変化(100点満点)

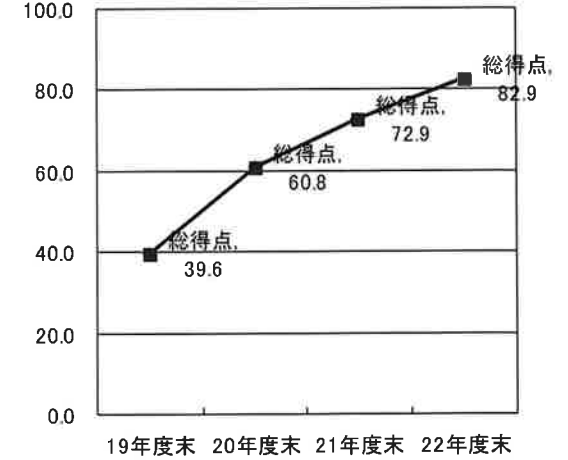


表3 分野別・政策別の評価結果一覧

	条例・政策名	評点(前年)	理由(要点)	平均点
第1部	条例宣言(条例マニフェスト)	5(4)	条例宣言に掲げられた11条例すべてが制定され、うち10条例が施行されたことは高く評価できる	4.7
1	公共的施設における禁煙条例	5(4)	条例が平成22年4月に一部を除き施行された。平成23年4月の罰則適用に向けた取組も行われている	
2	地球温暖化対策推進条例	5(5)	条例が平成22年4月に完全施行されたため	
3	遺伝子組換え農作物規制条例	5(4)	条例が平成23年1月に施行されたため	
4	犯罪被害者等支援条例	5(5)	条例が平成21年4月に施行されたため	
5	中小企業活性化条例	5(5)	条例が平成21年4月に施行されたため	
6	文化芸術振興条例	5(5)	条例が平成20年7月に施行されたため	
7	みんなのバリアフリー推進条例	5(5)	条例が平成21年10月に施行されたため	
8	県民パートナーシップ条例	4(3)	条例が平成22年4月に施行されたが、マニフェスト掲載事項が一部条例化されなかったため。(1点減点)	
9	県職員等不正行為防止条例	4(3)	条例は平成19年に施行。不正経理問題の顕在化により前回2点減点。対策が講じられたが、予防の観点から1点増	
10	知事多選禁止条例	4(4)	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていないため	
11	自治基本条例	5(5)	条例が平成21年3月に施行されたため	
I	未来への人づくり	4(4)	評点は昨年度と変わらず4点だが、平均点は3.6点から4.3点に上がっており、着実に進展している	4.3
1	県立学校の施設再整備	5(4)	子どもたちが安全・快適に学習できる環境の整備が推進され、養護学校の整備、学校施設の開放も実施された	5.0
2	教育行政のシステム改革	4(3)	外部評価システムが実施され、その他の取組みも継続されているが、全てにおいて目標未達である	3.8
3	新しい県立学校づくり	4(4)	クリエイティブ・スクールの本格導入等は評価できるが、特別支援教育とバウチャー制度は進捗状況・内容とも不明	4.5
4	教員の人材確保と育成	5(4)	身体障害者選考枠導入、社会人経験者の高等学校教科枠拡大等の多様な人材確保の取組みを大きく評価する	4.8
5	良き市民となるための教育	5(4)	22年度参議院選挙において全ての県立高校で模擬投票を実施したことを大きく評価する	4.7
6	スポーツ振興と部活動活性化	4(4)	かながわアスリートネットワークの創設・活動、外部専門家による部活動の支援活動は着実に進んでいる	3.9
7	地域ぐるみで子育て支援	4(3)	子育て支援プロジェクトは4年間で目標の50事業を達成した	4.0
8	いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3(3)	「学校緊急支援チーム」の派遣件数は各年度いずれも20件未満、いじめへの対応は低い水準にとどまっている	3.9
II	安心な暮らし	4(3)	治安の確保、基地対策は概ね実行。医療体制等の整備は着実に実施。障害者支援は数値目標の達成度が低い	4.1
9	日本一の治安の実現	5(4)	全体として達成度が高く、事業の継続が確保されている	4.9
10	基地対策の着実な推進	4(4)	環境特別協定の締結への動き等、知事の積極姿勢は評価されるが、ほとんど進展を見せなかった施策もある	4.3
11	がんに負けない神奈川づくり	5(4)	重粒子線治療装置導入への着実な取り組みは評価される	4.3
12	県立病院改革で医療向上	4(3)	県立病院の独立行政法人化、医療機関の体制等の整備は評価されるが、医療の質の向上への対策が遅れた	4.2
13	介護人材育成と産科医療充実	4(2)	介護職員の独自の認定研修制度は評価できる。また、異なるデータだが、産科医数の増員傾向が見られる	3.7
14	高齢者の介護充実と虐待防止	4(3)	介護施設の充実と各種研修制度の継続実施を評価	3.8
15	障害者の地域生活支援	3(2)	継続・進展を見せる事業もあるが、数値目標が未達であり、全体として道半ばである	2.9
III	強い経済	4(3)	諸方策が着実に進捗していること、景気悪化に対し可能な限り緊急的対策を講じていることから、4点とした	3.9
16	インベスト神奈川で産業競争力強化	3(2)	方策は着実に実績を重ねているが、企業誘致数の達成度は概ね50%で、新規求人件数は減少傾向にある	3.2
17	羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	4(4)	グランドデザインとそれにもとづく諸方策は評価できるが、連絡路事業についての進展は不十分	4.0

18	高速交通ネットワークの整備	3 (3)	県としては様々な取り組みを実施しているものの、道路整備等の達成度から3点と判断	3.2
19	中小企業の支援強化と活性化	4 (4)	全体に順調に進捗しているが、新たに顕著な進捗があったとは判断できないため、前年度同様の評点とした	4.5
20	かながわツーリズムの新展開	5 (4)	各方策の効果は今後判断する部分が残るが、入込観光客数が5年連続して過去最高を更新していることを評価	4.8
21	地産地消とブランド化で農水産業振興	5 (3)	大型直売センターの設置が目標を達成する見込みとなり、各方策の進捗もおおむね順調のため	4.8
22	産業人材育成と就職支援	3 (3)	方策は全体的に着実に進捗しているが、目標の達成状況は悪化している	3.5
IV	豊かな環境	4 (4)	温暖化対策条例は制定したが、CO2削減は進んでいないなど、諸事業は進展しているが、成果面で課題もある	3.8
23	神奈川発・地球温暖化対策	3 (3)	温暖化対策推進条例制定という目標は達成したが、二酸化炭素排出量の削減は進まず、目標達成は難しい	3.2
24	究極のエコカー電気自動車の開発普及	5 (4)	電気自動車 (EV) は市販が開始され、神奈川県はEVの先進県として高い評価を受けている	4.9
25	環境共生の都市づくり	4 (4)	「みどりのスペース」や「里山竹林保全再生モデル地区」は目標をほぼ達成	4.1
26	なぎさと川の保全・再生	3 (3)	海岸浸食対策計画は平成22年度中に策定予定	3.3
27	丹沢大山の再生と花粉症対策	4 (4)	継続事業を含めて事業は着実に進展している。目標①は「50年構想」だが、それ以外は目標を達成した	4.4
V	先進のマネジメント	4 (4)	平均点は3.6から4.0に上昇。政策31が進展した。政策28ではプライマリーバランス黒字化を達成と判断	4.0
28	新たな行財政改革でスマートな県庁	5 (5)	プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、第3セクター法人数の半減など4つの目標をすべて達成	4.9
29	県民と協働する県政	3 (3)	県民公募委員の配置は進んでいない (22年1月現在達成率33.3%)	2.8
30	政策主導の組織マネジメント	4 (4)	すべての部局長が部局政策宣言を策定し、達成状況を自己評価し報告・公表していることを大きく評価する	4.5
31	新時代の人材マネジメント	5 (3)	管理職登用試験、キャリア開発センター、キャリア選択制 (複線型人事制度) を導入したことを大きく評価	4.4
32	かながわブランド戦略	3 (3)	21年4月からかながわブランド・プロモーションの展開が始まり、「かながわスタイル」の公開から2年が経過	4.2
VI	新しい自治	4 (3)	着実に取組が進んだ。目標未達成もあるが、県単独では実現できないこと等を考慮して小数点以下を加点	3.6
33	分権改革と道州制の推進	3 (3)	条例がすべて制定されたが、その他は国の対応によるものが多く、継続的に取り組まれているが、道半ば	3.7
34	首都圏連合と山静神三県連合の展開	4 (4)	目標、具体的方策とも、継続的に取り組んでいるが、新たな展開に乏しく、効果が見えてこない面もある	4.2
35	市町村合併と政令市移行支援	3 (3)	相模原市の政令市移行や市町村への権限移譲の推進は評価。県西部の合併が白紙となり、達成は困難となった	3.4
36	協働型社会かながわの創造	4 (4)	ボランティア条例の制定ほか、着実に進行している。サポートセンターの機能・組織強化が図られている	3.7
37	自治体外交の展開	4 (3)	各方面で自治体外交を展開し、外国籍県民への支援策が進みつつある。県民が積極的に関わる自治体外交を	3.5
第3部 県民運動の提唱		—	—	
①	あいさつ一新運動	—	【課題がある】各方面で運動を展開されていることは高く評価できるが、県職員の挨拶が実感できなかった	
②	コミュニティ体操推進運動	—	【概ね良好】多彩な活動が進展していることは評価できるが、県民に3033運動が根付いたとは実感として言い難い	
③	もったいない実践運動	—	【概ね良好】登録数は目標の100,000人に対して84,374人を達成。前知事時代よりも運動として前進している	
第4部 知事の行動宣言		—	—	
①	ウィークリー知事現場訪問	—	【大変良好】目標200箇所に対して223箇所 (112%) を達成。HPでの候補地募集からの情報公開のサイクルもよい	
②	マンスリー知事学校訪問	—	【大変良好】目標50ヶ所に対して48箇所 (96%) を達成。教師、生徒、保護者との対話は高く評価できる	
③	県民との対話ミーティング	—	【大変良好】目標40回に対して45回 (113%) を達成。高校生の参画など若い世代とのコミュニケーションも評価	

※右端の「平均点」は、各「分野」を構成する「政策」の評点の平均点、または各「政策」を構成する「目標・方策」の評点の平均点を、それぞれ示す。

(3) 県民モニター委員の意見

- マニフェストの進捗評価に県民の意見・実感を反映させるため、委員会では、県民からの公募に基づいて「県民モニター委員」（60名）を委嘱し、県民の目線で知事の実績を評価することを依頼している。今回も、県民モニター委員の意見を聞いたところ、その概要は次のとおりであった（回答：19名。詳細は資料編・資料2参照）。これらの評価は、過去3年間の取組みに対する印象による評価であり、資料に基づく正確な評価ではないが（ただし、希望者には関係資料を送付）、マスコミ等を通じて形成される県民の受けとめ方・印象を示す貴重なデータと考えられる。
- まず、知事の実績全体をどう評価するかについて、5段階で尋ねたところ、図8のとおり、「80点以上」がもっとも多く10名（52.6%）、次いで「60～80点以上」が8名（42.1%）、「20～40点」が1名（5.0%）となった。この評点は、委員会の評点と異なり、その時点までの取組みに対する評価であり（つまりその時点ごとに100点満点で評価）、年度ごとに増減するものである。前年度は、「80点以上」が6名（37.5%）、「60～80点」が8名（50.0%）、「40～60点」が2名（10.0%）であったため、評価が上がった。仮に「80点以上」を「90点」、「60～80点」を「70点」…というように中間値で点数化して平均点を出すと、22年度末の評点は「78点」であり、委員会の評価結果とほぼ符合する。いずれにしても、全体としては高く評価されているといえる。
- 次に、分野別の取組みをどう評価するかについて5点満点で尋ねたところ、その平均点は「条例宣言」がもっとも高く（4.3点）、次いで「I 人づくり」が高い（4.0点）。これに対して、「II 福祉」がもっとも低く（3.5点）、次いで「IV 環境」と「VI 自治」が低くなっている（3.6点）。これも、委員会の評価と概ね符合している。
- 全体として、県民モニター委員の受けとめ方としても、知事のマニフェストへの取組みは良好と評価されているといえる。

図8 県民モニター委員の評価(全体)

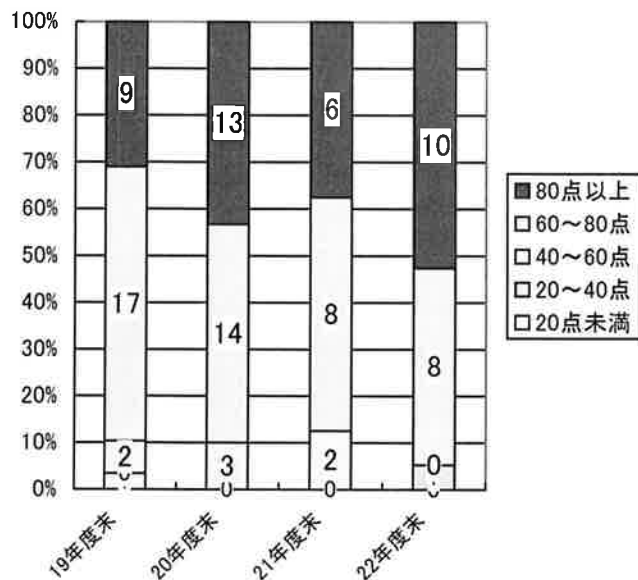
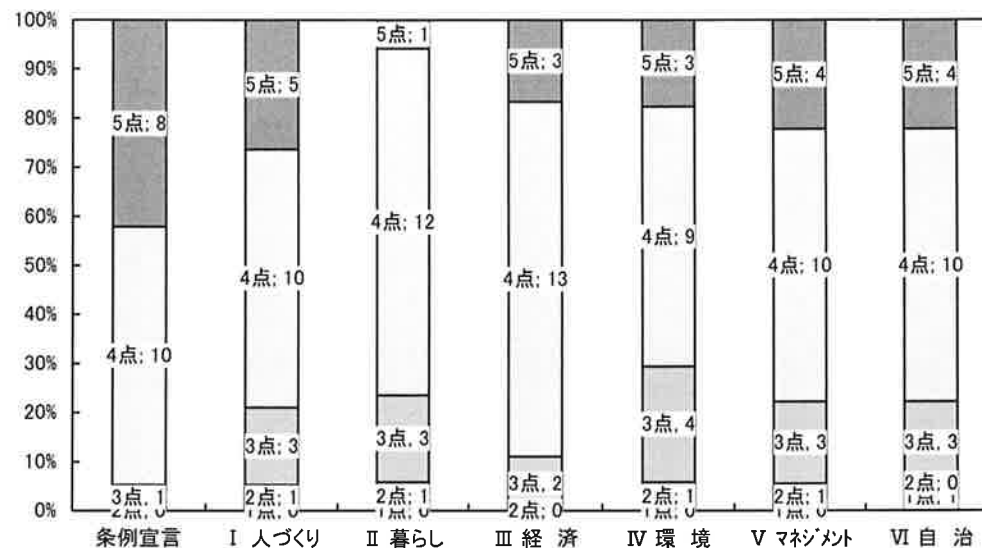


図9 県民モニター委員の評価(分野別)



2 マニフェストの推進と県政運営の課題（提言）

委員会の設置目的のひとつに、「マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること」が掲げられているように（設置要綱2条3号、資料編参照）、マニフェストの意義は、個々の政策目標を実現するだけでなく、これまでの行政のあり方を見直し、県民の視点に立って成果重視の新しい行政運営のスタイルを構築することにあると考える。そこで委員会では、各政策の進捗状況の評価だけでなく、松沢マニフェストの導入によって県政運営が全体としてどのように変わったか、またどのような課題が残っているかについても、点検評価を行ってきた。その一環として、最終年度においては県職員に対してアンケート調査を行い、マニフェストが求める行政スタイルがどこまで県庁に浸透したのかを探ることとした。以下においては、これらの検討結果について委員会の所見を述べるとともに、今後の課題について提言したい。

(1) マニフェスト推進上の課題

- ・松沢知事2期目のマニフェストの進捗状況は、11本の条例宣言がすべて実現したことに象徴されるように、良好と評価できる。しかし、条例は制定が目的ではなく、条例の目的が達成されて初めて意味があるものである。それを象徴する出来事が「県職員等不祥事防止対策条例」制定後に明らかになった大規模な不正経理問題である。知事におかれては条例の制定だけで満足せず、目的達成までしっかりと行政部門を指揮することをお願いしたい。
- ・一方、マニフェストの進捗状況の評価に当たっては、進捗度をはかるための数値が不明確な分野がまだ多くあり、数値がでている分野でもタイムリーに把握できていないものがある。県の担当部門には、必要であれば県独自に調査を行い、統計データを整えて県民に広く公表する努力を求めたい。
- ・職員アンケートの結果をみると、一般職員を含む多くの職員がマニフェストを意識していると回答しており、マニフェストは着実に県行政に定着してきていると判断される。一方、県庁改革については「わからない」とする回答が大半を占めたものの、部局長級では半数近くが「良い効果があった」と高い評価を下している。もっとも、リーダー級職員では約4分の1が「悪い効果があった」と回答しており、マイナス面の克服が今後の課題となろう。また、組織運営への影響について個別に尋ねたところ、「効果があった」とする回答は、知事や部局長のリーダーシップの強化、政策形成機能の強化、「成果主義」の発想の浸透、「コスト意識」の浸透、議会と執行機関の政策論争の活性化、県民の県政への関心の高まり・県民との対話の促進の各項目では過半数を超えたが、「一般職員の自主性・自発性の発揮」については4割程度にとどまっていることに注意する必要がある。

(2) 県庁改革のさらなる推進について

- ・プライマリーバランス黒字化、職員数・人件費削減、第3セクターの半減、県税事務所の事務の外部委託はすべて目標を達成するなど、県庁改革は大きな成果をあげていると評価できる。また、すべての部局長が「部局政策宣言」（部局長マニフェスト）を策定し、その達成状況を報告・公表するなど、政策主導のマネジメントが実現していることも高く評価したい。しかし、その一方で、すべての現場でマネジメント・サイクルが確立しているかについてはいまだ疑問が残るところである。今後はマニフェスト以外の多くの事務事業や現場においてもマネジメント・サイクルをいかに確立していくかが課題である。
- ・とりわけ平成22年度に導入した管理職登用試験と複線型人事制度、職員キャリア開発センターによるキャリア支援は他県に先駆けた新しい取り組みであり、成果を上げるためには全庁的な取り組みが必要である。改革の理念を忘れずに、初志を貫徹する覚悟で臨んでほしい。

3 分野別・政策別の評価結果

松沢マニフェストの分野別（7分野）、政策別（48本）および県民運動の提唱等（6本）の評価結果は、以下のとおりである。なお、評価表の見方については、下記の【参考】を参照していただきたい。

【参考】評価表の見方（記載要領）

1) 分野別点検評価表について

- ・本表は、いずれの欄も委員会として記載したものである。
- ・「1. 政策別評価の結果（まとめ）」には、政策別の評価結果の要点をまとめた。
- ・「2. この分野の評価」には、当該分野の実現状況について、評点（5点満点）を算出し、その理由を記載した。
- ・「3. 今後の課題その他」には、当該分野の進捗状況について今後の課題や概括的なコメントを記載した。

2) 政策別評価表について

- ・本表は、マニフェストの内容から県の取組み状況までの「事実関係」を整理するとともに、委員会としての評価結果を記載するものである。この1枚で当該政策（または条例）に関する情報を集約しており、作業記録としての役割も持っている。
- ・「1. マニフェストの内容（要点）」には、マニフェストの内容について要点を記載した。「具体的方策」については、原則として見出しのみを記載し、必要がある場合（複数の内容が記載されている場合等）にのみ本文部分も記載した。
- ・「2. 総合計画等の位置づけ」では、当該政策に関して総合計画等に定められた規定を抽出して記載した。神奈川県では、県政運営の基本方向について次の3つの計画・方針に分けて策定しており、マニフェストの政策はこのいずれかの計画・方針に記載されている。
 - ①「神奈川力構想・実施計画」（平成19年7月決定）（とくに主要施策・戦略プロジェクト）
 - ②「地域主権実現のための基本方針」（同上）
 - ③「行政システム改革基本方針」（同上）
- ・「3. 政策実現への取組み」では、政策の実現に向けて施策・事業など県として行っている取組みの状況（事実関係）を記載した。これについては、県からの提供資料（メモ、関連資料等）と委員によるヒアリング結果及び文書による質疑応答結果をもとに記載した。
- ・「4. 評価結果」では、「(1)評点」「(2)各目標・方策の評点」「(3)今後の課題その他」を記載することとした。「(1)評点」では、政策全体の実現状況について評点（5点満点）をつけ、その理由を記載した。「(2)各目標・方策の評点」では、政策を構成する「目標」と「具体的方策」の実現状況について、あらかじめ定めた評価基準に基づいて評点（5点満点）をつけ、その理由を簡単に記載した。(1)の政策全体の評点は、この評点をもとに算出したものである。「(3)今後の課題その他」では、政策を実現するための課題や委員会の所見を記載した。

分野別評価表（第1部 条例宣言）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
条例	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点： 5点（5点満点）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期中に条例宣言に掲げられた 11 条例すべてが制定され、うち 10 条例が施行されたことは非常に高く評価できる。マニフェストに沿って着実に取り組んできた成果と言える。 「条例9」については、条例は試行され、不正経理問題への対処も厳格に行われているが、この問題が顕在化したことは県政の信頼を揺るがす大問題であり、不正防止の観点からも満点評価をすることはできないと判断した。 その他、「条例8」と「条例10」は4点としたが、条例8については今後の運用において県民の広い協働が図られることが期待できること、条例10については県としてできうる対応を踏まえ、条例宣言に関する総合評価としては、5点とするのが相当と判断した。 「条例8」の成果である「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」を的確に運用し、ボランティア団体との協働を進めるとともに、条例より一歩進め、県民や企業等との協働にも踏み出すことが不可欠である。 「県職員等不正行為防止条例」については、職員の不祥事防止対策に万全を期し、県民の信頼回復を計ることが急務である。 	
条例1 公共的施設における禁煙条例（仮称）	5点	条例が平成22年4月に一部を除き施行された。平成23年4月の罰則適用に向けた取組も行われている。	厳格な罰則の適用とともに、パトロール実施状況の把握などにより効果を検証し、適確な運用を図られたい。		
条例2 地球温暖化対策推進条例（仮称）	5点	条例が平成22年4月に完全施行されたため	条例に基づく計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の指導・助言、支援等を着実に推進されたい。		
条例3 遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称）	5点	条例が平成23年1月に施行されたため	作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われるよう取り組まれたい。		
条例4 犯罪被害者等支援条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	充実した支援、県民・関係団体・市町村との連携等、適正に運用されたい。		
条例5 中小企業活性化条例（仮称）	5点	条例が平成21年4月に施行されたため	神奈川県中小企業活性化推進計画の実現に向け、着実に取り組まれたい。		
条例6 文化芸術振興条例（仮称）	5点	条例が平成20年7月に施行されたため	条例・文化芸術振興計画に基づき充実した施策の展開が求められる。		
条例7 みんなのバリアフリー推進条例（仮称）	5点	条例が平成21年10月に施行されたため	バリアフリー街づくりの推進に向けた取組の一層の展開が期待される。		
条例8 県民パートナーシップ条例（仮称）	4点	条例が平成22年4月に施行されたが、マニフェスト掲載事項が一部条例化されなかったため。（1点減点）	ボランティア団体との協働を積極的に進めるとともに、県民、企業との協働にも取り組む必要がある。		
条例9 県職員等不正行為防止条例（仮称）	4点	条例が平成19年10月に施行されたが、不正経理問題の顕在化により前回2点減点した。対策が講じられたが、予防の観点から1点増とする。	不正経理問題を教訓に、条例が厳正・的確運用され、不祥事根絶につながり、県民に信頼される権を実現すように不断の努力をされたい。		
条例10 知事多選禁止条例（仮称）	4点	条例は制定したが、議会で修正され、施行されていないため	地方自治基本法制定を含む法制化に向けた働きかけを強めることを期待する。		
条例11 自治基本条例（仮称）	5点	条例が平成21年3月に施行されたため	自治基本条例が画餅に帰すことのないよう、県民への普及啓発活動を含め、県全体で取組みが不可欠である。		
平均点	4.7	—	—		
（参考） 条例サンセットシステムの導入		平成21年度中に全条例の見直し完了。平成21年度に13条例、平成22年度に34条例の改廃が実現した。	今回の見直しをもって対応を終了するのではなく、一定期間経過後、改めて全条例に見直しが必要である。		

政策別評価表（条例－１）

条例１（公共的施設における禁煙条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>受動喫煙による健康への影響を防止し、公共スペースにおける快適な環境をまもるとともに、「がんへの挑戦・10か年戦略」を推進するため、官公庁施設、駅、病院、学校等の公共的施設における喫煙を禁止する条例の制定をめざします。対象施設の範囲や罰則の有無については、今後県民の皆様のご意見を聴いて定めます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト11「安心してくらす地域保健・医療体制の整備」）</p> <p>・構成事業4「生涯を通じた健康づくり」の取組内容「公共的施設における禁煙条例（仮称）の制定」（H19：調査・検討、H20：検討・条例制定、H21：条例施行・運用）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。(20年度)<19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙に関する県民意識調査及び受動喫煙に関する施設調査の実施(H19.10～11) ・公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の設置・運営(H19.11～) ・ふれあいミーティングにおける意見聴取(県内8か所。H19.10～12) ・知事と施設管理者との意見交換会(H20.2) ・知事とたばこ製造・販売事業者との懇談会(H20.3) <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本的考え方発表(H20.4) ・条例の基本的考え方に係るパブリックコメント募集(H20.4～5) ・海外先進事例調査（香港。H20.4) ・知事と（財）県生活衛生営業指導センターとの意見交換会等(H20.6、7) ・ウイークリー知事現場訪問（パチンコ店、飲食店等H20.7、8) ・海外先進事例調査（アイルランド、H20.9) ・骨子案発表(H20.9)、条例の目的を明確にするため、条例名を「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」に変更 ・骨子案に係るパブリックコメント募集(H20.9～10) ・知事との県政トーク開催(H20.10) ・県政モニター県政課題アンケート実施(H20.10) ・受動喫煙防止対策に関する飲食店及び宿泊施設に対する意識調査実施(H20.10) ・ウイークリー知事現場訪問（バー、レストランH20.11) ・条例素案発表(H20.12) ・条例素案（修正版）発表(H21.1) ・県民タウンミーティング開催(H21.1) ・条例案発表(H21.2)、県議会2月定例会に提案、可決・成立 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年4月の条例施行に向けた周知活動を実施 ・条例施行規則公布(H21.7) ・施設管理者向け条例説明会実施(H22.2末で約450回開催) ・県民向け条例周知キャンペーン実施(H21.5から各地で開催) ・条例応援団制度制定(H21.11)、条例協力店制度制定(H22.2) ・「スモークフリー」トライアル週間実施(H22.2.4～H22.2.10) ・受動喫煙防止県民フォーラム(H22.2.6 湘南台文化センター) ・条例施行直前キャンペーン(H22.3.25～3.31) <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引続き条例施行の更なる周知とH23.4の全面施行に向けた周知活動を実施 ・戸別訪問、通報に対する状況確認、事業者等への条例説明会、施設管理者向け分煙技術相談会等 <p>・H23.4に全面施行（罰則の適用）</p>	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月に条例を公布し、平成22年4月に一部を除き施行している。 罰則規定の一部が平成23年4月1日施行となっており、現時点では未施行部分はあるが、積極的な周知活動を含め、適正な条例運用に努めていることや、完全施行に向けた取り組みも行っていることから、評価基準に照らしても、5点として差し支えないと判断した。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙の防止という条例の目的に立ち返り、単に周知活動にとどまらず、目的実現に向け、関係者等と連携しつつ多面的な取り組みを展開されたい。 ・平成23年4月に罰則規定が適用されるが、条例の実効性を確保する意味でも、厳格な罰則の適用を期待する。 ・条例施行後、相当数の通報や相談、意見等へ対応されているが、条例の更なる実効性の確保を図るよう、施設パトロールの実施状況の把握などにより、効果を検証し、適確な運用を図られたい。 ・受動喫煙防止については、国も動きを見せているが、これと呼応し公共的施設の禁煙化も含めたさらなる取り組みが期待される。

政策別評価表（条例－２）

条例２（地球温暖化対策推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地球温暖化が深刻化する中で、地域から実効性のある地球温暖化対策を行うために、県・県民・企業の責務、事業活動におけるエネルギー管理や環境配慮、家庭生活における対策等を定めるとともに、温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を推進する条例の制定をめざします。これにより、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」（2006年6月改訂）の二酸化炭素排出量の削減等の目標達成をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト28「地球温暖化対策の推進」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組む事業の記載「2007年度中を目途に『神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）』を制定」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定した。（21年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年3月に「地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、条例の制定を含め、本県の実施する地球温暖化対策について検討を開始。 ・19年7月、県政モニター会議、県政モニターアンケート、及びeかなネットアンケートを利用して県民意識調査を実施。 ・中間的な委員会案「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」を作成。20年1月21日から2月20日にかけて、県民意見募集を行うとともに、2月12日に県民集会を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年6月に、検討委員会による条例の最終案を県に提出。（その後、検討委員会で議論した他のテーマの報告書とともに、同年9月に統合報告書が県に提出） ・20年10～11月に「地球温暖化対策推進条例骨子案」について県民意見募集を実施。 ・また、意見募集と同時期に、地球温暖化をテーマに、「知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング」を県内8会場で実施。 ・検討委員会案や県民意見等を踏まえて「地球温暖化対策推進条例案」を取りまとめ、21年2月に県議会2月定例会に提案（継続審査）。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・21年6月定例会で可決、成立。 ・21年7月に公布の後、同年10月1日に一部施行。22年4月1日に全面施行。 <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22.4より同条例に基づく「事業活動」「建築物」「特定開発事業」にかかる計画書制度の受付を開始するとともに、9月より「かながわ地球温暖化対策大賞」募集開始 	<p>(1)評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月に条例が完全施行されたため。（前回評価段階で5点の評点） <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化は深刻さを増し、地域にとっても重要な喫緊の課題である。条例に基づく地球温暖化対策計画等の策定、事業者・建築主・開発事業者等の地球温暖化対策への指導・助言、支援等を着実に推進し、条例の効果を上げ、神奈川県が先頭に立って地球温暖化対策を推進されたい。（前年度と同様）

政策別評価表（条例－3）

条例3（遺伝子組換え農作物の規制に関する条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>遺伝子組換え農作物の栽培によって、人の健康や生物多様性など環境に影響を与えるおそれがあり、消費者の不安を招いていることから、こうした影響を防止し県内農産物への信頼性を確保するため、これらの栽培に許可等を要することとし、分別管理の徹底、拡散の防止等の措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出して別の生物に導入したり、人工的に遺伝子の配列を改変したりすることにより、生物に一定の性質を与える技術です。除草剤や害虫に強い農作物をつくることなどが可能になるため、トウモロコシ、ダイズなどに実用化されています。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト6「農林水産業の新たな展開」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成事業3「遺伝子組換え農作物の栽培規制による県内産農産物の品質の確保」の取組内容「条例の制定、運用」（H19：検討・制定、H20～：運用） 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「遺伝子組換え作物交雑等防止条例」を制定した。（21年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催（検討委員会 H19/5/30, 8/1, 11/16 計3回、専門部会 H19/7/6, 8/24 計2回） 関係する団体等への説明会を開催（H19/10/20～11/7の間 計7回） 20年2月県議会に検討委員会等での検討状況を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業技術センターにおいて交雑防止基準の確立試験を実施。 検討委員会での意見や食の安全・安心推進条例（仮称）の検討状況を踏まえ、条例の目的、制度設計について検討。 遺伝子組換え農作物の規制について市町村アンケートを実施。 遺伝子組換え農作物の交雑等の防止検討委員会等を開催。（検討委員会及び専門部会 H21. 3. 30） <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心の確保推進条例（案）の検討状況を踏まえ、法的、技術的な観点から遺伝子組換え作物の栽培規制に対する課題を整理し、検討委員会を開催（H21. 3. 30、H21. 5. 13）。 遺伝子組換え作物の栽培規制に関する意見交換会の開催（H21. 8. 10、8. 11）。 遺伝子組換え作物の栽培規制に関するアンケート調査の実施（H21. 8. 10～28）。 遺伝子組換え作物交雑等防止条例（仮称）骨子案及びガイドライン案を常任委員会等へ報告（H21. 9）。 条例骨子案及びガイドライン案の県民意見募集の実施（H21. 10. 16～11. 16）。 関係団体等に対し条例骨子案等説明会の開催（H21. 10. 27、10. 30）。 条例素案を常任委員会等へ報告（H21. 12）。 遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドラインの策定・施行（H22. 1. 4）。 関係団体等に対し条例素案説明会の開催（H22. 1. 14）。 神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例案を22年第1回定例会へ提案（H22. 2）、可決。 施行規則案の概要に対する県民意見募集の実施（H22. 7. 23～8. 23） 関係団体等に対し施行規則案説明会の開催（H22. 8. 4、8. 5） 交雑等防止基準設定に係る学識経験者意見聴取の実施（H22. 8. 31～9. 13） 第3回定例会環境農政常任委員会へ条例施行に係る取組状況を報告（H22. 9） 施行；平成23年1月1日 	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年1月に条例が施行されたため。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 作物栽培者への周知等を適確に行い、届出等の手続が適正に行われ、条例の実効性が確保されるよう、取り組まれない。 <p style="text-align: right;">（前年度と同様）</p>

政策別評価表（条例－４）

条例４（犯罪被害者等支援条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>犯罪被害者やその家族は、犯罪によって健康や生活面で厳しい状況に置かれています。犯罪被害者等基本法（平成17年制定）をふまえて、犯罪被害者の「個人の尊厳」を守り、その権利利益を保護するため、県の責務、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、支援体制の整備等の措置を定める条例の制定をめざします。これにより、犯罪の抑止→取締→被害者支援の一連の総合的対策が可能となります。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心してらせる地域社会づくり」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の取組内容「犯罪被害者等への支援」の「条例の制定」（H19：検討[有識者懇談会の設置、条例素案等の検討]、H20：制定、H21：施行） 	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心まちづくりセンター」を開設（H19.6）し、犯罪被害者等支援総合相談窓口を開設。メールによる相談も開始。 ・犯罪被害者等支援施策及び犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について、専門の見地から意見を聴取することを目的に「犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」を設置（H19.6）。（5回開催） ・懇談会の検討に資するため、犯罪被害者等に対する意識調査を実施（H19.9） ・懇談会において犯罪被害者等からの意見聴取を実施（H19.10） ・神奈川県犯罪被害者支援シンポジウム（H19.11）を開催。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者懇談会から、県として充実すべき施策と条例制定についての提言を受領（H20.5） ・20年6月には、有識者懇談会からの提言や犯罪被害者等の意見を踏まえて、条例の基本的考え方をまとめ、県民意見募集を行うとともに、20年6月県議会に報告。 ・20年9月には、県民意見を反映させた条例素案を策定し、9月県議会に報告 ・平成20年12月県議会に条例案を提案（継続審査） ・平成21年2月県議会において可決・成立。 ・平成21年2月県議会に支援推進計画案を報告し、3月に支援推進計画を策定。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21.4.1に条例を施行。 <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援計画に基づき県民意見募集を行い、支援施策検証委員会を設置、検証結果報告書を受領（H22.5～8） ・サポートステーション相談件数1,415件、月平均94.3件（H21.6～H22.8末まで） ・支援件数は、法律相談73件、生活資金貸付4件、緊急避難場所提供2件、カウンセリング932件、直接支援368件の合計1,379件 	<p>(1) 評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点） <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例および計画に基づいて、充実した支援が行なわれるよう、適正に運用されたい。 ・安全・安心まちづくり条例や個別の取り締まりなどと、一体的、総合的に運用することで、相乗効果を生み出すことが期待される。 ・条例の実効性を高めるために、県民、関係団体、市町村との連携をさらに深めつつ、取組みを継続されたい。（前年度と同様）

政策別評価表（条例－５）

条例５（条例５ 中小企業活性化条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>神奈川の中小企業は、全国トップクラスのものづくりやサービスを支え、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。変動する経済環境の中で、意欲ある中小企業の経営の安定と活性化を図るため、中小企業の経営基盤の強化、技術開発等の促進、金融の円滑化、人材の確保等の支援施策を定めるとともに、県の責務や中小企業の努力等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」）</p> <p>・構成事業1「「中小企業活性化条例（仮称）」の制定」（H19:調査・検討、H20:制定、H21～:事業展開）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県中小企業活性化推進条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かながわ産業活性化懇話会での検討（H19.9～H20.3 4回開催） ・中小企業、中小企業団体等との意見交換会を実施（H19.10～H20.3 31回開催、意見数822件） ・県議会への報告（H19.9:策定方針、H20.2:骨子（案）） ・中小企業活性化条例骨子の作成（H20.3） <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例骨子に対するパブリックコメントの実施（H20.4～5 意見交換会5回開催、意見数延べ202件） ・かながわ産業活性化懇話会での検討（H20.4～9 2回開催） ・県議会への報告（H20.6、8:素案について） ・条例素案に対する説明会を実施（H20.7 中小企業団体等8回開催 H20.9 県内理工系11大学訪問） ・県議会9月定例会に提案、可決・成立 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県中小企業活性化推進条例は、平成21年4月1日施行 ・同条例の規定に基づき、県民、中小企業者、中小企業団体、有識者等で構成された神奈川県中小企業活性化推進審議会を4月1日に設置 ・6月4日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）の策定について、諮問の上、審議 ・6月25日 神奈川県中小企業活性化推進計画（案）について答申 ・同条例に基づく「神奈川県中小企業活性化推進計画」を6月に策定 <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県中小企業活性化推進審議会において、計画に掲げられた目標の達成状況や事業の進捗状況について審議 ・6月2日 神奈川県中小企業活性化推進計画・平成21年度構成事業実績等について審議 ・7月5日 神奈川県中小企業活性化推進計画・平成21年度構成事業実績等に対する評価を提出 	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年4月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点） <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の運用について、毎年度終了後に、中小企業活性化推進計画に位置づけられている目標の達成状況や事業の進捗状況について確認を行い、神奈川県中小企業活性化推進審議会による評価等を踏まえて翌年度の事業の改善に反映させていくこととしている。条例を作りっぱなしにしない対応として評価できるので、さらに計画の実現に向け、着実に取り組まれない。（前年度と同様）

政策別評価表（条例－6）

条例6（文化芸術振興条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取り組み	4. 評価結果
<p>神奈川県はこれまでもすぐれた文化芸術をはぐくんできましたが、さらに若手クリエイターの育成などによって新しい文化芸術の創造を支援する必要があります。文化芸術の振興によって魅力ある創造的な地域をつくるため、文化芸術をめぐる関係者の責務と役割、基本施策、人材の育成、県民による文化活動の支援、文化芸術振興会議の設置等を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」</p> <p>・構成事業1「文化芸術振興条例（仮称）の制定に向けた取り組み」（H19:素案（条例案の検討）、H20:制定（6月議案提案））</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県文化芸術振興条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に関して、有識者からの意見聴取を目的とした「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」を開催（4回。4/23、5/14、9/12、12/21）。 ・市町村（7.18）、文化活動団体から意見を聴取（アンケート調査、7～8月、237団体）し、「条例の基本的考え方」を取りまとめ。 ・「条例の基本的考え方」に関して、県民意見反映手続による意見募集を実施（10/29～11/30）。 ・「条例の基本的考え方」に関して、県民フォーラムを開催（11/27） ・平成20年2月県議会に条例の素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会6月定例会で「神奈川県文化芸術振興条例」可決、公布、施行（H20.7.22） ・条例に基づき、「神奈川県文化芸術振興審議会」を設置（H20.9.1） ・審議会で、文化芸術振興計画を審議（3回 H20.9、11、H21.3） ・平成20年12月県議会へ計画素案を報告 ・計画素案について、県民意見反映手続による意見募集を実施（H20.12～H21.1） ・平成21年2月県議会へ計画案を報告 ・「かながわ文化芸術振興計画」を策定（H21.3月末） ・計画に基づき関連施策を実施 	<p>(1)評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月に条例が施行されたため。 （前回評価段階で5点の評点） <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興計画の適確な進捗管理を行い、条例を絵に描いた餅に終わらせないよう、着実に取り組まれない。 ・県単独で文化・芸術の振興を実施するだけでは効果は限定的となることから、関連施策の実施に当たっては、文化芸術振興計画に記載されているとおり、さまざまな文化・芸術活動主体と連携・協働することが肝要である。 ・すでに文化団体（NPO）、市町村などの共催方式等で実施している伝統芸能などの公演、演劇・音楽などのジャンルを超えた舞台芸術作品の公演、指導者育成などの取り組みをさらに拡大し、神奈川の文化芸術の振興に取り組まれない。 （前年度と同様）

政策別評価表（条例－7）

条例7（みんなのバリアフリー推進条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>これまで街や建築物のバリアフリー化が進められてきましたが、さらにだれもが自由に移動し社会に参加できる「ユニバーサルデザイン」の街づくりが求められています。新バリアフリー法の制定をふまえて、「福祉の街づくり条例」を全面改正し、多数の方々を利用する学校、病院、ホテル等のバリアフリー化を義務づけるなど、より徹底した措置を定める条例の制定をめざします。</p> <p>※ 新バリアフリー法とは、建築物の基準を定める「ハートビル法」と、公共交通機関の基準を定める「交通バリアフリー法」を一体化して平成18年に制定された法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（戦略プロジェクト8「ともに生き、支えあう地域社会づくり」）</p> <p>・取り組む事業の記載「より実効性のある条例での取組み」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県福祉の街づくり条例あり方検討会発足（H19.4）。（会議5回、ワーキング7回、カラーバリアフリー検討会1回） ・「神奈川県福祉の街づくり条例の見直しに向けた基本的考え方」をまとめ、県民意見募集を実施。（H20.1.7～2.5） ・福祉のまちづくりを考える県民フォーラムを実施。（H20.2.4） <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正骨子案」（H20.7.14～8.12）をまとめ、県民意見募集を実施。 ・「福祉の街づくり条例」を「みんなのバリアフリー街づくり条例」に改正。（H20.12.26公布） ・バリアフリーまちづくりフォーラム実施。（基調講演、表彰式、改正条例説明会）（H21.2.17） ・県民意見募集を実施し、同条例施行規則を改正（H21.3）。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーまちづくりフォーラム実施（基調講演、表彰式）。第1回（H21.2.17）第2回（H21.11.26） ・みんなのバリアフリー街づくり条例及び施行規則の施行（H21.10.1） ・バリアフリー街づくり推進検討会議の実施（H21年度：3回） ・カラーバリアフリー講習・相談会の実施（県内7圏域で7回実施、受講者158名、相談件数8件） ・既存建築物のバリアフリー化事例を調査、検証の上、既存建築物バリアフリー化整備ガイドラインを作成、普及（H21年度） <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物のバリアフリー化事例を調査、検証の上、既存建築物バリアフリー化整備ガイドラインを作成、普及（H22） ・バリアフリー街づくり推進県民会議の実施（H22年度：2回予定） ・バリアフリー街づくり推進県民会議調整部会（H22年度：2回予定） ・障害者、高齢者等の県民からバリアフリーに関する意見等を募集開始（H22.10） ・色覚障害者当事者によるカラーバリアフリー相談窓口の開設（H22：15回予定） ・色覚障害者当事者によるカラーバリアフリーアドバイザー派遣の実施（H22：10施設予定） 	<p>(1) 評点：5点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年10月に条例が施行されたため。（前回評価段階で5点の評点） <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の実効性を発揮するよう努められるとともに、バリアフリー街づくりの推進に向けた取り組みの一層の展開が期待される。 ・市町村が同様の条例を制定した場合の県条例の適用除外の運用について、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村の実情に即した柔軟な対応を行うよう努められたい。

政策別評価表（条例－８）

条例８（県民パートナーシップ条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>地域の課題を解決し県民の生活を支えるには、県民、企業、NPO、コミュニティ組織など様々な主体が力をあわせて社会を支える「協働型社会」に切り替える必要があります。活力ある「協働型社会かながわ」を実現するため、県民・NPO・県の責務、協働の原則、県とNPOの協約（コンパクト）、NPO等への支援等の措置を定める条例の制定をめざします。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト25「多様な主体が公共を担う協働型社会の実現」）</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （I-2「企業、NPOなどとの協働と連携」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略プロジェクトの構成事業5「パートナーシップ推進のしくみづくり」の取組内容「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」 ・基本方針の「I-2(1)企業、NPOなどとの協働と連携の推進」の取組項目「県民パートナーシップ条例（仮称）の制定」 <p>（H19：検討、H20：素案、H21：制定）</p>	<p>(1)目標の達成状況</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ協働推進会議」に新たに企業関係者を加えた専門部会（NPO関係者5名、企業関係者3名、県職員2名で構成）を設置し、条例案の検討を開始した（H19.8.23設置、6回開催）。 ・県民、NPO法人、企業を対象に、ボランティア活動等に関する調査を実施（H19.11）。 ・県内4箇所（相模原、横浜、小田原、川崎）でフォーラムを開催。（H19.10～11） ・平成20年2月県議会に条例骨子案素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等に関する調査発表（第1次集計結果速報H20.2.28） ・ボランティア活動等に関する調査結果発表（H20.3.26） ・条例の基本的考え方（骨子案）について県議会9月定例会で報告 ・パブリックコメント（H20.10.17～11.28）を実施 ・県民フォーラム（H20.10.18～H20.11.28 県内8地域 参加357人） ・条例検討部会報告のとりまとめ <p><H21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会に部会検討報告書の概要を含む検討状況を報告（H21.4） ・神奈川の協働を推進する県民会議を設置し意見交換を実施（H21.5） ・6月定例会常任委員会に第二次骨子案を報告。 ・一般の県民が参加する「かながわの協働を考えるフォーラム」を開催し、第二次骨子案について説明し意見を募集（H21.7） 県民参加者（117人）からの提出件数 57件・ ・第二次骨子案について、市町村へ意見照会等を実施（H21.7） 意見件数 30件 ・9月定例会常任委員会に県民パートナーシップ条例（仮称）の素案を報告。 ・常任委員会にボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例（仮称）の素案を報告。（H21.11） ・12月定例会へボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例案を提出、22年3月可決、公布。 <p><H22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月1日施行。 ・庁内協働推進会議、協働推進実務担当者等研修を実施し、庁内へ周知 ・県のたよりやテレビ、ラジオ、その他広報媒体により、県民向けに広く条例の趣旨を周知 	<p>(1)評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月に条例が施行されたが、マニフェストに掲げられた項目の一部（県民・NPOの責務）が条例に盛り込まれなかった。 ・マニフェストの内容をみると、確かに後段に記載のとおり県とNPOとの協働が条例の中心と考えられるが、加えて、前段に記載しているとおり、協働型社会に切り替えるためには、NPOのみならず、県民、企業、コミュニティ組織など様々な主体と力を合わせる必要があるとしている。そうしたマニフェストの趣旨を踏まえ、県と対等なパートナーを組む県民、NPOの責務が設けられなかった点は不十分と言わざるを得ず、マニフェストの完全な実現とは言えないと考える。 ・以上、条例施行をもって5点とするところ、1点減点することが妥当であると判断した。 <p>(2)今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づきボランティア団体等の協働を積極的に推進するとともに、県民や企業など他のアクターも県政を支えるパートナーと受け止め、協働を進めることが求められる。 ・協働型社会の実現に向けた政策として掲げられている「県民政策提案」などのほか、県民参加制度全般の条例化の検討の必要はないか。（前年度と同様）

政策別評価表（条例－9）

条例9（県職員等不正行為防止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>最近、全国的に首長の不祥事が相次ぐとともに、県職員の事故・不祥事も目だっています。そこで、知事などを含む県職員全体の違法行為・不祥事を防止し、県民の信頼を確保するため、職員の行動指針、内部通報制度、不当な働きかけへの対応等の制度を定めるとともに、これらの実効性を担保するため、第三者機関として不正行為等監視委員会（仮称）を設置する条例の制定をめざします。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅲ－2「県民から信頼される県行政の実現」）</p> <p>・「Ⅲ－2（5）県の自律性の向上」の取組項目「職員等の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を制定した（19年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県職員等不祥事防止対策条例」を公布・施行（H19. 10. 19） ・「神奈川県職員等不祥事防止対策協議会」を附属機関として設置し開催（H19～22：9回） ・条例施行に伴い、既存対策を充実強化（H19. 10. 19） <p>神奈川県職員行動指針：管理監督者の意識啓発を図る1項目を追加 内部通報制度：外部調査員（弁護士）が直接調査できる制度に改正し調査力を強化 働きかけへの対応：働きかけに関する疑問について職員が相談できる「働きかけ外部相談員」（弁護士）を新たに設置</p> <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員を対象とした不祥事防止研修を実施（H20、H21、H22 政策課題トップセミナー） ・20年4月から不祥事防止推進員を配置して全職場249所属を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H20. 4. 18～H21. 3. 5） ・一斉定期点検を大幅に見直し実施（点検期間：H20. 6. 1～H20. 9. 30） ・不祥事防止対策の実施状況を毎年度ホームページで公表（H19～H22） <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止推進員を配置して教育・警察を除く全職場を訪問し、不祥事防止の観点から指導・助言（H21. 4. 22～H22. 3. 4） ・一斉定期点検の実施（点検期間：H21. 6. 1～H21. 9. 30） <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップセミナー、所属庁特別研修、階層別研修等を通じ全職員にコンプライアンス研修を実施（H22. 4～10） ・指導課長をリーダーとする「特別会計事務検査」実施体制の整備（H22. 10） ・特に指導が必要な出先機関を指定する「重点指導事務所制度」の創設（H22. 10） ・出先機関の物品調達を集約化する仕組みの検討（H23導入予定） ・不適正経理の要因となった会計システム等の見直し（H22. 7検討組織設置） ・総務局長、会計局長及び各局企画調整部長等で構成する「経理適正推進会議」を設置して進行管理を行い再発防止策を推進。（H22. 5） 	<p>(1) 評点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月に条例が施行されており、平成19・20年度の評価段階で5点の評点を付けた。 ・その後、平成21年度に県職員の不正経理問題が顕在化した。不正行為自体は条例制定以前に発生したものであるが、この問題は到底看過できるものではなく、本条例を制定している県として大いに恥ずべき事態である。そこで、平成21年度は、今後の改善への期待も込め、マイナス2点の評価とした。 ・問題表面化後、不正行為に対する厳格な対応がなされるようになったほか、従来、不正行為として扱われなかった行為も不正行為として顕在化してきており、職員が再発防止に向けた学習をすることにつながったものと思われる。 ・さらに、コンプライアンス研修、特別会計事務検査の実施、重点指導事務所制度の創設、経理適正推進会議の設置など運用面で相当の強化が図られている。 ・以上、運用上の改善が施されていることは高く評価できるが、条例には、対策のみではなく「予防」が盛り込まれており、マニフェストの重要なポイントである。その点、条例制定前とはいえ、問題が今期の知事任期中に発生したことは重く受け止めねばならない。 ・一連の対応において、条例の見直しが対策検討の俎上にも上がらなかったことは、結果はともかく、防止の観点から疑問がないではない。 <p>以上を総合的に考慮した上で、満点評価することは適当でないと考え、運用改善を評価した上で、前回から1点増加するのが妥当と判断した。</p> <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正経理問題を教訓に、本条例が厳正、的確に運用され、不祥事根絶につながり、県民に信頼される県を実現できるよう不断の努力をされたい。

政策別評価表（条例－１０）

条例１０（知事多選禁止条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>幅広い権限を有する知事が長期にわたり在任することによって、独善的な組織運営、人事の偏向、議会との癒着などの弊害が生じるおそれがあります。こうした弊害を防止し、清新で活力ある県政を確保する民主政治のルールとして知事の在任を連続３期までに制限する条例の制定をめざします。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 （取組施策１０：自治基本条例等の制定に向けた取組み）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」を制定した（19年度）（未施行）。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・八都府市首脳会議において、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明（H19.5.30）。 ・菅総務大臣（H19.5.31）、塩崎官房長官（H19.6.4）に要望。 ・平成19年9月県議会定例会において「神奈川県知事の在任の期数に関する条例」が成立（H19.10.12）し、公布（H19.10.19、施行日については地方自治法等関係法令の改正を踏まえ、改めて条例で定める）。 ・本条例成立以降、首相官邸、総務大臣、各政党の政策担当者、政府の地方分権改革推進委員会の委員に対し、知事から直接、条例の成立や県議会の決議を報告するとともに、早期に法制化されるよう要請。 ・「第33回県・横浜・川崎三首長懇談会」の共同声明として「首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正の早期実現」を表明（H19.10.18）。 ・「第52回八都府市首脳会議」にて「首長の在任期間の制限に関する意見」として、関係法令の改正について改めて意見表明（H19.11.12）。 ・「政府主催全国都道府県知事会議」にて、知事が福田総理大臣に対し首長の在任期間制限を条例に委ねる法改正について要望（H19.11.14）。 ・「自由民主党政務調査会選挙制度調査会・総会」にて、知事から自民党国会議員に対し「各自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地方分権型の制度として法制化すべき」との意見を述べた（H20.1.23）。 <p><20年度～></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国の施策・制度・予算に関する提案」で、毎年度、地方の自主性、自立性を高めるため、首長の多選を条例により制限できることを法律に明文化することを最重点事項として要望。 ・八都府市首脳会議（H22～九都府市）において、春・秋ごとに、法律により一律に制限するのではなく、条例に委ねる仕組みとするよう意見表明。 	<p>(1) 評価点：4点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の評価段階からの進展は特になく（平成19年度、条例制定済み・未施行＝施行時期未定）。 ・今回、マニフェスト評価の最終年度に当たり、知事や県行政が条例施行に向け、これ以上対応することが困難ということは十分理解できることから、5点と評価することも考えられる。 ・しかし、本評価はマニフェストの内容の実現状況を厳格に評価することが肝要であること、条例の提案権が知事にあることなども考慮すると、前回の評価を踏襲することが妥当と判断した。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多選を禁止することについては消極的な見解も少なくないが、引き続き、本県が中心となって、法制化に向けた働きかけを強めることを期待したい。 ・とりわけ、現在国において検討されている地方政府基本法制定に向けた動きは、長の多選制限も包含する地方自治の組織及び運営に関する大転換ともなりえることから、引き続き法律制定に向け、国等に働きかけるとともに、動向を注視する必要がある。

政策別評価表（条例－１１）

条例１１（自治基本条例（仮称））

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>本格的な地方分権時代を迎え、県が県民の信託に基づく広域自治体としての役割を果たすために、「神奈川県憲法」として、県政運営の原則、県議会の役割、県民の県政参加・県民投票制度、市町村の県政参加等のしくみを明確にする条例の制定をめざします。なお、条例提案までに、県民、NPO、市町村等のご意見を十分に聴き、反映させます。</p>	<p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 （取組施策10：自治基本条例等の制定に向けた取組み）</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県自治基本条例」を制定した。（20年度）</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県自治基本条例検討懇話会（H17.10設置）の報告書をもとに、地方分権フォーラムを開催し、県民との意見交換を行うなど県民や市町村に対して意見募集等を実施。 ・19年9月県議会に、「神奈川県自治基本条例（仮称）」第一次素案を報告。 ・条例素案をもとに、県内5箇所（相模原、大和、横浜、松田、藤沢）で地方分権フォーラムを開催するとともに、ワークショップを2回開催。県民や市町村等からの意見募集等を実施（H19.10～11）（意見総数703件）。 ・20年2月県議会に「神奈川県自治基本条例（仮称）」第二次素案を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第二次素案について、地方分権フォーラムなど県民・市町村参加を実施（4～11月）。 ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版）を20年6月県議会に報告。（7月） ・県議会が学識経験者から意見聴取。（9月） ・「神奈川県自治基本条例」第二次素案（修正版＜条文イメージ＞）を20年9月県議会に報告。 ・「神奈川県自治基本条例」条文イメージを県議会に報告。（11月） ・県議会12月定例会に条例案を提案（継続審査） ・県議会2月定例会で可決・成立 <p><平成21年度></p> <p>県民集会や地方分権出前講座など多様な参加機会を通じて、県民・市町村に条例の趣旨・内容を広く周知した。</p>	<p>(1) 評点：5点／5点満点 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月に条例が施行されたため。 （前回評価段階で5点の評点） <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例が、都道府県で初めて制定されたことは意義深いですが、本条例は県民の理解が欠かせないため、普及啓発活動が極めて重要であり、継続的な取組みが肝要である。 ・本条例が真の自治基本条例となるよう、実効性のある取組みが不可欠である。とりわけ「議会基本条例」との連携・相乗効果が期待される。 ・自治基本条例に規定されている市町村への権限移譲、市町村の県政参加、民間公共活動との連携協力の具体的な施策を講じるなど、条例が絵に描いた餅にならないよう県全体での取組みが不可欠である。 ・国が検討を進める地方政府基本法は、自治基本条例に少なからず影響を及ぼすと思われることから、注視する必要がある。

政策別評価表（条例一参考）

（条例サンセットシステムの導入）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>たえず時代に適合した条例とするため、一定期間ごとに、県の条例（政策的条例）の施行状況などを評価し、有効なものは存続させ、社会状況に合わなくなったものや目的を達したものは改正または廃止する「サンセット」の制度を導入します。</p>	<p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施 （Ⅱ-3「業務プロセスの改革」）</p> <p>・「Ⅱ-3(2) 条例や制度等の見直し」の取組項目「一定期間を経過した条例の見直しの実施」</p>	<p>(1) 目標の達成状況</p> <p>○「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定した。</p> <p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例の現況を把握するため、条例の性質や法令との関係などについて、条例調査を実施（H19.5、H19.9）。 ・ 条例調査の調査結果を踏まえ、さらに規定の内容を詳細に把握するとともに、条例見直しの仕組みに対する意見交換を行うため、県民生活に関連が深い条例の所管課を中心にヒアリングを実施（H19.11）。 ・ ヒアリングの結果も踏まえて作成した条例見直しの仕組みの素案（たたき台）について、各部局へ意見照会を実施（H19.12～H20.1）。 ・ 20年2月県議会に、「条例見直しの仕組み」（案）を報告。 <p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県条例の見直しに関する要綱を制定（H20.4.1 施行）。 ・ 20年6月県議会定例会において、県民の権利を制限し、又は義務を課す規定を含む条例など計82条例について、見直し規定を設ける条例改正を提案し、可決施行。 ・ 22年3月末までに見直す旨を規定・・・72 条例 ・ 条例の施行日から5年を経過するごとに見直す旨を規定・・・10 条例 ・ 20年度においては、22年3月31日までに見直しを行う条例（297 条例）のうち概ね半数（150 条例）の見直しが終了。 <p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年6月県議会定例会において、20年度に見直しを行った条例で改正等が必要なもののうち、見直し規定の更新等、共通的な事項について、所要の改正等を行う必要がある13 条例について、一括して改正等を提案し、可決施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し規定の改正・・・7 条例 ・ 引用条項等の整理・・・5 条例 ・ 既に役割を終えた条例の廃止・・・1 条例 ・ 22年3月31日までに、297 条例の見直しを完了 <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年第2回県議会定例会において、21年度に見直しを行った条例で改正が必要なもののうち、見直し規定の更新等、共通的な事項について、所要の改正等を行う必要がある34 条例について、一括して改正等を提案し、可決施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し規定の改正・・・29 条例 ・ 引用条項等の整理・・・5 条例 ・ 既に役割を終えた条例の廃止・・・1 条例 ・ 22年度中に見直しを終了すべき条例について、見直し作業が終了。 	<p>条例は制定した段階で完結ではなく、いかに適正に運用し、地域課題の解決を図っていくかが重要である。そうした視点から、条例の見直しをシステム化することは意義深い。</p> <p>本項目は、条例宣言の直接の対象ではないが、条例の有効性、効率性等を確保するための先進的な対応として評価できるので、条例のマニフェスト評価に準じて検証した。</p> <p>なお、仮に評価点をつけるとすれば、以下の理由により「5」点となる。（前回と同文）</p> <p>(1) 評価理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定（平成20年4月1日施行）し、全庁的に条例の見直しをすることとした。特に重要な既存条例82件について、条例改正により見直し規定を設けた（平成20年6月）。 ・ 平成21年度中に全297 条例の見直しを完了するとともに、その結果を受け、見直し規定を盛り込むなど、平成21年度に13 条例、平成22年度に34 条例の改廃が実現した。 <p>(2) 今後の課題その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を取り巻く環境は常に変化するので、今回の見直しをもって対応を終了するのではなく、一定期間経過後、改めて全条例を見直すなど、継続的なメンテナンスが大切である。

分野別評価表（I 人づくり）

1. 政策別評価の結果（まとめ）				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：4点（5点満点）</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別全体の評点は昨年度と変わらず4点であるが、平均点は3.6点から4.3点と0.7点上がっており、着実に進展しているといえる。 ・子どもたちの学習環境としての施設整備は全体として推進されている。 ・他方、教育行政システム・新しい県立学校づくり等、ソフトの面において目標未達が目につく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育行政システムの改革については、改革の効果をいかに実証するかも課題となりそうである。 ・特別支援教育については、充実させるための方策をさらに検討すべきである。 ・政策5では、全ての県立高校で模擬投票を行ったことを大きく評価した。しかしその一方で、ボランティア活動等を行った生徒数は、平成21年4月1日現在の神奈川県立全日制高校143校の在籍生徒数107,048人全体にたいし1割前後である。いずれの活動も生徒に参加を強制できるものではないが、各活動の必要性・重要性をさらに生徒に周知・理解させ、積極的・主体的な参加を促す取り組みが必要だろう。
政策1 県立学校の施設再整備	5点	・子どもたちが安全・快適に学習できる環境の整備が推進され、養護学校の整備、学校施設の開放も実施された。	・耐震化・老朽化対策は長期計画で今後も進めていく必要がある。		
政策2 教育行政のシステム改革	4点	・外部評価システムが実施され、その他の取組みも継続されているが、全てにおいて目標未達である。	・改革について目に見える効果を期待する。 ・県民からの情報公開の求めに対する具体的な対応策を示すべきである。		
政策3 新しい県立学校づくり	4点	・クリエイティブスクールの本格導入等については評価できるが、特別支援教育の充実とバウチャー制度の検討については、進捗状況・内容とも不明。	・特別教育支援の充実およびバウチャー制度に対する達成目標を明確にすべきである。 ・広い意味での「共生」を視野に入れた教育内容・施設の充実を図るべきである。		
政策4 教員の人材確保と育成	5点	・教員採用特別選考の受験資格年齢制限撤廃（20年）、身体障害者選考枠導入（21年）、社会人経験者の高等学校教科枠拡大（22年）など多様な人材確保の取組みを大きく評価する。	・教員の不祥事は平成22年度減少したとはいえ、依然として発生している。不祥事撲滅に向け、教員のさらなる意識改革が必要である。		
政策5 良き市民となるための教育	5点	・22年度参議院選挙において全ての県立高校で模擬投票を実施したことを大きく評価する。	・ボランティア活動、インターンシップ体験、TOEIC等の受験者数は増加がみられるものの県立高校生徒全体からみると1割前後と低い水準である。		
政策6 スポーツ振興と部活動活性化	4点	・かながわアスリートネットワークの創設および活動、外部専門家による部活動の支援活動は着実に行われているといえる。	・県立高校運動部の部活加入率は43.2%と2006年度から変化がなく、目標50%を達成することが出来なかった。		
政策7 地域ぐるみで子育て支援	4点	・子育て支援プロジェクトは4年間で目標の50事業を達成した。	・子育て支援に熱心に取り組む認証事業者数は目標400にたいし183事業者（達成率46%）にとどまった。		
政策8 いじめ・不登校・児童虐待緊急対策	3点	・「学校緊急支援チーム」の派遣件数は各年度いずれも20件未満であり、かつ、いじめへの対応は依然として低い水準にとどまっている。	・いじめ・不登校・児童虐待については多様な対策がとられているが、依然として高水準にある。21年度小中学校で不登校数は全国ワースト1位、いじめはワースト7位であった。		
平均点	4.3	—	—		

政策別評価表(1-1)

政策1 (県立学校の施設再整備)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 子どもたちが安全で快適に学習できる環境を整備するため、すべての県立学校の耐震診断を完了させ、建替えや改修などにより、耐震化や老朽化対策を進めるとともに、不足している養護学校の整備などを、「まなびや計画」(県立教育施設再整備10か年計画)により実行します。</p> <p>【目標】 ○すべての県立学校176カ所について耐震診断を完了。 ○養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置。</p> <p>【具体的方策】 ①県立学校の耐震化 ②地域への施設開放の促進</p> <p>【期限】 ○2007年度に「まなびや計画」の第1ステージ整備計画を策定。 ○2010年度までに着実に計画を推進。</p> <p>【財源】 ○県債発行額抑制の範囲内で、基本的には既存財源で対応(10年間で、約1,000億円)。 ○ただし、新たな財源確保に努め、民間活力の導入なども検討します。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」)</p> <p>・耐震診断等(目標、方策①)…構成事業5「『県立教育施設再整備10か年計画』(まなびや計画)の着実な推進」に取組内容「耐震化対策の実施」及び「県立教育施設における耐震診断の実施」</p> <p>・特別支援学校の新設等(目標)…構成事業4「特別支援学校の整備などによる学習機会の確保」の取組内容「特別支援学校の設置」「特別支援学校分教室の設置」</p> <p>・地域への施設開放(方策②)…主要施策440「地域教育コミュニティづくりの推進」の記載「学校の人材や施設を活用することにより、学校と地域社会との交流を進める」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○耐震診断については、校舎棟は18年度に完了。体育施設(体育館等)は20年度に完了(18年度55棟、19年度50棟、20年度43棟)。S造実習棟等は20年度25棟実施。 以上で県立学校の主な建物の耐震診断は完了。 ○養護学校等3校新設、分教室9カ所新設(いずれも着手を含む)。 ・①金沢養護学校は、20年3月校舎完成、4月新校舎で本格開校。 ②横須賀方面特別支援学校は、H22.4開校。③相模原方面特別支援学校は、基本・実施設計完了(21.3)、既存建物除却工事着手(20.12)、グラウンド造成工事の基本設計完了(21.3)、校舎新築工事に着手。H23.4開校。 ・19年度は3カ所の分教室(金井高校、有馬高校、津久井浜高校)に所要の工事を実施(20年4月運営開始)。20年度は3カ所の分教室(元石川高校、瀬谷西高校、住吉高校)に所要の工事を実施(21年4月運営開始)。21年度はH22年4月に開設する3分教室(横浜平沼高校、生田東高校、相模向陽館高校)に所要の工事を実施。H22.4に横浜平沼高校、生田東高校、相模向陽館高校で分教室の運営開始。さらに、H23.3氷取沢高校、川崎北高校、大井高校の3校に設置する分教室の受け入れ態勢が整う。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・「まなびや計画」に沿った耐震診断等を実施。 ・老朽化対策工事を実施(19年度19棟、20年度17棟)、そのほか特別支援学校の整備等を実施。(耐震診断、養護学校の整備→目標) ・H21耐震補強工事では、当初計画の13棟に2棟を前倒しして着手した。 ・H22は老朽化対策工事を5棟、耐震補強工事を7棟に実施する。 ②・県立高校改革推進計画前期計画の中で、建替え校においては、地域への開放施設を想定し、図書室、視聴覚室、多目的教室等を開放しやすい施設配置として整備を実施。 ・県民に、学習・文化・スポーツ活動の場として活用してもらうため、授業や部活動等の学校教育活動や、耐震工事・改修工事等による施設整備状況等、学校運営に支障がない限り、会議室や運動場など県立学校施設を地域へ開放(H19:160校(県立学校数の90.9%)、H20:155校(90.6%)、H21:154校(91.1%)、H22:156校(92.3%))</p>	<p>(1) 評点: 5点/5点満点 【理由】 ・「まなびや計画」は着実に実施され、分教室は120%と目標以上の教室数である。 ・県立学校施設の開放については、安定的かつ高い開放率で継続している。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点(県立学校の耐震診断完了) 目標②: 5点(養護学校3校新設、分教室12校設置) =目標平均5点 方策①: 5点(県立学校の耐震診断完了(目標①)および耐震補強工事等の実施を評価) 方策②: 5点(施設開放が継続し、充実している) =方策平均5点 *平均点=5点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・耐震化や老朽化対策は長期計画で今後も進めていく必要がある。 ・学校施設の開放は、住民福祉向上の観点から、引き続き安定的に推進・継続されるべきである。 ・相模原方面の特別支援学校23年度開校予定とされている。引き続き整備推進が確保されるべきである。</p>

政策別評価表(1-2)

政策2(教育行政のシステム改革)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 教育委員会や学校の情報公開を徹底し、県立学校の第三者評価を実施します。校長の権限強化や市町村への権限移譲を進め、地方分権や学校現場の自律化の視点に立った教育行政のシステム改革を実行するよう、教育委員会に働きかけます。さらに、公立高校と私立高校との連携の強化を図ります。</p> <p>【目標】 ○教育委員会の情報公開の徹底。 ○すべての県立学校の授業公開・外部評価の実施。 ○公立高校と私立高校とが連携した協調事業の充実。</p> <p>【具体的方策】 ①教育委員会の情報公開の徹底 ②県立学校の情報公開と「外部評価制度」の導入 ③「校長先生社長論」の実践 ④市町村への権限移譲 ⑤公立高校と私立高校の連携の強化</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施(戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施(教育委員会の情報公開) (Ⅲ-2「県民から信頼される県行政の実現」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施(市町村への権限移譲(方策④)) (施策6「国からの権限の移譲や関与等の廃止・縮減」ほか)</p> <p>・教育委員会の情報公開(目標、方策①)…行政システム改革基本方針の「Ⅲ-2(1)県民に開かれた行政」の取組項目「教育委員会の情報公開の徹底」</p> <p>・県立学校の学校評価(目標、方策②)…構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「新たな学校評価システムの導入・拡大」</p> <p>・校長の自主的な学校運営を支えるシステムづくり(方策③)…構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の説明「自主的・自律的な学校経営」のための「学校支援体制の整備」</p> <p>・公立高校と私立高校の連携の強化(目標、方策⑤)…構成事業6「公立高校と私立高校の連携強化」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○教育委員会の情報公開→方策① ○授業公開・外部評価→方策② ○公立高校と私立高校の連携→方策⑤</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・教育委員会会議の公開の拡大(H19~) ・教育委員会HPで広報の充実(学校訪問結果を「教育委員会委員の活動」で紹介、インターネット版「月刊教育かながわ」で情報提供(H20~21.12)。22年1月から同誌の学校紹介コーナー「がっこう最前線」をトップページに。 ・「教育長記者連絡会」を通しての積極的な情報提供(H19~) ・tvkテレビの「かながわ教育インフォメーション」コーナーの設置(H19~)、リーフレット「かながわの教育」の配布 ・インターネット版「かながわの教育」をホームページに掲載(H21) ②・「新たな学校評価システム開発研究会」を設置(H19.6)し検討。 ・21年度に一部の県立学校における第三者評価システムに係る試行。 ・学校目標及び学校評価の報告を学校要覧及び学校ホームページ掲載。 ・「新たな学校評価システム実践研究校」として、神奈川総合、横浜桜陽、釜利谷の3校を指定(H19.5)し、学校の第三者による外部評価を踏まえた新たな学校評価システムの実践研究・報告書作成。(H21.3) ・各学校は20年度より学校関係者評価(保護者、学校評議員等)を実施。 ・すべての県立特別支援学校で、学校へ行く週間や研究授業等の一環として授業公開(H19~22)。 ・第三者評価を位置付けた新たな学校評価システムの要綱等の作成、評価システムの実施(H22) ・県立高校教育力向上推進事業において、「学校マネジメント」に関する教育活動開発校に指定する県立高校で、第三者外部評価を踏まえた新たな学校評価について研究(H22) ③・校長が必要とする人材を公募、校長の人事に関する権限を強化し、特色ある学校づくりを支援。 ・校長の考え方や学校事情に合った節制予算配分で校長の予算裁量権を拡大。 ④・政令指定都市に係る県費負担教職員制度見直し等を国へ要望、全国知事会等でも要望。地方分権改革推進委員会の第1次勧告(H20.4)で「市町村立小中学校教職員の人事・給与、市町村立小中学校の学級編成・教職員定数の決定に係る事務について、「中核市」まで先行して移譲」とされた。地方分権改革推進要綱(H20.6)でも同旨の決定。 ・本県から、政令指定都市を有する道府県及び横浜・川崎の教育委員会に連名で国に「政令指定都市に係る県費負担教職員制度の見直し」についての要望を提出する提案を行った結果、賛同を得た道府県教育委員会及び県内の政令指定都市教育委員会の連名で国へ要望(H22年3月)。知事が文科副大臣と面談の上、要望書を手交した(H22.5)文科省、県及び3政令市の教職員関係部課長による意見交換会を開催(H22.7)今後も意見交換を行うこととした。 ⑤・「神奈川の高校展」として、全公立展、全私学(中・高)展、公私合同説明・相談会、「公私共通ガイドブック」配布(H19、H20、H21、H22)。 ・「ボランティアパスポート」の配布(H19 県立41,000部、私立25,100部、H20~22 県立41,000部、私立24,000部配布)など。 ・公立高校教員研修への私立高校教員の参加(H19、H20、H21) ・県立高校教員の私立高校派遣 4校4人(H19、H20、H21)、県立高校と私立高校で教員の相互交流1組実施(H19、H20) 公立高校教員大賞研修への私立高校教員の参加者 H21:28 講座 72人。</p>	<p>(1) 評点: 4点/5点満点 【理由】 外部評価システムの実施とその他の取組の継続を評価して小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 4点(会議の議事録公開その他の広報活動は継続されているが、それ以上の特筆すべきものは見当たらないことから、評点は前回同様とした) 目標②: 4.5点(授業公開5点、希望校における外部評価システムの実施で4点(平成23年度は全県立学校で実施予定)) 目標③: 3点(充実したとは言いが、前回同様の評点) =目標平均3.8 方策①: 4点(目標①) 方策②: 4.5点(目標②) 方策③: 4点(予算裁量権の拡大は評価できるが、「校長先生社長論」が実践されたかまでは評価不能であり、評点は前回同様とした) 方策④: 3点(国への要望等取組の継続を評価) 方策⑤: 3点(目標③) =方策平均3.7点 *平均点3.8点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・システム改革の実践は評価できるが、全てにおいて道半ばである。今後、目に見える効果を期待する。 ・情報公開については、県民からの公開の求めに応じた取組みの深化が期待される。</p>

政策別評価表(1-3)

政策3 (新しい県立学校づくり)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 地域に開かれた教育を進めていくため、県立高校のモデル校として「地域協働高校」を開設します。養護学校の新設などにあわせ、特別支援教育の充実を図ります。また、バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの導入を検討します。</p> <p>【目標】 ○「地域協働高校」モデル校を開設。 ○県立高校の図書室やホールなどの開放を推進。 ○養護学校を3校新設(着手)、地域を考慮して高校を活用した分教室10校設置(再掲)。</p> <p>【具体的方策】 ①「地域協働高校」づくりの推進 ②図書室などの地域開放 ③養護学校の新設(再掲)と特別支援教育の充実 ④バウチャー制度の趣旨を生かした仕組みの検討</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <p>・<u>地域協働高校づくり(目標、方策①)</u>…戦略プロジェクト21の構成事業2「信頼あふれる開かれた学校づくり」の取組内容「地域と協働・連携した学校づくりの推進」</p> <p>・<u>特別支援教育の充実(方策③)</u>…戦略プロジェクト20の構成事業5「支援教育の総合的な推進」の取組内容「障害のある子どものための相談・支援体系化協議会の開催」</p> <p>・<u>バウチャー制度(方策④)</u>…戦略プロジェクト21の構成事業7「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討」</p> <p>・<u>図書室などの地域開放(目標、方策②)</u> ・<u>養護学校の新設(目標、方策③)</u> →政策1</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○地域協働高校→政策① ○地域開放→政策1 ○養護学校等の新設→政策1</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・保護者・地域住民等との協働・参画による新しいタイプの学校づくりとして、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設立に資する研究を行うため、「コミュニティ・スクール設立推進研究会」を設置。(19.6設置、3回開催) ・H19・20年度田奈高校、釜利谷高校がコミュニティ・スクールの制度を活かした地域との協働・連携による学校づくりの研究。 ・「学習意欲を高める全日制課程の新たな学校のしくみづくり～クリエイティブスクール～」基本計画案(H19.6)、実施計画公表(H19.12)。20年度は、21年度のクリエイティブスクール本格導入(学校運営協議会(仮称)の設置、キャリア教育センターの設置等)に向けて取り組む。21年度以降、田名高校、釜利谷高校、大楠高校の3校でクリエイティブスクールにおける学校運営協議会制度を活用し、地域との協働による学校運営を導入。 ②→政策1 ③・養護学校の新設等→政策1 ・「障害のある子どものための相談・支援体系化推進協議会」(20年度名称変更「広域特別支援連携協議会」)を組織し、「神奈川県発達障害サポートネットワーク推進協議会」(保健福祉部)と合同開催により、福祉・保健・労働・医療等の関係機関と連携を図った。子どもたち一人ひとりのニーズを踏まえた支援体制整備を推進。 ・22年度は、協議会を県単独事業として年2回開催とし、アセスメントシートを試行。 ④・すべての子どもに等しく、自らが選択できる学びの機会(チャンス)を保証するとともに、自主的・自律的な学校経営をめざすための取組みを幅広く研究・検討するため「多様な選択機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくり研究会」設置(19.2:7回開催)(委員:学識経験者等5名)、21年3月研究報告 ・22年度は提言を踏まえたような選択機会と質の高い教育を保証するしくみについて研究・検討し、信頼される学校づくりを進めた</p>	<p>(1) 評点: 4点/5点満点 【理由】 クリエイティブスクールの本格導入、地域開放、養護学校新設の達成については評価できるが、特別支援教育の充実とバウチャー制度の検討については、進捗状況・内容とも不明であることから、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点(クリエイティブスクールの本格導入) 目標②: 5点(政策1方策②) 目標③: 5点(政策1目標②) =目標平均5点</p> <p>方策①: 5点(目標①) 方策②: 5点(目標②) 方策③: 4点(養護学校の新設5点、特別支援教育の充実3点(不十分であり前回同様)) 方策④: 2点(検討内容・進捗状況が不明であり、評点は前回同様とした) =方策平均4点 *平均点4.5点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・特別教育支援の充実およびバウチャー制度に対する達成目標を明確にして取り組むべきである。 ・広い意味での「共生」を視野に入れた教育内容・施設の充実を図るべきである。</p>

政策別評価表(1-4)

政策4 (教員の人材確保と育成)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立高校の教員としてすぐれた人材を確保するため、採用システムの改革や教員をめざす学生などを対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」を創設するとともに、教員の人材育成の充実を図るため、総合教育センターの抜本的改革により「かながわティーチャーズアカデミー」を開設することなどを教育委員会に働きかけます。</p> <p>【目標】 ○「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設。 ○総合教育センターの改革による「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設。</p> <p>【具体的方策】 ① 「かながわティーチャーズカレッジ(仮称)」の創設や社会人経験者等の採用拡大・試験見直しで優秀な教員採用 ② 「かながわティーチャーズアカデミー(仮称)」の開設と教員意欲喚起のための公募ポスト充実 ③教員不祥事防止対策の徹底</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施(戦略プロジェクト21「かながわの学校力を高める教育環境づくり」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔教員不祥事防止対策〕 (Ⅲ-5「県民から信頼される県行政の実現」)</p> <p>・「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)(目標、方策①)…構成事業1「高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成」の取組内容「大学と連携した教員志望者のためのオープン型カレッジの開設と採用前研修の充実」</p> <p>・「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)(目標、方策②)…構成事業1の取組内容「総合教育センター機能の見直しによる教職員の人材育成拠点の再整備」</p> <p>・不祥事防止対策の徹底(方策③)…基本方針の「Ⅲ-2(5)県の自律性の向上」の取組項目「教職員事故・不祥事防止対策の徹底」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○「かながわティーチャーズカレッジ」(仮称)→方策① ○「かながわティーチャーズアカデミー」(仮称)→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・教員志望者を対象に「かながわティーチャーズカレッジ」を創設し、「かながわ教育学講座」、学校現場を体験する「実践力向上講座」、相談等を行う「ほっと・コンサルタント」を開設(20年度)。 ・「かながわティーチャーズカレッジ」受講登録者数：20年度192人、21年度142人、22年度328人(講座平均参加率63%、12月末現在)。 ・「新規採用予定者研修」について、日数を増やすなどの充実を図り、「フレッシュティーチャーズキャンプ」として開設(20年度)、参加者数：20年度1,204人、21年度1,466人。 ・教員採用特別選考に身体障害者選考枠(10人程度)および身体障害者大学推薦制度を導入した(22年4月1日教員採用予定者数1,358人のうち特別選考採用者数412人(30.3%)。22年度から高等学校の一部教科で教員普通免許状を取得していない社会人経験者にも受験資格を与えた。 ②・総合教育センターが実施する教員基本研修において、新たに2年経験者、25年経験者研修を新設し、研修事業全体の見直し及び充実 ・学校内における教職員の人材育成(OJT)への支援や、教員が教材・教具を作成するための機器をそろえた教材工房を新設するなど、カリキュラム開発センターのリニューアルを図る。また、学校現場で生きる実践的研究、専門的な相談内容への対応を進める。 ・教職員が自ら応募することにより教職員の自主性及び意欲の向上を図ることを目的として17年度より実施している「県立学校人事異動に関する教職員公募制度」を引き続き実施(22年4月1日35人異動) (公募実施校数・募集者数・応募数：19年度118校、247人、177人、20年度：124校、249人、129人、21年度：98校、183人、64人、22年度110校、216人、68人) ・22年度は教育交流ミーティング、プチ講座、カリキュラム・コンサルタント実施 ③・教職員一人ひとりの意識の向上に向けた「教育委員会事故・不祥事ゼロ運動」の推進。全所属で「不祥事ゼロプログラム」を策定・実施・検証 ・「不祥事ゼロプログラム」を各学校等のホームページに掲載し、県民向けに公表 ・職員啓発資料の定期的な配布、不祥事ゼロプログラム事例発表会、部局研修(コンプライアンス体制整備、個人情報等管理)等の実施 ・県立学校財務事務調査指導、行政事務調査指導 ・懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)数：19年度19人(9,3,3,4)、20年度19人(5,8,3,3)、21年度26人(10,3,10,3)、22年度12月14日現在9人(5,0,1,3)</p>	<p>(1)評点 : 5点/5点満点 【理由】 ・教員採用特別選考の受験資格年齢制限撤廃(20年度)、身体障害者選考枠導入(21年度)、社会人経験者への高等学校教科への枠拡大(22年度)など多様な人材を確保する取組みが行われており評価できる。教員の不祥事は依然として発生しているが、平成22年度の発生件数が減少していることから5点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①：5点(開設) 〃②：5点(開設) =目標平均：5点</p> <p>方策①：5点(ティーチャーズカレッジ創設5点(目標①)、採用拡大・試験の見直し：特別選考受験資格年齢制限撤廃・身体障害者選考枠の導入等5点) 〃②：4.5点(総合教育センターの機能見直し5点(目標②)、公募ポスト充実(4点) 〃③：4点(懲戒処分者数等は前年度に比べ減少した。) =方策平均：4.5点 *平均点=4.8</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「かながわティーチャーズカレッジ」講座平均参加率は63%と高くない。魅力ある講座運営が望まれる。 ・教員の不祥事は平成22年度減少したとはいえ、依然として発生している。不祥事撲滅に向け、教員のさらなる意識改革が必要である。</p>

政策別評価表(1-5)

政策5 (良き市民となるための教育)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 社会の一員として豊かな人間性を身につけた若者を育てるために、県立高校の生徒による地域貢献活動などをより一層推進するとともに、インターンシップの拡充により就業体験の充実を図ります。さらに、政治参加に関する意識を高める模擬投票の体験など「良き市民となるための教育」を充実します。また、コミュニケーション英語や国際関係などの知識を学ぶ機会を増やし、国際人を育てる教育も充実します。</p> <p>【目標】 ○地域貢献活動などを学校教育の一環として単位認定。 ○モデル校における模擬投票の実施。</p> <p>【具体的方策】 ①地域貢献活動などの推進 ②インターンシップによる就業体験の充実 ③良き市民となるための教育」の充実(模擬投票の実施と経済・金融教育、消費者教育の充実) ④国際人教育」の充実(TOEIC等の受験奨励とスピーチコンテスト等の拡充)</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <p>・地域貢献活動(目標、方策①)…構成事業3「次世代を育むキャリア教育の推進」の説明「地域貢献・ボランティア活動の充実」、取組内容「県立学校におけるボランティア活動推進拠点校」</p> <p>・就業体験の充実(方策②)…構成事業3の説明「総合的なキャリア教育を推進」、取組内容「インターンシップを体験した生徒実績のある県立高校」</p> <p>・良き市民となるための教育(目標、方策③)…構成事業3の説明「政治参加の意識を高める教育」</p> <p>・国際人教育(方策④)…構成事業4「これからの社会に対応する教育の推進」の説明「実践的英語コミュニケーション能力の向上や国際理解教育を推進するための取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○地域貢献活動→方策① ○模擬投票→方策③</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・すべての県立高校において学校教育活動に位置づけ、年間計画に基づき地域貢献活動を実施。 ・県内の高校が一斉に地域貢献活動に取り組む「地域貢献デー」の取組み ・ボランティアパスポートの配付や、高校生ボランティアセンターの設置など、高校生等のボランティア活動支援体制づくりを推進。(H22からはパスポート発行せず、生涯学習情報センター等が担っている) ・地域貢献活動等の活動体験発表などを行うボランティアフォーラムの開催 ・19年度は県立高校4校、20年度は9校、21年度は13校を「ボランティア活動推進拠点校」として指定。22年度は9校を「県立高校教育力向上推進事業教育推進校くボランティア・福祉教育」として指定し、各地域におけるボランティア活動を推進。 ・ボランティア活動を単位認定(H22:128校(89.5%)) ・ボランティア活動を行った生徒数(H20:15,596人,H21:18,312人) ②・20年度は県立高校において、インターンシップの受入先拡大を担うキャリアアドバイザーを23校に23名、6ヶ月間配置。地域での取組充実のために、インターンシップ地域連絡協議会を県内10地域にて開催。21年度はキャリアアドバイザーを13校に13名配置、協議会を県内10地域にて開催。22年度はキャリアアドバイザーを12校に12名配置、協議会を県内10地域にて開催。 ・全県立高校で体験活動等を取り入れた「キャリア教育実践プログラム」作成、全県立高校でH20から希望する生徒がインターンシップを体験できる体制づくり。インターンシップ実施校(21年度96.5%)、インターンシップ体験生徒数(19年度6,915人、20年度6,499人、21年度6,893人) ・中学校を中心とする職場体験等の実施等キャリア教育を一層推進するため、キャリアスタートウィーク支援会議を開催。冊子「充実した職場体験の推進に向けて」を作成し、各関係機関に配付・活用促進。小・中学校教職員を対象に研修講座の開催。 ・第19回全国産業教育フェア神奈川大会において「キャリア教育体験発表会」を実施し、高校生とともに3校の中学生が発表(H21.11)。H22も発表。 ③・シチズンシップ教育実践研究校8校を指定(19.5)。H21に新たに3校を追加指定。 ・シチズンシップ教育実践研究校において、実践的なカリキュラムの開発を行うとともに、4校(深沢、相模原、相模原総合、金沢総合)において、19年度の参議院選挙の機会を利用して「模擬投票」を実施。各実践研究校まとめをHPで公開。 ・H22:全県立高校で参議院議員選挙の機会を活用した模擬投票を実施 ・全ての県立高校でシチズンシップ教育を推進するために、「シチズンシップ教育推進プロジェクト会議」を設置(H21.9) ④・英語教育スーパーハイスクール、国際英語教育重点推進校及び拠点校(H19:20校、H20:19校、H21:19校)および国際教育推進校(H22:6校)を指定。研究成果の共有を目的に「国際・英語教育に関する公開授業及び研究協議会」を実施(20.1、20.12) ・TOEIC、TOEFLの受験を奨励(受験者18年度2,782名、19年度1,552名、20年度5,103名、21年度3,307名。県内の高校生を対象に英語スピーチコンテスト(参加者19年度64名、20年度53名、21年度46名、22年度53人)実施。本県の優勝者は全国大会でも優勝(H22.2) ・すべての県立高校に外国語指導助手を配置。 ・教員に英語授業実施を奨励し、生徒の英語力を向上させるため、Classroom English(授業中に使用される英語表現集)のリストを各校配信(H21.9)</p>	<p>(1)評点 : 5点/5点満点 【理由】 ・ボランティア活動およびインターンシップ体験はともに体験生徒数が増加している。 ・22年度参議院選挙において全ての県立高校で模擬投票を実施したことは大きく評価できる。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点(89.5%の県立高校で単位認定実施) 〃 ②: 5点(模擬投票実施) =目標平均: 5点 方策①: 5点(目標①) 〃 ②: 4点 〃 ③: 4.5点(模擬投票の実施5点、経済・金融教育、消費者教育の充実: 4点) 〃 ④: 3.5点(TOEIC等受験奨励4点、スピーチコンテスト3点) *平均点=4.7 (3)今後の課題その他 ・平成21年4月1日現在、神奈川県立全日制高校143校の在籍生徒数は107,048人である。ボランティア活動、インターンシップ体験、TOEIC、TOEFL受験者数は多少の上下はあるにしても毎年着実に増加している。しかしながら県立高校生全体からみると平成21年度にボランティア活動を行った生徒数は約17%、インターンシップ体験生徒数は約6.4%、TOEIC、TOEFLの受験者数は約4.8%と低い割合にとどまっている。いずれも参加を強制できるものではないが、生徒に各活動の必要性・重要性を周知・理解させ、積極的・主体的な参加を促す取り組みが必要だろう。</p>

政策別評価表(1-6)

政策6 (スポーツ振興と部活動活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 スポーツ選手によるネットワークを形成するとともに、「かながわスポーツの日」を新設し、スポーツ振興を図ります。また、「かながわ部活動ドリームプラン21」にもとづき、部活動エキスパート指導者の派遣やボランティアの拡充などにより、部活動に取り組みやすい環境を整備し、部活動の加入率を向上させます。</p> <p>【目標】 ○かながわアスリートネットワークを創設。 ○「かながわスポーツの日」「部活動の日」の創設。 ○県立高校における部活動加入率を、運動部で43.2%(2006年度)から50%に、文化部で21.0%から25%に向上。 ○全国大会への出場率を33%に向上。</p> <p>【具体的方策】 ①かながわアスリートネットワークと「かながわスポーツの日」の創設 ②外部専門家による特別講習会の開催 ③部活動エキスパート指導者や支援ボランティアの充実 ④「部活動の日」の創設</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施(戦略プロジェクト26「文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり」)</p> <p>・かながわアスリートネットワーク、「かながわスポーツの日」(目標・方策①)…構成事業4「健康なくらしに根づき夢と活力を生むスポーツ活動の推進」の取組内容「県民スポーツ週間(日)の実施」(年度別計画の記載「かながわアスリートネットワーク(仮称)の創設」)</p> <p>・県立高校における部活動加入率(目標)…目標④「県立高校の部活動の入部率(運動部50%、文化部25%)」</p> <p>・全国大会への出場率(目標)、外部専門家による特別講演会の開催(方策②)、部活動エキスパート指導者や部活動支援学生ボランティアの充実(方策③)、「部活動の日」の創設(方策④)…構成事業6「部活動の活性化」の説明「『かながわ部活ドリームプラン21』に沿った様々な取組み」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○かながわアスリートネットワークの設立(発起人19名)(H20.1) ・協働事業の開催、総会開催(登録者60名(H22.12月1日現在)) ○「県民スポーツ週間」を設置(H20.1)(体育の日の前後各1週間) 「かながわ部活の日」は20年度に創設。 ○運動部入部率42.7%、文化部入部率22.6%(H20.5.1現在)運動部入部率43.6%、文化部入部率25.1%(H21.5.1現在)運動部入部率43.2%、文化部入部率27.2%(H22.5.1現在) ・「学校の特色となる運動部活動」実践校9校が、部活動に参加しやすい環境整備と多様な欲求に応じた新しい部活動の実践に取り組んだ。また、取組を冊子にまとめ、県内中学・高校に配布、ホームページに公開した。 ・「文化部専門家講演事業」として、各分野からスペシャリストの専門家を招聘し講演会を開催することで、入部率の向上を図った。 ・「部活動インストラクター」として非常勤の嘱託員の配置を拡大。 ・「かながわ部活ドリーム大賞」を創設し、全国大会出場の実績をあげた学校・部活動を表彰することにより、チームや個人の意識を高めた。 ○全国大会への出場率 19年度26.7%、20年度27.4%、21年度28.7%</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県民スポーツ週間の設置記念イベントとしてシンポジウム、スポーツ教室を開催。(20年度) ・県民スポーツ週間(22.10.3~11)には中央イベントとして、かながわアスリートネットワーク講師(元オリンピック選手等)を迎えるなどの様々なスポーツ体験教室(無料)を実施。(アスリートネットワーク、スポーツの日→目標) ②・指導者を対象とした「かながわ部活ドリーム講習」を開催。(19年度1回、20年度2回、21年度は保福大教授と県警関係者の2回、22年度2回) ・運動部活動指導者の指導力の向上及び生徒の部活動への興味関心の高揚を図った。 ③・「部活動エキスパート指導者派遣事業」を創設し専門的な指導力を有する指導者(コーチ、トレーナー等)28名を派遣する環境整備(20年度~)(22年度は30人)。 ・「部活動インストラクター」派遣者数20年1,430人、21年1,419人。 ・「部活動支援学生ボランティア事業」教員志望生を部活動指導に受入(H19:11校13部14名、H20:18校26部31名、H21:10校10部10名、H22:18校27部27名)。 ④・「かながわ部活の日」を20年度に創設、学校総ぐるみの「部活総点検の日」と「入部奨励、部活振興、交流の日」を各校の取組みに位置づけるため、各校の取組み概要等を把握した。</p>	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・かながわアスリートネットワークの創設および活動、外部専門家による部活動の支援活動は着実に進められているといえる。 (2)各目標・方策の評点(十理由) 目標①: 5点 〃 ②: 5点 〃 ③: 3点(2006年度数値を基準値とした目標達成率は運動部0%(1点)、文化部100%(5点)) 〃 ④: 1点(過去5年間全国大会出場率28%を基準値とした目標達成率は14%) =目標平均: 3.5点</p> <p>方策①: 5点 (目標①・②) 〃 ②: 4点 〃 ③: 3点 〃 ④: 5点(目標②) =方策平均: 4.3点 *平均点=3.9</p> <p>(3)今後の課題その他 ・部活動加入率は平成22年5月1日現在の数値で評価した。 ・県立高校運動部の部活加入率は43.2%と2006年度から変化がなく、目標の50%に遠くおよばない。</p>

政策別評価表(1-7)

政策7 (地域ぐるみで子育て支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 次代のかながわを担う子どもたちを健やかにはぐくむため、家庭の力、地域の力が発揮できるよう、公募による「子育て支援プロジェクト50」の実現や、企業等における子育て支援の促進など、地域の人々総ぐるみで子育てに関わる仕組みを整えます。また、産科医師などの確保により、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。</p> <p>【目標】 ○「子育て支援プロジェクト50」の公募と実現支援。 ○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所400社。</p> <p>【具体的方策】 ①「子育て支援プロジェクト50」の実現 ②企業などによる子育て支援促進 ③子育て支援NPOとの協働 ④産科医の確保、潜在助産師の活用支援(後掲)</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト16「子ども・子育て支援のしくみづくり」)</p> <p>・子育て支援プロジェクト50(目標・方策①)、子育て支援のネットワークづくり(方策①)、子育て支援NPOとの協働(方策③)…構成事業2「子ども・子育て支援のための行政と民間の連携・協働の推進」の説明「団塊の世代など中高年世代を含む幅広い世代による子ども・子育て支援活動の促進を図るとともに、行政と民間及びNPO相互の連携・協働を推進」、取組内容「『子ども・子育て支援プロジェクト』の公募・実現支援(計50件)」</p> <p>・企業などによる子育て支援(目標・方策②)…目標①「子ども・子育て支援に取り組む認証事業者の数800者(うち中小事業者400者)」、構成事業3「事業者などの子ども・子育て支援活動の促進」の説明「企業などの事業者や商店街等による子育て支援への取組み・活動を促進するため、専門家の派遣や活動の表彰」</p> <p>・産科医の確保等(方策④) →政策13</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○子育て支援プロジェクトについては、19年度2事業、20年度15事業、21年度15事業、22年度18事業計50事業を公募し実現を支援。 ・子ども・子育て支援プロジェクト検討会議を設置し、事業実施状況のヒヤリングを踏まえて、支援や評価、普及方法について検討するとともに、事業の選考を実施(委員のうち2名は公募委員) ○子育て支援に熱心に取り組む認証事業所→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・モデル事業→目標 ・子ども・子育て支援活動アドバイザー(4名)により、各事業の実現を支援 ・シニア世代等次世代育成支援活動促進事業により、「子育て応援団体サポート講習会」の実施及びシニア世代等による子育て支援活動の手引きを作成 ・中高年世代を含めた子ども・子育て支援活動団体の交流を推進するため、子ども・子育て支援フォーラムを開催 ・NPO相互や企業、行政との連携を促進するため、子育て活動情報交換会を開催(21年度) ・市町村やNPO等との連携により、地域ぐるみの子育て支援を促進するフォーラムを開催し、プロジェクト事業の成果を県内に広く普及(H22) ・家庭的保育事業(保育ママ)の普及推進のため、市町村における事業実施を支援(H22) ②・認証事業者の愛称を公募し、かながわ子育て応援団に決定(19.8) ・認証制度開始(19.10～)、説明会開催や事業者訪問等 ・中小企業の認証取得支援のため社会保険労務士を派遣(19.9～23.3) ・子ども・子育て支援推進条例15条に基づく認証取得:19年度31事業者、20年度108事業者、21年度165事業者、22年度183事業者(11月現在) ・かながわ子ども・子育て支援大賞等の表彰を実施(H19、H20、H21、H22) ・院内保育施設に対する運営助成(H19:104箇所、H20:108箇所、H21:115箇所、H22:109箇所予定、施設整備補助6施設予定)、事業所内保育施設設置促進事業費補助の開始(21年1件) ③・地域の子育て支援関係者を対象とする研修(児童虐待予防、子ども・子育て支援研修など)の実施(19年度4コース、20、21、22年度各3コース) ・子ども・子育て支援交流フォーラム開催(19年度2回、20年度1回、21年度各1回)。22年度は、県内4地域で子ども・子育て支援フォーラムを開催 ・子ども・子育て支援プロジェクト事業の実施団体交流会(20年度～) ・「かながわ子ども・子育て支援大賞」表彰団体や応募団体の活動事例集を作成・配布(20年度) ・県提案型協働事業「企業等の子ども・子育て支援の取組み応援事業」(ままとんきっず(H19)、さがみはら教育応援団(H20)、神奈川子ども未来ファンド(H19～20))の実施。 ・NPO相互や企業、行政との連携を促進するため、子育て支援活動情報交換会を開催(21年度2回)</p> <p>④ 政策13</p>	<p>(1)評点 : 4点/5点満点 【理由】 ・子育て支援に熱心に取り組む認証事業所数は前年度から18増加、事業所内保育施設設置促進事業費補助の開始など地域ぐるみで子育て支援を行う取り組みを着実に進めている。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:5点(50事業実施、達成率100%) 〃②:3点(認証事業者183、達成率46%) =目標平均:4点 方策①:4.5点(子育て支援プロジェクト目標①:5点、子育て支援ネットワーク作り等:4点) 〃②:3点 〃③:4点 〃④:4点(政策13方策②) =方策平均:3.9点 *平均点=4</p> <p>(3)今後の課題その他 ・子育て支援策が功を奏しているか否かの評価には、子育てに関わっている世代が「子育てしやすい」と感じているか否かの満足度評価が必要だろう。</p>

政策別評価表(1-8)

政策8 (いじめ・不登校・児童虐待緊急対策)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 深刻ないじめ・不登校・児童虐待の根絶をめざし、総合的な対応を図るため、「いじめスワット(緊急)チーム」の新設、「青少年サポートプラザ」の充実、児童相談所の体制の一層の強化、NPOなどと協働した子どもたちの居場所づくりなどを強力に進めます。また、子どもを支える行政・NPOなどが協働する子どもサポートネットワークを強化します。</p> <p>【目標】 ○児童相談所職員30名を増員(2007年度の増員を含む)。 ○公募スタッフを含めた「いじめスワットチーム」を結成。 ○子どもサポートネットワークを形成し、児童虐待・いじめ等の未然防止の体制を整備充実。</p> <p>【具体的方策】 ①「いじめスワット(緊急)チーム」の新設 ②いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクトの実施 ③児童相談所など児童虐待に即応する総合体制の強化 ④地域における居場所づくりの充実 ⑤子どもサポートネットワークの推進 ⑥子どもの見守り事業の展開</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、17「支援を必要とする子ども・家庭への総合的な対応」、18「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」、19「不登校、いじめ、暴力行為への総合的な対応」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔児童相談所の体制強化〕(Ⅱ-4「職員の効率的な配置」)</p> <p>・いじめスワットチームの新設(目標、方策①)…戦略プロジェクト19の構成事業4 ・いじめ・不登校等総合対策緊急プロジェクト(方策②)…戦略プロジェクト19の構成事業3、4 ・児童相談所の体制強化(目標、方策③)…基本方針の「Ⅱ-4(1)職員の重点配置・効率的配置」の取組項目「児童相談所への職員重点配置(30名増員:2006(平成18)年度当初比)」、戦略プロジェクト17の構成事業1 ・地域における居場所づくり(方策④)…戦略プロジェクト18の構成事業3、戦略プロジェクト19の構成事業5 ・子どもサポートネットワーク(方策⑤)…戦略プロジェクト16の構成事業2 ・子どもの見守り事業の展開(方策⑥)→政策9</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○児童相談所職員を30名増員(19年度以降) ○指導主事、臨床心理士、児童福祉司等で構成する「学校緊急支援チーム」創設(19.7)、20年度は経験豊富で意欲のある教員OBも加わる。19年度14件、20年度12件、21年度14件出動、22年度9件出動(H22.12現在) ・私立学校に対しては「いじめ対策チーム」を組織。(H19~H22の臨床心理士の派遣は無し) ○「神奈川県子ども・子育て支援推進協議会」に「子どもサポートネットワーク部会」を設置し、関係機関等の取組み状況について情報交換を行うなど連携体制を強化。 ・子どもサポートネットワークフォーラムを開催(講演、活動報告、意見交換)(20年度~)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→目標 ②・青少年サポートプラザに自立支援コーディネーターを配置して相談体制を充実(H19)及び公的相談機関の職員やNPOスタッフ等を対象とした研修会等を開催(H19~22)。相談機関の情報を総合的に提供する「青少年相談支援情報サイト」を開設(H20) ・「いじめ110番」(24時間受付)実施。 H19:964件、H20:828件、H21:878件、H22:390件(H22.8現在) ・スクールカウンセラーを、県内の全公立中学校(政令市域等を除く)178校、中等教育学校2校に配置。県立高校は拠点配置校に配置(H19:40校、H20:45校、H21:48校:H22:54校)。 ・中1ギャップに対応するため、少人数学級を実施(H19:14校、H20:27校、H21:35校、H22:56校)。 ③・19年度に20名、20年度に10名、22年度に6名計36名の専門職員増員。児童福祉司、児童心理司、保健師等の増員によりチームアプローチを強化。 ・情報ネットワークシステムの整備(児童記録等の情報共有化及び適時・的確な進行管理による事故防止対策) ・中央児童相談所に虐待対策支援課を設置し、専門支援機能を強化。</p> <p>④・フリースペースを運営するNPO等助成(H19:21事業、H20:26事業、H21:24事業、H22:21事業) ・学校・フリースクール等連携協議会、不登校相談会、フリースクール見学会など開催。20年度は不登校児童・生徒への支援のあり方などを考えるシンポジウム開催。 ・個別学習教材を作成し、その教材の活用を通して不登校児童・生徒への支援充実に資する「スモールステップ学習支援事業」を実施。 ・県立高校不登校生徒等単位認定プログラム作成事業(22年度)</p> <p>⑤ 目標 ⑥ 政策9、平成22年度から2年間の計画で文教大学と連携した学校非公式サイト対策事業に取り組んでいる。</p>	<p>(1)評点 : 3点/5点満点 【理由】 ・「学校緊急支援チーム」の派遣件数は各年度いずれも20件未満であり、かつ、いじめへの対応は依然として低い水準にとどまっている。 ・いじめ・不登校・児童虐待について多様な対策がとられているが、依然として高水準にある。21年度、小中学校で不登校数は全国ワースト1位、いじめはワースト7位、さらに児童虐待は相談対応件数でワースト1位となり、施策全体の目的を達成しているといえないため1点減点し3点とした。 (2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①: 5点 // ②: 4点 (学校緊急支援チームは創設されたがいじめに即応する対策チームとなっていないことおよび、運用実績が少ないことから1点減点した) // ③: 3点 =目標平均: 4点 方策①: 4点(目標②) // ②: 4点 // ③: 4点 // ④: 3点 // ⑤: 3点 // ⑥: 4点(政策9方策②) =方策平均: 3.7点 *平均点=3.9 (3)今後の課題その他 ・いじめ・不登校・児童虐待緊急対策は、発生件数の減少をもって評価すべきである。各年度発生件数は翌年7月公表のため、1年遅れの評価となる。いじめ、不登校、児童虐待の発生件数はそれぞれ以下のとおり。いじめ: ⑮5,879 ⑯4,482 ⑰4,106(21)3,779、不登校: ⑱12,536 ⑲12,931 ⑳13,221(21)12,998、児童虐待: ㉑1,339 ㉒1,438 ㉓1,764(21)1,642</p>

分野別評価表 (PART II 安心な暮らし)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：4点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全な暮らしを保障するための治安の確保、基地対策に関する政策は、概ね実行されている。特に基地対策については、県の立場からできることは限られているが、その中でも可能な限りの努力がなされているものと評価できる。 ・県立病院改革やがん対策といった医療体制、施設等の整備についても、一部を除き着実に実施されている。 ・他方で、障がい者の地域生活支援については数値目標の達成度が低く、この点が消極評価の要因となっている。なお、障がい者雇用率については、平成22年度のデータがこれまでとは異なる「本社所在地集計」に基づく数値となっており、実態を反映した評価ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策10の基地対策は、県の政策のみで抜本的に解決されるものではないが、引き続き独自の取組を継続して、「県是」の解決に邁進していただきたい。 ・政策11のがんに負けない神奈川づくりの究極目標は、がんによる死亡者数を減らすことにある。最終評価時にはこの点の改善は見られないが、是非今後も追求されたい。 ・政策12の医療の質を向上させるには、時間がかかるとともに、その測定には困難が伴うものと思われるが、各種の具体的対策をたて、着実に実行すべきである。 ・高齢者の介護充実、障がい者地域生活支援、介護人材育成の分野は重要課題であり、官民一体となって乗り越えなければならない課題である。県の役割として、市町村、住民・事業者との連携を強化し、また、他県の先進的条例等、施策を調査・研究し、共生社会の実現に向け努力すべきである。
政策9 日本一の治安の実現	5点	・全体として達成度が高く、事業の継続が確保されている。	・目標を達成した事業について検証し、必要に応じて今後の方策の維持・改善等に努めるべきである。		
政策10 基地対策の着実な推進	4点	・「環境特別協定の締結」へ向けた動き等、知事独自の積極姿勢は高く評価されるが、ほとんど進展を見せなかった施策もある。	・基地問題の解決を「県是」として、今後も継続的かつ積極的な取り組みを期待する。		
政策11 がんに負けない神奈川づくり	5点	・重粒子線治療装置導入への着実な取り組みは評価される。	・がんセンター総合整備を着実に進めるべきである。		
政策12 県立病院改革で医療の向上	4点	・県立病院の独立行政法人化の実現、その他医療機関の体制や施設の整備については高く評価される一方、医療の質の向上への対策が遅れた。	・県立病院独立行政法人化についてはその効果を測定する必要がある。また、医療の質の向上のための対策を強化すべきである。		
政策13 介護人材育成と産科医療充実	4点	・介護職員に関する県独自の認定研修制度の実施は評価される。また、マニフェストに掲げたものとは異なるデータであるが、産科医数の増員傾向が見られている。	・県独自の認定研修制度の本格実施により、介護現場の低賃金・重労働による介護離れの抜本的改革に資することを期待する。また、産科医、助産師・看護師数の増加を目指し、マニフェストに数値目標を掲げたからには、評価に資する確実なデータの把握に努めるべきである。		
政策14 高齢者の介護充実と虐待防止	4点	・介護施設の充実と各種研修制度の継続実施を評価した。	・高齢者介護の充実は広い視野で検討する必要があり、また、介護前の水際対策、地域への働きかけは重要である。		
政策15 障害者の地域生活支援	3点	・継続・進展を見せる事業もあるが、数値目標が未達であり、全体として道半ばである。	・障がい者の地域生活支援の充実には、自治体、地域および事業者の連携が不可欠であり、また、障害者自立支援法の円滑な運用については、継続的な評価・検討が必要であって、県の立場として取組み可能な事項を積極的に探知していくべきである。		
平均点	4.14点				

政策別評価表(2-1)

政策9 (日本一の治安の実現)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 安心して暮らせる日本一の治安を実現するために、県民の自主防犯活動や交通安全活動へ支援を充実し自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加を目指します。県民・企業・県・警察が一体となって安全・安心のまちづくりを推進し、犯罪発生件数を 10 万件以下に抑えます。また、子どもや高齢者の見守りを充実するとともに、消費者被害の未然防止対策を強化します。さらに、犯罪被害者とその家族を支援するための条例を制定します。</p> <p>【目標】 ○自主防犯活動団体数 2000 団体・20 万人参加。 ○犯罪発生件数を現在の 12 万件から 10 万件以下に抑制。 ○交通事故年間死者数を 200 人以下に抑制。</p> <p>【具体的方策】 ①自主防犯活動への支援の充実 ②子どもや高齢者の見守り事業の展開(一部再掲) ③消費者被害の未然防止対策 ④くらし安全・安心サポーター制度の創設 ⑤「犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定(再掲)</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト13「事件・事故のない安心して暮らせる地域社会づくり」、15「安全で安心な食生活・消費生活の確保」)</p> <p>・自主防犯活動への支援(目標、方策①)…戦略プロジェクト13の構成事業5「県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者への支援」の説明「自主防犯活動の立ち上げ、リーダーの養成、活動団体のネットワーク化などの支援制度を充実」、取組内容「自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化」(2010 年度 2,000 団体 20 万人)</p> <p>・犯罪発生件数(目標)…戦略プロジェクト13の目標「刑法犯認知件数」(2010 年 99,500 件)</p> <p>・交通事故年間死者数(目標)…戦略プロジェクト13の取り組む事業の記載「交通事故防止対策を強化する」</p> <p>・子どもや高齢者の見守り事業(方策②)…戦略プロジェクト13の構成事業2「犯罪から子どもを守る対策の強化」の取組内容「スクールサポーター制度の導入推進」「子ども安全ネットワークの構築」、構成事業5の説明「防犯協定の締結による事業者団体などと連携した活動」</p> <p>・消費者被害の未然防止(方策③)…戦略プロジェクト15の構成事業5「消費者被害の未然防止と救済」</p> <p>・くらし安全・安心サポーター制度(方策④)…戦略プロジェクト13の構成事業5「リーダーの養成」</p> <p>・犯罪被害者等支援条例(仮称)の制定(方策⑤) → 条例4</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○自主防犯活動団体 2,061 団体 活動者数 196,680 人(H22.3 現在) ※H20.3 より 525 団体, 38,491 人の増 ○平成 21 年の刑法犯認知件数 98,216 件(前年比▲15,340 件) ○平成 21 年の交通事故死者数は、176 人(前年比▲13 人)で 7 年連続の減少。 昭和 23 年統計を取り始めて以降の最少記録更新。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①「防犯に係る情報の収集・発信、相談の拠点として「安全・安心まちづくりセンター」を開設(H19.6.1) ・自主防犯活動団体への支援として、事故給付金(H19:11 件、H20 年:9 件、H21:7 件)、団体事業補助金:164 団体に補助(H19:73 団体、H20:54 団体、H21:30 団体、H22.9 末現在:7 団体)、パイロット事業補助金 5 団体に補助、市町村防犯活動拠点設置事業補助金 2 市に補助 ・自主防犯活動のネットワーク化への支援として、県民フォーラム(H19、H20)、安全・安心まちづくり活動交流会(H19.10.20、H20.3.22)県内 8 地域における交流会等の開催(19・20・21 年度) ・団体が行う防犯パトロールや防犯教室等への警察官の参加。 ・地域別防犯コミュニティ講座の開催</p> <p>②・神奈川県ケーブルテレビ協議会(加盟 14 社、H19.5)、社団法人神奈川県自動車整備振興会(加盟約 3,065 事業所、H19.7)、リコーテクノシステム株式会社神奈川支社(H20.1)、NPO 情報セキュリティフォーラム、株式会社 NTT ドコモ神奈川支店、KDDI 株式会社(H22.2)と地域安全協定 ・スクールサポーター 53 人を県内 53 警察署(横浜水上警察署を除く)に配置(H19.4~) ・子ども犯罪から守るための情報(声かけ事案、不審者情報、ちかん等)を電子メールで知らせる子ども安全情報システムの運用開始(20.10.1~) ・教員向け学校不審者進入対策 DVD 1200 枚作成(H22.3~)、子ども防犯講話 DVD 1200 枚作成(H22.6~) 県内小学校等へ配布</p> <p>③・かながわ中央消費生活センターの相談機能に加え、19 年度からメール相談を実施したほか、NPO に委託し、祝日や夜間(週 1 日)電話相談及びメール相談を開始。21 年度から、県が直接相談員を 4 名増員し、土・日・祝日の相談時間を延長し、夜間の相談を週 5 日に拡大。メール相談(H19:257 件、H20:444 件、H21:506 件、H22:195 件(H22.9 現在) 夜間相談(H19:256 件、H20:329 件、H21:1,900 件、H22:1,067 件(H22.9 現在)) 休日相談(H19:2,021 件、H20:1,720 件、H21:2,506 件、H22:1,303 件(H22.9 現在))</p> <p>④自主防犯活動団体のリーダーの育成のための講座を開催 ・安全・安心まちづくり公開講座(リーダー養成講座)基礎及び応用コース:応用コース修了者(H19:37 人、H20:25 人、H21:28 人) ・リーダーレベルアップ講座(H22:29 人)次期リーダー養成講座(H22:35 人) ・防犯活動サポーター(H22:10 人委嘱)</p> <p>⑤→ 条例 4</p>	<p>(1)評点:5 点/5 点満点 【理由】 全体として達成率が高く、事業の継続が確保されている点を評価し、小数点以下を繰り上げた。 (2)各目標・方策の評点(十理由) 目標①:4.5 点(団体数 5 点、参加人数 4 点) 目標②:5 点(目標達成) 目標③:5 点(目標達成) =目標平均 4.8 点 方策①:5 点(防犯コミュニティ講座の開催を評価) 方策②:4.5 点(子ども見守り事業の推進 5 点、高齢者の見守り事業については政策 14 の評価に加え、孤独死防止に向けた見守り支援、消費者被害対策としての「高齢者・障害者等見守り出前講座」の実施を考慮し 4 点) 方策③:5 点(夜間・休日相談数の増加は県民ニーズに即した対応であった点を評価) 方策④:5 点(リーダーレベルアップ講座、次期リーダー養成講座の開催を評価) 方策⑤:5 点(条例施行、支援のワンストップを実現するサポートステーションの設置・運用を高く評価) =方策平均=4.9 点 *平均点 4.9 点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・刑法犯認知件数の目標達成を大幅に上回った理由につき、神奈川県取り組みとの対応関係を検証し、今後の方策の維持ないし改善を図るべきである。 ・方策により消費者被害の未然防止がどのくらい図られたのかにつき、検証が必要である。</p>

政策別評価表（2-2）

政策10（基地対策の着実な推進）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川県は、沖縄に次ぐ全国第二の基地県といわれ、これまでも「県是」として、米軍基地の整理・縮小・返還や基地負担の軽減に向けて取り組んできました。引き続き、厚木基地の空母艦載機の騒音問題や横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備など、自治体間の連携や国内外へ働き掛けにより、基地対策に全力で取り組みます。</p> <p>【目標】 ○NLP等による騒音被害の軽減に向けて厚木基地の空母艦載機の移駐を早期実現。 ○横須賀基地へ配備が予定されている原子力空母の安全確認体制の整備。 ○相模総合補給しょうなどの基地の一部返還の推進。 ○災害時における米軍基地との連携を強化。</p> <p>【具体的方策】 ①基地縮小に向けての自治体間連携とトップ交渉 ②基地周辺の安心・安全の確保</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施（主要施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要施策348「基地の整理・縮小及び返還の促進」、349「基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保」 ・主要施策333「災害時広域応援体制」 	<p>(1)目標の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚木基地の空母艦載機の移駐に向けた経費が引き続き国の予算に措置された。 ○国は、原子力艦による異常な放射能漏れを確認するモニタリングポストを4基から10基に増設するとともに、原子力艦放射能調査専門官の常駐するモニタリングセンターを設置(H20.9)した。また、原子力空母の機関室内でトラブルが発生したとの想定に基づき日米訓練が19年から毎年行われ、県も参加。 ○相模総合補給廠一部返還に向けた調査設計や工事などの関連経費が国予算に措置された。H21年5月には富岡倉庫地区が全部返還された。 ○伊勢原市総合運動公園で行われた「神奈川県・伊勢原市合同総合防災訓練」において、はじめて在日米軍が参加(H19.9)。知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10)。都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2)。在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6) <p>(2)具体的方策の取組み</p> <p>①・知事が「米軍基地問題に係る要望書」を防衛・外務大臣等に提出(H19)。知事が渉外知事会会長として、シーファー駐日米国大使に日米地位協定の見直しを要望(H19.8)。知事が「キャンプ座間の在日米陸軍司令部改編に係る情報提供及び地元意向尊重等について(緊急要望)」を防衛大臣に提出(H19.12)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事が「厚木基地の空母艦載機の移駐及び恒常的訓練施設の確保の早期実現等について(要望)」を防衛大臣に提出(H20.2) ・知事が「基地対策の推進」に係る国への要望を防衛・外務大臣に提出(H20)。知事が渉外知事会の会長として、ズムワルト首席公使に面会し、日米地位協定の見直しを要望(H20.8)。知事が訪米し、国防総省のセドニー国防次官補代理と面会して、日米地位協定の見直しなどを提案(H21.1) ・知事(副知事)が「基地対策の推進」に係る国への提案を防衛・外務大臣に提出(H21)。神奈川県基地関係県市連絡協議会で「基地問題に関する要望書」を外務大臣、防衛大臣等に提出(H21.7)。知事が渉外知事会の会長として、ズムワルト臨時代理大使に面会し、日米地位協定の見直しを要望(H21.7)。厚木基地騒音対策協議会で「厚木基地における米空母艦載機の夜間連続離着陸訓練(NLP)による航空機騒音の解消等」に係る要請書を外務大臣、防衛大臣等に提出(H21.11)。県と厚木基地騒音対策協議会構成9市の連名で、外務大臣、防衛大臣等に「厚木基地における米海軍飛行隊の交代」について要請(H21.12) ・県と厚木基地騒音対策協議会構成9市の連名で、防衛大臣に対し、「空母ジョージ・ワシントン艦載機の着艦訓練」について要請(H22.4)。「基地対策の推進」に係る国への提案を外務省、防衛省に提出(H22.6)。渉外知事会で「基地問題に関する渉外知事会特別要請」を内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣に提出(H22.7)。神奈川県基地関係県市連絡協議会で「基地問題に関する要望書」を外務大臣、防衛大臣等に提出(H22.8) <p>②・知事が在日米海軍司令部のケリー司令官と面会し、防災に関する協定について基本合意(H19.10)。都道府県レベルでは初めて、在日米海軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍との覚書」を締結(H20.2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在日米陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米陸軍との覚書」を締結。(H20.6)。20年9月1日に実施した県・横須賀市合同防災訓練で、在日米軍が現地訓練に参加した。20年12月16日に、国、県、市に加え、在日米海軍が参加した原子力空母に係る日米合同訓練を実施。 ・21年9月29日に、日米両国政府、横須賀市、神奈川県が参加し、原子力空母に係る日米合同訓練を実施。21年11月4日～8日、知事が渉外知事会の会長として、副会長の沖縄県知事とともに訪米し、米政府高官等に日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結について意見交換 ・22年7月22日、知事が渉外知事会の会長として、ルース駐日米国大使に面会し日米地位協定の見直しを要望。11月18日、日米両国政府、横須賀市、神奈川県が参加し、原子力空母に係る日米合同訓練を実施 	<p>(1)評点：4点／5点満点</p> <p>【理由】 基地問題の解決は県の立場からのみでは困難であるが、「環境特別協定の締結」へ向けた動き等、知事独自の積極姿勢は高く評価される。しかし、目標①の達成度が低いまま推移したことを考慮し、小数点以下を切り捨てることとした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由）</p> <p>目標①：2点（移駐について予算化が継続しているが、予算化のみで具体的進展なく、評点は前回同様とした）</p> <p>目標②：5点（安全確認体制の整備と日米訓練継続を評価）</p> <p>目標③：3点（富岡倉庫地区の全部返還を評価（これ以外の具体的な成果がなく、評点は前回と同様））</p> <p>目標④：4点（在日米軍参加訓練の進捗不明確のため、前回と同様の評点）</p> <p>＝目標平均3.5</p> <p>方策①：5点（トップ交渉への知事の継続した積極姿勢を評価）</p> <p>方策②：5点（日米合同訓練の継続、日米地位協定見直しの要望と環境特別協定締結に向けた取り組み継続を評価）</p> <p>＝方策平均5点</p> <p>*平均点：4.3</p> <p>(3)今後の課題その他 基地問題の解決を「県是」として、今後も継続的かつ積極的な取り組みを期待する。</p>

政策別評価表(2-3)

政策11 (がんに負けない神奈川づくり)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 がん予防の一環として受動喫煙から県民を守るための「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定や、「がんへの挑戦・10か年戦略」の着実な実施、重粒子線治療装置を含む県立がんセンターの総合整備の実現により、神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定。(再掲) ○2013年度までのオープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。 ○「がんへの挑戦・10か年戦略」(第2ステージ(2007年度～2010年度))の推進。</p> <p>【具体的方策】 ①「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定(再掲) ②「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進 ③県立がんセンターの総合整備 ④神奈川がん臨床研究・情報機構の推進</p> <p>【期限】 ○県立がんセンターの整備については、2013年度までのオープン。 ○その他は、2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○県立がんセンターの整備は、PFI手法などで民間資金を導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施(戦略プロジェクト11「安心してくらせる地域保健・医療体制の整備」)</p> <p>・「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進(目標、方策②)…めざすがたの記載「神奈川県民のがんによる死亡率の低下に向け、『がんへの挑戦・10か年戦略』の着実な推進が図られ、がんの予防、早期発見のための対策や住み慣れた地域で質の高いがん医療が受けられる体制の整備が進められています。」</p> <p>・県立がんセンターの総合整備(目標、方策③)…構成事業1「がん医療体制の整備」の取組内容「県立がんセンターの機能強化」の内容「総合整備の実施」「重粒子線治療装置の導入」</p> <p>・神奈川がん臨床研究・情報機構の推進(方策④)…構成事業1の説明「がん臨床研究・情報発信事業を実施」</p> <p>・「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定(目標、方策①) →条例1</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○「公共的施設における禁煙条例(仮称)」の制定→条例1 ○県立がんセンターの総合整備→方策③ ○「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進→方策②</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→条例1 ②・「がんへの挑戦・10か年戦略」改訂計画(神奈川県がん対策推進計画)を策定(20.3)し、予防、早期発見(検診)、医療、緩和ケアの4本柱で事業実施。 ・中間評価を実施、戦略に掲げた目標の達成度や施策の取組状況を評価し、併せて、がん対策における課題について検討を行い、後半期間の計画の推進に反映(H21) ・予防・喫煙防止リーフレット、禁煙担当者育成の研修会開催等 ・早期発見・検診受診の普及啓発、検診機関の検診機器整備に対する助成等 ・医療・がん診療連携拠点病院の整備(12か所)及び拠点病院の機能強化、地域連携クリティカルパスの整備、「神奈川がん臨床研究・情報機構」によるがん研究、緩和ケア医療の推進に向けた緩和ケア研究会の実施、患者支援としてピアカウンセリング事業をモデル的に実施(H22)等 ・緩和ケア・ターミナルケア人材育成のための研修会開催、ターミナルケア地域連携のためのモデル事業実施 ③・重粒子線治療装置の導入について、人材育成の支援や装置の普及促進に向けた仕組みを創設するよう国への要望を実施。平成21年5月には、保険診療の対象とする要望を追加。(平成19年7月、平成20年7月、平成21年5月) ・総合整備事業について、PFI法に基づく特定事業として選定(平成20年11月)し、入札公告を実施。(平成21年4月) ・大林組・ニチイ学館グループを落札者として決定(平成21年12月)し、特定事業契約を締結。(平成21年度) ・重粒子線治療装置の導入に係る基本構想を策定(平成21年3月)し、平成21年度に調査設計を実施。 ・また、放射線医学総合研究所と「研究・医療協力に関する協定」を締結。(平成21年4月) ・特定事業について設計業務に着手(H22) ・重粒子線治療装置の導入について基本設計に着手(H22) ・総合整備について、平成25年度に新病院として供用開始予定。 ・重粒子線治療装置について、26年度に治療開始予定。</p> <p>④・患者の同意を得て、研究試料となるがん組織を年間600例を目標に収集(収集資料数2,143例(H21年度末)) ・看護師によるがん電話相談を継続実施(19年度、20年度、21年度、H22年度) ・県内の病院のうち、217病院に現況調査を行って回答が得られた病院(19年度55病院、20年度62病院、21年度63病院、22年度4月現在64病院)について情報を提供</p>	<p>(1)評点：5点/5点満点 【理由】 全国初の「受動喫煙防止条例」の制定・施行、「がんへの挑戦10か年戦略」および県立がんセンター総合整備の推進、特に重粒子線治療装置導入への着実な取り組みを評価し、小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①：5点(条例施行) 目標②：4点(方策③) 目標③：4点(「がんへの挑戦・10か年戦略」の推進(前回と同様)) =目標平均4.3点 方策①：5点(目標①) 方策②：4点(目標③) 方策③：4点(目標②：特定事業設計業務、新病院供用開始と重粒子線治療装置による治療開始に向けた取組みを評価) 方策④：4点(継続的に活動しているが積極評価すべき要素はなく、前回同様の評点とした) =方策平均：4.3点</p> <p>*平均点=4.3点</p> <p>(3)今後の課題その他 重粒子線治療装置の導入を含むがんセンター総合整備を着実に進めていただきたい。</p>

政策別評価表（2-4）

政策12（県立病院改革で医療向上）

1. マニフェストの内容（要点）	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 県立病院を独立行政法人として自立させ、経営の基盤を強化し、良質な医療サービスを提供します。リハビリテーション医療における県立病院の役割を見直し、質の高い医療サービスを提供できるよう、神奈川県総合リハビリテーションセンターの体制や施設の再編整備を進めます。県立がんセンターの総合整備の実現により神奈川県民のがんによる死亡率の低下を目指します。</p> <p>【目標】 ○県立病院の地方独立行政法人化の実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備。 ○2013年オープンを目指し、県立がんセンターの総合整備促進。（再掲）</p> <p>【具体的方策】 ①県立病院の改革と医療の質の向上 ②リハビリテーションセンターの再編整備 ③県立がんセンターの総合整備（再掲）</p> <p>【期限】 ○地方独立行政法人への移行については2010年度に実現。 ○リハビリテーションセンターの再編整備については2010年度までに着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。 ○施設整備については、PFI方式など民間資金の導入。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 （戦略プロジェクト10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、主要施策232「県立病院の機能整備」）</p> <p>行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔独立行政法人化〕 （I-3「多様な公的サービスの担い手の活用」）</p> <p>・<u>県立病院の独立行政法人化（目標、方策①）</u>…主要施策232「県立病院の機能整備」の記載「医療環境の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、医療機能の充実を図るとともに、県立病院の経営基盤を強化し、良質な医療サービスを提供するため、地方独立行政法人化を検討します。」、基本方針の「I-3(2)多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討」の取組項目「県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討」</p> <p>・<u>リハビリテーションセンターの再編整備（目標、方策②）</u>…戦略プロジェクト10の構成事業4「リハビリテーション推進体制の整備」の取組内容「神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備」</p> <p>・<u>県立がんセンターの総合整備（目標、方策③）</u> →政策11</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○県立病院の地方独立行政法人化→方策① ○リハビリテーションセンターの再編整備→方策② ○県立がんセンターの総合整備→政策11</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県立病院の地方独立行政法人化を含めた運営体制について「神奈川県立病院あり方検討委員会」を設置（H19.5.16）「神奈川県立病院あり方検討委員会」の報告書を踏まえて、平成22年度を目途に、指定管理者制度を導入した汐見台病院を除いた県立6病院について、一括して一般地方独立行政法人に移行する方針を決定（H20.3.28） ・地方独立行政法人への移行に向けた主な準備業務（地方独立行政法人の組織、人事、給与制度、財務会計制度に係る検討等）を実施（平成20年度～平成21年度）平成21年2月議会において地方独立行政法人定款を議決 ・平成21年12月議会において、地方独立行政法人中期目標及び法人設置のための関連議案を議決 ・総務省から一般地方独立行政法人設立認可を受けた後、平成22年4月1日付けで地方独立行政法人神奈川県立病院機構を設立。 ・地方独立行政法人評価委員会において年度ごとに実績評価し中期目標期間（H22～26）における評価結果を知事へ報告 ②・神奈川県総合リハビリテーションセンターあり方検討協議会の報告（H18.7）を県として整理するため、内部検討会議を設置し、総合リハビリテーションセンターの機能等について検討するとともに、施設規模を整理するために必要なサービス提供対象者数等の調査を実施。 ・再整備基本構想の策定にあたり、外部有識者からなる「神奈川県総合リハビリテーションセンター再整備基本構想策定委員会」を設置し（20.4）報告書受領。（20.9）経営的、技術的な視点から、新病院の施設整備費の積算、事業収支の検討、比較分析等の調査（20.6～9）他県のリハビリテーションセンターの運営状況等のアンケート調査、現地調査を実施。（20.9～） ・既存施設の活用を含めた整備手法の検討をするため、既存施設の耐震性能、改修、更新の調査及び費用の算出を行うための調査を委託し実施（H21.4～H21.8）。政策課題の議論の結果、現在の神奈リハ病院新館及び七沢学園居住棟を活用し、その近接地に神奈リハ病院を建て替えること、また七沢病院については、引き続き現施設で運営することが方針として認められる。（H21.11） ・リハセンター再整備基本設計費をH22当初予算に計上、基本設計（その1）を委託（H22.9）し、基本設計（その2）をH23当初予算に計上 ③→政策11</p>	<p>(1)評点：4点／5点満点 【理由】 県立病院の独立行政法人化の実現、リハビリテーションセンターおよび県立がんセンターの整備推進は高く評価できるが、医療の質の向上への対策の遅れにより、小数点以下を切り捨てた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点（+理由） 目標①：5点（目標達成） 目標②：4点（リハビリテーションセンター再整備計画の進捗（基本設計に着手）を評価） 目標③：4点（政策11 目標②/方策③） =目標平均4.3点</p> <p>方策①：4点（県立病院の独立行政法人化で5点、医療の質の向上に関する地方独立行政法人評価委員会による評価開始で3点） 方策②：4点（目標②） 方策③：4点（目標③、政策11 目標②/方策③） =方策平均：4点</p> <p>*平均点4.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・県立病院独立行政法人化による効果の測定が必要である。 ・医療の質の向上への対策を強化する必要がある。</p>

政策別評価表(2-5)

政策13 (介護人材育成と産科医療充実)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 介護現場の人材が意欲と生きがいを持って働けるよう、大学等の教育機関や民間事業者との連携・協力により介護人材の総合的な教育システムをつくりまします。また、医療現場の産科医・助産師・看護師の不足に対して、就労環境の改善等に取り組み、県民が安心して出産や療養ができる体制をつくりまします。</p> <p>【目標】 ○介護専門職に関する県独自の認定制度をスタートさせ、毎年3,000人以上の介護職員を研修する体制を整備。 ○県内の医療機関に勤務する産科医の減少(1998年419人⇒2004年375人(▲44人))に歯止めを掛け、増員傾向に転換。 ○潜在的な助産師・看護師(資格はあるが職務についていない助産師等)の再就職を含め、職員を1.3倍(2004年比)に増加。</p> <p>【具体的方策】 ①総合的な介護教育制度の整備と介護人材のキャリアパス支援 ②産科医の確保と潜在助産師、潜在看護師の活用支援 ③県立保健福祉大学の有効活用</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施(戦略プロジェクト11「安心してらせる地域保健・医療体制の整備」、戦略プロジェクト12「保健・医療・福祉人材の育成・確保」)</p> <p>・総合的な介護教育制度の整備(目標、方策①)…戦略プロジェクト12の構成事業3「保健・医療・福祉人材の現任者教育の充実と専門性の向上」の取組内容「研修実施体制の整備」の記載「県独自の認定研修の実施(2010年度3,000人)と「人材育成に向けた研修実施の支援」</p> <p>・産科医の確保(目標、方策②)…戦略プロジェクト11の取組む事業の説明「産科医の減少に歯止めを掛け、増員傾向に転換させるなど産科医療の充実」</p> <p>・潜在看護師の活用(目標、方策③)…戦略プロジェクト12の目標「県内の就業看護職員数(2006年56,514人→2010年度75,000人)」、構成事業2「保健・医療・福祉人材の確保・定着の促進」の説明「病院等の勤務環境の改善のため、院内保育施設への支援や研修事業」、取組内容「看護職員等の研修実施」</p> <p>・県立保健福祉大学の有効活用(方策④)…戦略プロジェクト12の構成事業3に取組内容「県立保健福祉大学の施設・機能の活用」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○介護専門職に関する県独自の認定制度→方策① ○県内の医療機関(病院)勤務する産科医:2004年375人⇒2008年382人 ○助産師・看護師等看護職員…20年12月末現在の看護職員業務従事者数60,650人</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・「県独自の認定研修」のしくみを検討(H19)し、20年度、21年度に補完型認定研修(基礎、専門、総合連携研修)、介護職員向け認定研修、潜在的有資格者向け研修のモデル事業を実施⇒認定研修事業の本格実施(H22) ・「人材育成に向けた研修実施の支援」H19:支援方策検討、H20:モデル事業の実施、H21:複数事業所連携事業(139事業所が共同研修を実施)H22:複数事業所連携事業 ・「神奈川県介護支援専門員現任研修等支援会議」を開催。研修受講環境を向上するための調整(H19:3回、H20:2回、H21:2回、H23:1回(予定)) ・研修支援センターを設置、研修や連携事業に取組む施設、事業所に対し研修運営等の支援</p> <p>②[産科医の確保] ・臨床研修医の産科選択の動機付けとなる研修講演を実施 ・出産・育児等で離職した医師の再就業を支援、医師バンク開始(20.3) ・地域の産科医療提供体制を確保するため、地域協議会を設置 ・国の緊急医師確保対策の取組みに基づき、20年度から横浜市立大学医学部に神奈川県地域医療枠(恒久的定員増20名)を創設 ・神奈川県産科等医師修学資金貸付条例(20.10)、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例(22.3)を制定し、21年度から横浜市立大学医学部に神奈川県指定診療科枠(緊急臨時的定員増5名)を設け定員増を実施、さらに、「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、平成21年度から県内の大学で計35名の定員増を実施。 ・勤務医の負担軽減への支援(院内助産所等) ・県救急医療中央情報センターで周産期救急受入機関紹介業務を実施</p> <p>[潜在助産師・看護師の活用] ・潜在助産師研修の再就業促進のための研修実施(H19、H20、H21、H22) ・潜在看護職員の再就業促進の研修実施(H19～22)研修病院に後援名義許可(H22) ・院内保育施設への支援として、19年度104カ所、20年度108カ所、21年度115カ所の院内保育施設に対し運営費の一部を助成。県単独事業として、医療関係職員のニーズの高い病児保育・延長保育に対し、加算して助成 H22からは地域医療再生基金を活用し対象を学童まで広げる ・院内保育施設の施設整備補助(H22) ・看護職員業務従事者届集計を行い、達成状況の確認を行う(H22.12)</p> <p>③・肢体不自由児運動会、熟年健康体操教室、日本スポーツ栄養研究会・講習会、県理学療法士会新人教育プログラム、全国助産師教育協議会研修会等を実施。公開講座としてヒューマンサービス公開講座(H19～H22) ・実践教育センターが実施する教育課程、研修の一部を、大学の施設・設備を活用して実施(19年度:13回、20年度:12回、21年度11回、22年度12回)。</p>	<p>(1)評点:4点/5点満点 【理由】 介護職員に関する県独自の認定研修制度の本格実施までのプロセス、および産科医数の増加傾向を評価し、小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:4点(認定研修事業の本格実施を評価。なお、平成21年度の研修受講者は2927人) 目標②:3点(目標に掲げた数値は国(厚生労働省)の調査によるものであるが、これによると2004年:375人、2006年:363人、2008年:382人で推移している。他方、県の独自調査(実態調査およびアンケート調査)によると、2007年:340人、2008年:337人、2009年:359名、2010年:384名となっている。県の調査は、調査対象の捕捉状況や回収率の違いから、必ずしも国の調査と一致・連動するものではないが、評価のため参考となる数値であると考え。県の調査による2008年の産科医数は前年より減少しているものの、翌年から増員傾向にあることを評価し、前回評点に1点を加算した) 目標③:2点(社)神奈川県看護協会の会員数は、2004年の28,466人に対し、2010年は31,271人であり、1.1倍の増加となった。ただし上記会員数には保健師を含み、また県内全ての助産師、看護師が会員となっているわけではないので、傾向を示す参考資料として提示するが、評点については前回同様とした) =目標平均3点 方策①:4点(目標①) 方策②:4点(若干の進展はあるが、特筆すべき施策展開は見られないので評点は前回同様とした) 方策③:5点(県立保健福祉大学の有効活用という面において、講座実施が安定的に継続されていることを評価) =方策平均4.3点 *平均点=3.7点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・「介護職員に関する県独自の認定研修制度」の本格実施後の効果に注目したい。介護現場の低賃金・重労働による介護離れの抜本的改革なることを期待する。 ・産科医、助産師・看護師の確保に関し、マニフェストに数値目標を掲げたからには、評価に資する確実なデータの把握に努めるべきである。</p>

政策別評価表(2-6)

政策14 (高齢者の介護充実と虐待防止)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 増加している高齢者介護を支えるため、サービス事業者の質の向上と介護保険施設を1.2倍に拡充し、定員数を52,000名まで引き上げ、入所待機者を減少させます。家族や介護施設における高齢者虐待を減らすため、通報や相談の体制を強化するとともに、介護オンブズパーソンのネットワークをつくりまします。</p> <p>【目標】 ○介護保険施設の定員数を1.2倍以上に拡充し、41,807名(2005年度)を52,000名(2010年度末)に増員。 ○ボランティア、NPO等を「かながわ介護オンブズパーソン(仮称)」として200名以上を認定。</p> <p>【具体的方策】 ①介護サービス事業者の参入支援と質の向上 ②介護保険施設のさらなる整備と運営支援 ③高齢者虐待の防止と相談体制の整備 ④「介護オンブズパーソン(仮称)」の認定</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト9「高齢者が安心してくらするしくみづくり」)</p> <p>・介護サービス事業者の参入支援と質の向上(方策①)…主要施策213「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供」の記載「要介護者などが必要とするサービスの提供の確保と拡充に向けた取組み」、「相談・苦情処理体制の充実などサービスの質の向上と情報提供の充実」</p> <p>・介護保険施設のさらなる整備と運営支援(目標、方策②)…構成事業2「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備促進とサービス提供体制の質的な向上」の取組内容「特別養護老人ホームの整備(2010年度累計28,960床)」及び「介護老人保健施設の整備(2010年度累計20,176床)」</p> <p>・高齢者虐待の防止と相談体制の整備(方策③)…構成事業4「高齢者虐待の防止と認知症対策の推進」</p> <p>・介護オンブズパーソンの認定(目標、方策④)…構成事業1「地域ケア体制の充実」の説明「県民との協働で介護問題に対応するため、オンブズパーソンとの連携など新たな相談・苦情対応を行うしくみづくり」、取組内容「新たな相談・苦情対応のしくみづくり」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○介護保険施設の定員数→方策② ○かながわ介護オンブズパーソン→方策④</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・「かながわ福祉情報コミュニティ」で、介護保険指定事業所情報や介護保険指定事業者向け情報を提供。(http://www.rakuraku.or.jp/) ・神奈川県介護サービス情報公表センターにおいて、介護サービス情報公表制度を運用。(http://center.kaigo-kouhyou-kanagawa.jp/) ・サービス事業者の指定及び事業者等の指定の更新にあたっては、19年10月1日以降に指定を受ける事業所について、指定申請等において管理者の立ち会いを求め、法令で定められた管理者の責務を適正に果たす旨の誓約書の提出を義務づけた。 ・各サービス提供事業者の指定基準の遵守状況を確認するため、事業者指導(集団指導、実地指導)を実施</p> <p>②・特別養護老人ホーム整備数 27,374床 (24,143) 介護老人保健施設整備数 18,744床 (17,410) 介護療養医療施設整備数 2,940床 (3,908) 合計 49,058床(45,461) ※H23.3末見込み()内は21.3末</p> <p>・施設職員に対する研修として、認知症介護指導者養成に係る研修、身体拘束廃止に係る研修等の実施</p> <p>③・高齢者虐待防止関係職員研修(市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所対象)の実施 ・身体拘束廃止推進関係研修の実施 高齢者の権利擁護に関する研修、身体拘束廃止推進モデル施設養成研修、看護実務者研修、看護指導者養成研修など ・認知症の普及啓発の講師となる人材(認知症キャラバンメイト)の養成(H19:197人、H20:220人、H21:234人、H22:200人) ・保健福祉事務所において、認知症高齢者や高齢者虐待等の処遇困難事例についての検討会や研修会開催 ・「かながわ認知症コールセンター」の開設(平成22年1月4日)</p> <p>④・介護相談員や市民オンブズパーソン等への助言・指導や改善提言を行う「かながわ介護アドバイザー」の創設準備会を設置し検討(H20) ・有識者に介護アドバイザーへの就任依頼(H20/3名 H21/+2名) ・介護相談員のネットワーク構築に向け、2箇所のモデル地区選定 ・地域におけるネットワークの構築に向けた取組みを推進。市町村の介護相談員定例会への介護アドバイザーの派遣(H21:4回、H22:7回)等 ・介護相談員研修の実施(H21)養成研修:52名受講、現任研修:260名受講(H22)養成研修:22名受講、現任研修:213名受講 ・介護相談員登録 344名(H22.4現在)</p>	<p>(1)評点:4点/5点満点 【理由】 介護施設の充実と各種研修制度の継続実施を評価し、小数点以下を繰り上げた。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:4点(介護保険施設の定員達成率約70%) 目標②:4点(介護相談員、介護アドバイザー支援、研修等の充実、介護アドバイザー派遣等の制度の継続的実施を評価) =目標平均4点 方策①:2点(進捗状況が不明) 方策②:4点(施設定員達成率約70%、職員研修の実施を評価) 方策③:4点(多方面にわたる研修の実施、認知症キャラバンメイトの継続的な養成は評価できるが、高齢者虐待件数が平成18年時点より増加していることを考慮し、評点は前回同様とした) 方策④:4点(目標②) =方策平均3.5点</p> <p>*平均点3.8</p> <p>(3)今後の課題その他 ・高齢者介護の充実、少子高齢化や医療費、介護給付対応のための財源確保等、広い視野で検討する必要がある。 ・事後的措置ではなく、介護前の水際対策、地域への働きかけは必須となるため、対策を十分に協議する必要がある。</p>

政策別評価表(2-7)

政策15 (障害者の地域生活支援)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 障害の有無にかかわらず誰もが生き生きと暮らすことのできる地域社会をめざして、障害のある方の就労・活動・教育の場づくりを推進し、県内の障害者雇用を1.2倍に増やします。また、障害者自立支援法の運用については、障害者の方々の立場に配慮した円滑な対応を行うとともに、適切な評価を行います。</p> <p>【目標】 ○県内の障害者雇用率(事業所所在地別集計) 1.6%を1.92%(1.2倍)に向上。 ○障害者地域作業所の法定内移行を支援し、地域生活の拠点機能を充実。 ○グループホーム・ケアホーム(2005年実績3,083人)、ホームヘルプサービス(2005年実績180,260時間)を2010年度末に2倍(対(2005年実績比)に引き上げ。 ○養護学校等の就業率 16%(2006年)を倍増。</p> <p>【具体的方策】 ①特例子会社及び中小企業に対する支援 ②障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実 ③障害者の地域生活移行の支援と障害者自立支援法の円滑な運用 ④障害のある子どもたちの教育機会や放課後等の生活の充実</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト7「就業支援の充実と産業人材の育成」、10「障害者の地域生活を支えるしくみづくり」、16「子ども・子育て支援のしくみづくり」、20「子どもたちが未来を拓く力を伸ばす教育の推進」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用率(目標)…戦略プロジェクト7の目標(2010年度1.92%) ・中小企業等に対する支援(方策①)…戦略プロジェクト7の構成事業2「障害者の雇用拡大と地域に密着した就業支援」の取組内容「『障害者しごとサポーター』の配置」 ・障害者の就労や自立を支援するための拠点・事業の充実(方策②)…戦略プロジェクト7の構成事業1「地域生活を支える福祉サービスの充実・発展」の取組内容「民間障害福祉施設の機能転換の推進」、構成事業2「就労・社会参加の促進」の説明「障害者の多様なニーズに対応する地域生活の拠点づくりの支援」 ・養護学校の卒業生の就労支援(目標、方策②)…戦略プロジェクト20の目標「特別支援学校高等部卒業生の就職率(2010年度30%)」 ・障害者の地域生活移行の支援(目標、方策③)…戦略プロジェクト10の目標「グループホームなどで生活する人(2010年度5,500人)」、「ホームヘルプサービスの支給時間数(338,000時間/月)」 ・構成事業1の説明「障害福祉サービスの充実」に努めるとともに、…グループホーム・ケアホームの整備促進などの施策に取り組む ・障害者自立支援法の円滑な運用(方策③)…戦略プロジェクト10の構成事業1の取組内容「障害者自立支援法への円滑な移行に関する評価」 ・障害のある子どもたちの放課後等の生活の充実(方策④)…戦略プロジェクト16の構成事業6「小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供」の取組内容「障害児等の日中における活動の場の確保(教育機会の充実→政策1) 	<p>(1)目標の達成状況 ○障害者雇用率(事業所所在地集計):1.75%(H21.6.1)、1.71%(H20.6.1)1.64%(H19.6.1) ○地域生活の拠点機能充実→方策② ○グループホーム・ケアホーム 4,447人(H20)3,849人(H19)3,107人(H18) ホームヘルプサービス 201,919時間(H20)201,934時間(H19)194,122時間(H18) ○就労率 H19.3卒:25.9%、H20.3卒:25.2%、H21.3卒:23.9%、H22.3卒:24.7%(速報値) ・川崎地区、相模原地区、平塚地区の3地区を指定し、8校で就労促進のための研究を実施し、各地区で研究報告会を実施(21.2)。 ・企業や関係機関と連携し、「生徒の職場体験実習」(H19:150名 H20:152名 H21:170名)、「県庁等での実習」(H19:14名 H20:13名 H21:15名)、「保護者の企業見学会」(H19:782名 H20:628名 H21:630名)「教員の実務研修」(H19:53名 H20:51名 H21:41名)「教員の清掃実技研修」(H19:23名 H20:24名 H21:26名)を実施。 ・就労した卒業生の職場定着のために「企業就労アフターフォロー研究委員会」(年4回)を実施。研究のまとめを作成(21.3)。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①「障害者しごとサポーター」を県内全域に配置(8地域16人) (H22支援件数延べ3,358件うち就職に結びついた件数101件)8月末 ・障害者雇用特例子会社設立助成金(H19:2社、H20:0社、H21:2社) ・知的障害者職場指導員設置費補助(対象事業所数22職場指導員数30)8月末 ・知的障害者のホームヘルパー2級の資格取得の支援を新たに実施(H21講座修了者11人) ・「障害者ジョブコーチ」の派遣実績(派遣回数21回)9月末 ②・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等の地域のさまざまな障害者を支援する事業所に助成等を行い、障害者の多様なニーズに対応。 ・障害者地域生活サポート事業として施設の有する機能を地域生活支援に活用、多様な住まい・日中活動の場を提供する事業に助成。「グループホーム等地域生活移行推進事業」「単独型短期入所促進事業」「地域交流等支援事業」「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」等 ・障害者地域作業所の移行先の一つである、市町村の「地域活動支援センター」整備事業に対する県単独補助制度を創設し、支援を行った。 ・「グループホーム等利用者地域支援事業」等充実強化を図り、短期入所利用促進事業を開始(H22.4) ③・グループホーム・ケアホームの運営に対する支援及び建設、改修等に対する支援を市町村と共同で実施。整備促進を図った。 ・市町村の障害者自立支援給付事業に要する経費の一部を負担。 ・精神障害者退院促進支援事業については、政令市・中核市及び指定相談事業者等に委託し個別支援及び普及啓発活動、地域体制整備を推進 ・障害者自立支援法への評価実施に向け、庁内及び外部関係者との調整や、障害者施策推進協議会において意見把握等を実施。 ・障害者グループホーム等サポートセンター事業を開始(H22.4) ④・教育機会の充実→政策1・障害児の放課後の居場所づくりを推進するため、市町村が実施する「日中一時支援事業」に対する補助を継続。</p>	<p>(1)評点:3点/5点満点 【理由】 数値目標を達成できておらず、全体としても道半ばであるが、新規事業の着手により推進されている方策を評価し、小数点以下を繰り上げた。 (2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:3点(平成22年度の障がい者雇用率は、従来の「事業所所在地集計」による数値は得られず、「本社所在地集計」による数値しか得られていない。本県には支社・支店が多いことから、本社所在地集計では参考値としても利用し難いと判断し、評点については前回同様とした) 目標②:3点(「障害者地域作業所」の法定内移行は、平成22年4月1日現在、県内460の作業所のうち305施設が移行され、割合としては66%である。ただし、県所管域の施設については64施設で41%であった。これに、「グループホーム等利用者支援事業」等の充実強化も評価し、前回評点に1点を加算した) 目標③:2.5点(平成21年度のグループホーム等生活者数4832人、同じくホームヘルプサービス支給時間数は238033時間であった。前者の達成率は57%で3点、後者は32%で2点) 目標④:3点(就労率2010年3月実績24.7%、達成率約50%) =目標平均2.9点 方策①:3点(障がい者ジョブコーチ派遣を評価) 方策②:3点(目標②) 方策③:3点(サポートセンター事業の開始を評価) 方策④:2点(継続されているが積極評価の材料がなく、評点は前回同様とした) =方策平均2.8点 *平均点2.9点 (3)今後の課題その他 ・障がい者の地域生活支援を充実させるためには、自治体、地域および事業者の連携が不可欠であるが、本政策の評価からも見られるように、いまだ不十分である。今後も事業を推進しかなければならない。 ・障害者自立支援法の円滑な運用が果たされているかどうかについては、継続的な評価・検討が必要であり、県の立場として取組み可能な事項を積極的に探知していくべきである。</p>

分野別評価表 (PART III 経済)

1. 政策別評価の結果 (まとめ)				2. この分野の評価	3. 今後の課題その他
政策	評点	評点の理由	今後の課題等	<p>評点：4点 (5点満点)</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「強い経済分野」全体の平均点は、前年度 3.43 点から 3.86 点へと上昇した。政策 16 の評点が 2 点から 3 点へ、政策 20 のそれが 4 点から 5 点へ、そして政策 21 のそれが 3 点から 5 点へとそれぞれ上昇したことが要因である。全体的に諸方策が着実に進捗していること、景気の悪化という事態に直面しているものの可能な限り緊急的対策を講じていることなどから、分野全体として前年度の 3 点から 1 点加点し、4 点の評価とした。 数値目標を掲げている際には、過去 3 年間同様達成度にばらつきがあるため、評価に影響を及ぼしている。たとえば、政策 21 における大型直売センターの設置については 5 点と上昇し、政策 22 における若年失業率の改善については、前年度同様停滞している。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度同様に、「強い経済」分野においては、景気の動向に影響を受けている政策が少なくない。マニフェストで数値目標を掲げている場合には、緊急的な対策が求められる。 前年度にも指摘していることであるが、「強い経済分野」におけるマニフェストには、「～の展開」、「～の推進」などの文言が散見され、明確な数値目標の設定がないものがある。マニフェストが、後に評価されることを前提とした場合、より明確な目標設定が望まれる。それと同時に、各事業のアウトカムを把握するよう努める必要がある。
政策 16 インベスト神奈川で産業競争力強化	3 点	・方策については着実に実績を積み重ねているが、企業誘致数の達成度は概ね 50%、新規求人数は減少傾向にあるため 3 点とした。	・前年度同様、2 つの目標の達成度が低いため、改善に向けた対策が求められる。 ・各種の企業支援については、さらなる展開が期待される。		
政策 17 羽田空港国際化と京浜臨海部活性化	4 点	・予定通り策定したグランドデザインとそれにもとづく諸方策は概ね評価できるが、連絡路事業についての進展は十分とはいえず、4 点とした。	・連絡路事業については「2009 年度までに着手」という目標を達成できなかったため、地道な努力が必要である。 ・企業に対する支援の多様化が期待される。		
政策 18 高速交通ネットワークの整備	3 点	・県としては様々な取り組みを実施しているものの、道路整備等の達成度から判断し、3 点とした。	・政策 18 の目標、諸方策は県の取り組みだけでは達成できないため、評価が困難な部分があるが、着実な進捗に期待したい。		
政策 19 中小企業の支援強化と活性化	4 点	・政策 19 については、全体として順調に進捗しているといえるが、新たに顕著な進捗があったとは判断できないため、施策、事業の具体的な効果に期待し、前年度同様 4 点とした。	・各事業の効果 (アウトカム) を具体的に示すための努力が必要である。 ・商店街の活性化、コミュニティビジネスの振興については、市町村がノウハウを蓄積できるような取り組みがいつそう求められる。		
政策 20 かながわツーリズムの新展開	5 点	・各方策の効果については今後判断される部分が残るが、入込観光客数が 5 年連続して過去最高を更新していることを評価し、5 点とした。	・各方策の効果 (アウトカム) を把握することが重要である。		
政策 21 地産地消とブランド化で農水産業振興	5 点	・大型直売センターの設置が目標を達成する見込みとなったこと、各方策の進捗もおおむね順調のため、前年度の 3 点から 2 点上昇の 5 点とした。	・大型直売センターの設置目標は達成見込みであるが、その効果に期待する。 ・諸方策については、事業効果の把握が必要である。		
政策 22 産業人材育成と就職支援	3 点	・方策は全体的に着実に進捗しているが、目標の達成状況は悪化しているため、3 点とした。	・目標である若年失業率の改善が悪化し、改善の兆しが見えない。さらなる緊急的対策が必要。 ・諸方策については、アウトカムの把握に務めていただきたい。		
平均点	3.86	—	—		

政策別評価表(3-1)

政策16 (インベスト神奈川で産業競争力強化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の地域経済を強化し、新たな雇用の場を創出するため、「産業競争力強化戦略」を策定し、これに基づき「インベスト神奈川第2ステージ」「神奈川R&Dネットワーク構想」「ベンチャー企業支援」などの重点プロジェクトを推進します。</p> <p>【目標】 ○県の政策による企業誘致数 200社。 ○新規求人数年間 36.6万人(2005年度)を50万人に増加。</p> <p>【具体的方策】 ①「産業競争力強化戦略」の策定 ②「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開 ③「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進 ④「ベンチャー応援強化プログラム」の推進</p> <p>【期限】 ○2007年度に計画策定し同時に事業に着手。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、2「強いベンチャー企業の育成と重点分野の振興」、3「産業集積の促進と海外との経済交流の推進」、7「就業支援の充実と産業人材の育成」)</p> <p>・企業誘致数(目標)…戦略プロジェクト3の構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」の取組内容に「新たな産業誘致策の展開」(企業誘致件数を目標設定(4年間200件))</p> <p>・新規求人数(目標)…戦略プロジェクト7の数値目標欄の記載「なお、産業振興関係のプロジェクトなどにより新規求人数50万人(2010年度)をめざします。」</p> <p>・「産業競争力強化戦略」の策定(方策①)…実施計画(政策分野別)の産業・労働分野の施策の方向性の記述、「『産業競争力強化戦略(仮称)』を策定」</p> <p>・「インベスト神奈川 第2ステージ」の展開(方策②)…戦略プロジェクト3に構成事業1「『インベスト神奈川第2ステージ』の展開」</p> <p>・「神奈川R&Dネットワーク構想」の推進(方策③)…戦略プロジェクト1の取り組む事業の記述「『神奈川R&Dネットワーク構想』の本格的展開のため、構想推進体制として研究所などのネットワークの拡大・強化等に取り組む」</p> <p>・「ベンチャー応援強化プログラム」の推進(方策④)…戦略プロジェクト2の取り組む事業の記述「ベンチャー企業が次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成をめざす「ベンチャー応援強化プログラム」を推進」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○県の政策による企業誘致数 19年度:30社、20年度:25社、21年度:22社、22年度:20社(年度末見込み) ○新規求人数 32.3万人(18年度)、28.3万人(19年度)、23.9万人(20年度)、16.9万人(21年度)、16.6万人(22年4月~10月の平均)</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・県内経済団体・関係機関等との調整等を経て、産業競争力強化戦略を策定(H19.8)し、推進体制を整備。19年度の取組みを「第1回かながわ産業活性化懇話会」(20.5)に報告。 ②・「施設整備等助成制度」を、中小企業支援に重点を置いた内容で見直しを行い、「第2ステージ」として受付開始(19.8)。 ・20年度は、「企業誘致戦略2008プロモーション300」を掲げ、県内外の企業300社以上にプロモーション活動。知事による企業誘致セミナー(H19、H20)。大企業の助成申請期限を1年前倒し、21年3月で受付終了。中小企業の新規雇用に対する助成制度の要件を緩和。インベスト神奈川終了後の新たな企業誘致施策を検討し、新たな企業誘致施策の案を取りまとめ ・21年度は、主に中小企業を対象とした知事による企業誘致セミナーを横浜市内で開催(8/5)。京都市・名古屋市等において、関西・中京地域の企業を対象とした商工労働部長による企業誘致プロモーション(8/27)。 ・22年度は、立地後の成長支援に力点を移した「インベスト神奈川2ndステップ」を策定し、22年4月1日から受付開始。制度利用を促進するため、積極的な企業訪問活動を実施し、県内企業を中心に200社を超える企業へアプローチ。20件(年度末見込)の企業誘致を実現。</p> <p>③・神奈川R&D推進協議会の開催4回(H19.5、H20.5、H21.5、H22.5) ・神奈川R&Dシンポジウム2回、大企業保有技術の県内中小企業への移転56回、中小企業の技術の大企業での活用39回、産学公技術連携データベースの構築(登録データ3,560件H22.12.6現在、年度末:4000件の見通し) ・推進事業取組件数 122件、技術展示会の商談成立約7億円、県内大企業と中小企業との共同研究1件成立。14→20機関による新協議会を発足</p> <p>④・産業競争力強化戦略に位置づけ。インキュベーション施設の充実、かながわベンチャー応援ファンドによる投資、民間支援の活動等により19、20年度の都道府県別大学発ベンチャー企業数(累積ベース)が全国2位などの成果。 ・大学発・大企業発ベンチャーの創出;モデルプロジェクト事業による支援(毎年度)やフォーラム(H19~H21)を実施。 ・ベンチャー企業に対する直接投資の仕組みづくり;「かながわベンチャー応援ファンド」による直接投資を促進。 ・創業、新事業の創出促進のための事業環境の整備;ビジネスプラン実践講座など各成長段階における適時適切な支援を実施。 ・インキュベーション機能の強化;企業支援H19:47社6人、H20:46社5人、H21:47社4人、H22:49社(12.6現在)。</p>	<p>(1)評点:3点/5点満点 【理由】 ・方策については着実に実績を積み重ねているが、企業誘致数の達成度は概ね50%、新規求人数は減少傾向にあるため3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:3点(企業誘致数の達成度は48.5%) 目標②:1点(4年連続の減少のうち、22年度も同様の傾向) =目標平均:2.0点</p> <p>方策①:5点(「強化戦略」は策定済み) 方策②:4点(年度末見込20件の企業誘致を評価。前年度の3点から加算) 方策③:4点(着実に実績を積み重ねており、前年度の3点から加算) 方策④:4点(着実に実績を積み重ねており、前年度の3点から加算) =方策平均:4.3点</p> <p>*平均点=3.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・前年度同様、2つの目標の達成度が低いため、改善に向けた対策が求められる。 ・各種の企業支援については、さらなる展開が期待される。</p>

政策別評価表(3-2)

政策17 (羽田空港国際化と京浜臨海部活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 2010年に予定されている羽田空港の再拡張・国際化を神奈川県全体の経済の活性化に結びつけるため、空港の神奈川側の玄関口「神奈川口」整備構想を推進し、隣接する京浜臨海部の産業の高度化・複合化を加速させます。</p> <p>【目標】 ○2008年までに神奈川口のまちづくりグランドデザインを策定。 ○2009年までに空港と神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業を着手。</p> <p>【具体的方策】 ①神奈川口連絡道路の早期実現 ②国際空港の玄関口に相応しいまちづくりの推進 ③ロボット産業クラスターの形成 ④コンビナートの高度統合化の推進</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」)</p> <p>・<u>神奈川口連絡道路(目標、方策①)</u>…構成事業1「羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の推進」の説明「『神奈川口構想』の実現に向けた取組みを推進」、取組内容「羽田空港への連絡路の整備促進」(2009年の都市計画決定)</p> <p>・<u>国際空港の玄関口に相応しいまちづくり(目標、方策②)</u>…構成事業1の取組内容「川崎殿町・大師河原地区の整備促進と国際臨空産業の集積」(2008年度のグランドデザイン策定)</p> <p>・<u>ロボット産業クラスターの形成(方策③)</u>…構成事業3「ロボット関連産業の創出・集積」</p> <p>・<u>コンビナートの高度複合化の推進(方策④)</u>…構成事業4「エコ・エネルギー関連産業の創出・集積」の取組内容「エネルギー産業の高度化・統合化の推進」、「DMEの活用促進」</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○神奈川口のまちづくりグランドデザイン→方策② ○神奈川側を結ぶ新たな連絡路事業→方策①</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・H20.2に「第2回京浜臨海部基盤施設検討会」が開催され、連絡道路のルート、構造の検討を進めることが確認。22年3月現在、概略ルート・構造(案)の合意に至っていないが、引き続き、早期合意に向けて調整等を進める。 ・H21.12に「羽田空港臨空都市懇談会」が設置され、東京都や大田区などと空港周辺のアクセスなどについて話し合い開始 ・「羽田空港跡地利用基本計画」及び「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、跡地周辺の交通ネットワークなどの図面に、連絡道路の検討範囲が位置づけられた。 ②・羽田空港の再拡張・国際化や神奈川口構想を分かりやすく示し理解を深めていただくことを目的とした「京浜臨海部再生フォーラム」を開催(H19~H22)。 ・県、横浜税関、横浜市、川崎市、経済団体と高度物流機能に関する研究会(H19、H20) ・羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の実現による本県などへの効果を詳細に分析し、その効果を県民や企業に分かりやすく示す神奈川口グランドデザインを策定(H21.3)。 ・「神奈川口グランドデザイン」を活用した取組みとして、「京浜臨海部再生フォーラム」や各種会議における概要版リーフレットの配布・説明や、「県のたより」や県ホームページへの掲載などを行い、羽田空港の再拡張・国際化と神奈川口構想の実現による効果を県民や企業の方々に広くアピール(H21.4~) ・県、横浜市、川崎市と共同で、殿町三丁目地区を中心とした、京浜臨海部における環境・ライフサイエンスの国際競争拠点特区(国際戦略総合特区)を国に提案、具体化を検討中 ③・「かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会」と連携したビジネスセミナーの開催(H19~H22) ・大型展示商談会への県内企業等との共同出展によるマッチング・交流機会の拡大(「2007国際ロボット展」、「テクニカルショウヨコハマ2009」、「2009国際ロボット展」、「サービスロボット技術交流フェア」) ・住宅展示場等を活用したロボット技術の実証実験へ支援 ・最新ロボットの展示会、ロボットの使い方を競うコンテスト(ロボLDK)の開催(H19.11.23~25、H20.10.13) ・NPOと協働した新たなプロジェクトの創出に向けた相談体制の強化(第1期H20.7~、第2期H21.1~) ・かわさき・神奈川ロボットビジネス協議会と連携したプロジェクトの立ち上げ(19年度:5件、20年度:7件、21年度7件、22年度10件(予定)) ④・川崎市、石油精製、鉄鋼等のエネルギー関連企業等とともに、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を立ち上げ(H20.1)、20年度は「石油残渣からのDMEの製造と高度利用」ほか1部会、21年度は「高経年化設備の安全評価検討」部会を立ち上げ、検討を実施。 ・給油所建設事業者等と「DMEインフラ等研究会」を組織し、バイオマス等からの製造やDMEステーションを併設する際の安全確保策などの共同研究などを元に、経済産業省「地域イノベーション創出研究開発事業」へ応募、採択(H20.6)。21年度は同事業による研究開発を支援。22年度は研究成果を受け、各企業による取組みに移行し支援 ・「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」「地域イノベーション創出研究開発事業」を国・民間企業等とも連携</p>	<p>(1)評点:4点/5点満点 【理由】 ・予定通り策定したグランドデザインとそれにもとづく諸方策は概ね評価できるが、連絡路事業についての進展は十分とはいえず、4点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:5点(グランドデザインは策定済み) 目標②:3点(着手したとはいえ、前年度同様の進捗状況と評価) =目標平均:4点 方策①:3点(目標②と同じ) 方策②:4点(20年度に策定した「グランドデザイン」を活用した取り組みおよび総合特区の提案を評価) 方策③:5点(事業化プロジェクトの立ち上げについて目標を達成) 方策④:4点(企業に対する支援、企業との連携を評価) =方策平均:4点 *平均点=4.0点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・連絡路事業については「2009年度までに着手」という目標を達成できなかったため、地道な努力が必要である。 ・企業に対する支援の多様化が期待される。</p>

政策別評価表(3-3)

政策18 (高速交通ネットワークの整備)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 横浜から川崎、羽田空港、成田空港を超高速鉄道で結び首都圏の一体化と羽田・成田空港のハブ空港化を図る構想を提案します。さらに、首都圏の主要都市を結ぶ自動車専用道路網を整備することにより、国際競争に打ち勝てる産業基盤整備を目指します。広域交通網の整備にあわせ、さがみ縦貫道路や新幹線新駅、神奈川東部方面線など県内の高速移動ネットワークの整備を進めます。</p> <p>【目標】 ○2010年度までにさがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南を開通。 ○八都県市首脳会議において羽田空港と成田空港を結ぶ超高速鉄道整備を提案。 ○綾瀬インターチェンジの2010年度の事業着手。</p> <p>【具体的方策】 ①超高速鉄道「羽田・成田リニア新線」で首都圏の一体化を提案 ②首都圏各都市を結ぶ自動車専用道路整備の促進 ③県内の高速移動ネットワークの整備 ④綾瀬インターチェンジの事業着手</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えて対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト33「羽田空港の再拡張・国際化と京浜臨海部活性化」、35「環境共生モデル都市圏の形成」、37「交流・連携による県西地域の活性化」、38「安全で活力ある県土づくり」)</p> <p>地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施 [超高速鉄道の提案] (取組施策11「県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化」)</p> <p>・超高速鉄道の提案(目標、方策①) …戦略プロジェクト33の構成事業1の取組内容「羽田空港と成田空港の一体性を高める超高速鉄道整備構想の提案」</p> <p>・さがみ縦貫道路(目標、方策②③)、(仮称)綾瀬インターチェンジ(目標、方策④)、国道246号バイパス(方策③)…戦略プロジェクト35の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p> <p>・第二東海自動車道(方策②)、津久井広域道路など主要幹線道路網の整備(方策③)…戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p> <p>・三浦縦貫道路(方策③)…戦略プロジェクト34の構成事業4、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p> <p>・東海道新幹線新駅(方策③)…戦略プロジェクト35の構成事業1</p> <p>・神奈川東部方面線(方策③)…戦略プロジェクト38の構成事業1の取組内容</p> <p>・西湘バイパス延伸(方策③)…戦略プロジェクト37の構成事業5、戦略プロジェクト38の構成事業2の取組内容</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○さがみ縦貫道路の相模原インターチェンジ以南の開通にむけて取り組んでいる。 ○超高速鉄道整備の提案→方策① ○綾瀬インターチェンジ事業着手→方策④</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①・知事がVOICEに「羽田・成田リニア新線構想」を投稿(H19.9) ・第2回(H19.11)第3回(H20.4)第4回(H21.11)首都圏連合フォーラムで知事がリニア構想について、その必要性を訴えた。 ・首都圏の空港機能の強化充実、首都圏の主要都市と羽田・成田の両空港のアクセスの抜本的改善、リニア新線構想の3点について、企業アンケート、e-かなネットアンケートを実施(H19) ・国土交通大臣に対し超高速鉄道の整備に向けた検討を進めるよう要望(H20～22)。 ・八都県市首脳会議での共同研究実施への合意を図るため、基礎資料として「羽田・成田超高速鉄道構想検討調査」実施(H20年) ・20年度に成田～羽田間の超高速鉄道の必要性や効果について調査し、「成田～羽田超高速鉄道整備構想」として取りまとめ。 ・「千葉県、神奈川県等超高速鉄道検討協議会」を立ち上げ(H21.5) ・知事が前原国土交通大臣と会談しリニア構想について説明(H21.10) ・知事が「国土交通省成長戦略会議」で同構想について説明(H21.12)</p> <p>②・さがみ縦貫道路については、国及び中日本高速道路網が用地取得、工事等を進め、H22.2に海老名JCT～海老名IC間が開通。 ・第二東海自動車道は、海老名南JCT～伊勢原北IC等で、中日本高速道路(株)から用地取得事務を受託(22年度末用地取得率約9割)。用地測量にも着手。</p> <p>③・国道246号バイパスについては、全長29kmの内、事業化されている厚木市内3.6kmと、伊勢原市内4.8kmの両区間で、国において用地取得が進められた。秦野市区間については伊勢原西ICより西側へ順次整備を進めることを基本的に検討する基本方針をとりまとめた。 ・津久井広域道路については、県道510号(長竹川尻)及び(都)相原城山線などで、用地取得や工事等の事業を進め、(都)相原城山線は約1.1kmの区間について、20年5月に供用開始。H22:相模原市の政令市移行に伴い同市域の事業を引継ぎ。 ・西湘バイパス延伸については、国に対して早期事業化要望を行うとともに、事業分担などについて国との調整を開始。H22:環境への影響について調査を実施(3月に結果がまとまる予定)</p> <p>・三浦縦貫道路については、Ⅱ期区間の全体約4.4kmのうち、先行整備区間約1.9kmについて、用地取得及び工事を実施。(H22年度末取得率約82%) ・東海道新幹線新駅については、知事によるJR東海社長等への要望活動を実施(H19、H22)、新駅設置促進期成同盟会による要望活動(H19～22)を実施。また、誘致体制の整備として、大学や企業等との連携事業を実施。 ・神奈川東部方面線については、国及び横浜市と協調して整備主体(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)に対し補助を実施。設計等の説明会(H20)環境アセスメント審査書等の公告縦覧実施(H21)都市計画決定及び建設工事起工式の実施(H22.3)。都市計画素案説明会の開催(H22.9～10)</p> <p>④・環境アセスメント手続きに着手(H19.10)。予測・評価をするための環境実態調査完了(H20.11)。スマートインターチェンジ導入の可能性について関係機関と調整。H22は、関係機関とともに勉強会、地区協議会を設置し、早期事業化に向けた取り組みを進めた。</p>	<p>(1)評点:3点/5点満点 【理由】 ・県としては様々な取り組みを実施しているものの、道路整備等の達成度から判断し、3点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①:3点(前年度同様、2010年度までの開通に向けて進捗状況は1/2と判断) 目標②:4点(提案自体は見送りも、着実に推進) 目標③:3点(地区協議会の設置を評価。前年度の2点から1点加点) =目標平均:3.3点</p> <p>方策①:4点(目標②に同じ) 方策②:3点(前年度に海老名JCT～海老名IC間が開通) 方策③:2点(整備に向けての進捗状況が1/2に達しているとは評価できない) 方策④:3点(目標③に同じ) =方策平均:3.0点</p> <p>*平均点=3.2点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・政策18の目標、諸方策は県の取り組みだけでは達成できないため、評価が困難な部分があるが、着実な進捗に期待したい。</p>

政策別評価表(3-4)

政策19 (中小企業の支援強化と活性化)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の地域経済を支える中小企業の活性化を図るため「中小企業活性化条例(仮称)」を制定するとともに、無担保クイック融資などの融資枠拡大や技術・経営支援センターの設置など技術・経営・金融面での総合的な中小企業支援をさらに強化します。また、商店街をいきいきと活性化させる事業の展開やコミュニティビジネスの支援など地域と生活を支えるサービス産業支援をさらに充実します。</p> <p>【目標】 ○無担保クイック融資を含む制度融資実績の年間 20,000 件・2,600 億円を堅持、拡大。 ○中小企業技術・経営支援のワンストップ相談窓口を2カ所設置。</p> <p>【具体的方策】 ①「中小企業活性化条例(仮称)」の制定(再掲) ②中小企業無担保クイック融資などの拡大 ③中小企業技術・経営の一体的支援 ④「いきいき商店街づくり」提案モデル事業の展開 ⑤コミュニティビジネス支援の充実</p> <p>【期限】 ○2010 年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応。</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト1「地域産業力の強化と神奈川R&Dネットワーク構想の本格的展開」、戦略プロジェクト5「地域に根ざした産業の振興」) 行政システム改革基本方針に位置づけて実施〔技術・経営の相談窓口の設置〕 (Ⅲ-1「県民サービスの向上」)</p> <p>・無担保クイック融資(目標、方策②)…戦略プロジェクト1の構成事業3「経営革新の促進」の取組内容「無担保クイック保証融資を含む制度融資実績の堅持、拡大」(年間 20,000 件・2,600 億円を)</p> <p>・中小企業技術・経営の一体的支援(目標、方策③)…戦略プロジェクト1の構成事業4「経営と技術の総合支援」の説明「経営・技術相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置」、基本方針の「Ⅲ-1(1)施設や窓口等における県民サービスの充実・向上」の取組項目「中小企業の経営・技術支援のワンストップ窓口の設置(2カ所設置(横須賀三浦地域・県西地域))」、戦略プロジェクト1の構成事業4の取組内容「ホールディングカンパニー方式などによる連携強化」</p> <p>・「いきいき商店街づくり」提案モデル事業(方策④)…戦略プロジェクト5の構成事業1「まちの活力づくりへの支援」の取組内容「まちの活力再生・生き生き商店街づくり活動支援」</p> <p>・コミュニティビジネス支援(方策⑤)…戦略プロジェクト5の取組む事業の記述「コミュニティビジネスへの支援」</p> <p>・中小企業活性化条例(仮称)(方策①)→条例5</p>	<p>(1)目標の達成状況 ○制度融資実績の堅持、拡大→方策② ○平成20年度に、技術・経営の相談窓口を横須賀三浦地域と県西地域に設置。</p> <p>(2)具体的方策の取組み ①→条例5 ②・中小企業制度融資の実績 平成19年度 20,062 件 2,848 億円 平成20年度 16,359 件 2,465 億円 平成21年度 14,338 件 2,585 億円 平成22年度 2,527 億円(22年度末見込み、前年度比97.8%) ・19年12月から「原油・原材料等高騰対策融資」(平成21年4月から「緊急経済対策融資」と改称)を実施。 876億円(22年11月末時点、前年度同期比100.7%)</p> <p>③・県内中小企業を経営面から支援する(財)神奈川中小企業センターと、技術面から支援する県産業技術センターの事業連携を統括する組織として「かながわ中小企業総合支援委員会」を設置し「中小企業のための総合支援」基本戦略を策定(20.4.1)。経営・技術の出前相談 述べ933企業(H20.4~23.3末見込み)</p> <p>④・商店街空き店舗流動化事業については、20年度に流動化を阻害している要因等を把握するための空き店舗流動化調査、空き店舗解消マニュアルを作成 ・商店街まちづくり推進モデル事業：まちのにぎわい取組支援、再生の成功事例づくり(H21:3地域、H22:4地域(横浜、川崎、小田原、厚木)) ・若手商業者連携促進事業：若手商業者グループ支援(H21~)</p> <p>⑤・人材育成事業：支援機関(市町村・商工会議所等)の職員向け勉強会(H19~H21) ・経営支援事業：既存事業者等を対象とした専門家による事業診断、解決策の提案等(H19~H22) H19 支援 17 事業者、H20 支援 15 事業者、 H21 支援 16 事業者、H22 支援 13 事業者(12.6 現在) ・創業実現モデル事業：モデル性のある創業者への開業資金を一部助成(H19 支援 5 事業者、最終的に 16 事業者) ・NPO法人融資を認定 2 事業者(H19) ・創業支援ネットワーク事業：コミュニティビジネス支援機関(市町村・商工会議所等)職員向け勉強会実施(H19~H22) ・県内市町村とコミュニティビジネス支援機関との情報交換会の開催(H20) ・県内各地のコミュニティビジネス事業者を県広報で紹介。</p>	<p>(1)評点：4点/5点満点 【理由】 ・政策19については、全体として順調に進捗しているといえるが、新たに顕著な進捗があったとは判断できないため、施策、事業の具体的な効果に期待し、前年度同様4点とした。</p> <p>(2)各目標・方策の評点(+理由) 目標①：4点(目標の4分の3を達成と判断) 目標②：5点(20年度の時点で、相談窓口をすでに2カ所設置) =目標平均：4.5点</p> <p>方策①：5点(2009年度に条例施行) 方策②：4点(目標①に同じ) 方策③：5点(すでに相談窓口を2カ所設置、経営・技術の出前相談も実施) 方策④：4点(モデル事業の着実な展開を評価) 方策⑤：4点(経営支援事業、コミュニティビジネス支援の着実な展開を評価) =方策平均：4.4点</p> <p>*平均点=4.5点</p> <p>(3)今後の課題その他 ・各事業の効果(アウトカム)を具体的に示すための努力が必要である。 ・商店街の活性化、コミュニティビジネスの振興については、市町村がノウハウを蓄積できるような取り組みがいつそう求められる。</p>

政策別評価表(3-5)

政策20 (かながわツーリズムの新展開)

1. マニフェストの内容(要点)	2. 総合計画等の位置づけ	3. 政策実現への取組み	4. 評価結果
<p>【政策】 神奈川の観光資源を活かし、国内外から神奈川を訪れる人を増加させるため、知事のトップセールスや広域的な連携によるプロジェクトなどを展開するとともに、「邸園文化圏再生構想」の推進やグリーンツーリズム、テクノツーリズムなどの新たな観光資源づくりなどにより「かながわツーリズム」を推進します。</p> <p>【目標】 ○県内入込み観光客数 年間1億7千万人。</p> <p>【具体的方策】 ① トップセールスによる外国人観光客誘致プロモーションの展開 ② 山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開 ③ 「東京ベイツーリズム構想」の展開 ④ 歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造 ⑤ 観光人材の確保・育成</p> <p>【期限】 ○2010年度までに実現。</p> <p>【財源】 ○既存財源内で、予算の組替えで対応</p>	<p>総合計画に位置づけて実施 (戦略プロジェクト4「かながわツーリズムの推進」、36「相模湾沿岸地域の魅力の保全と創造」) 地域主権実現のための基本方針に位置づけて実施〔山静神の三県共同外国人観光客誘致戦略、東京ベイツーリズム構想〕 (取組施策11：県域を越えた広域行政課題への対応に向けた自治体連携の強化)</p> <p>・<u>県内への年間入込観光客数(目標)</u> …戦略プロジェクト4の目標(2010年170,000千人)。 ・<u>外国人観光客の誘致プロモーションの展開(方策①)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3「広域連携による観光魅力の創出と国内外からの観光客の誘致の促進」の取組内容「友好県省道交流会議連携するなど観光プロモーションの充実強化」 ・<u>山梨・静岡・神奈川の三県共同外国人観光客誘致戦略の展開(方策②)</u>、 <u>「東京ベイツーリズム構想」の展開(方策③)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業3の取組内容「八都県市における東京ベイツーリズムの取組みや三県による観光PRの取組みなど、広域連携による国内外からの観光客誘致に向けた取組みの推進」 ・<u>歴史・文化・自然を活かした新たな観光資源の創造(方策④)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業1「地域の特色を生かした観光魅力づくり」、戦略プロジェクト36の構成事業4「近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくり」の取組内容「邸園文化圏再生構想の推進」 ・<u>観光人材の確保・育成(方策⑤)</u>…戦略プロジェクト4の構成事業4「観光客を温かく迎える環境づくり」</p>	<p>(1) 目標の達成状況 ○入込観光客数 18年1億6,509万人、19年1億6,999万人、20年1億7118万人、21年1億8357万人となり目標達成(平成17年から5年連続して過去最高)。 ・観光振興条例を制定及び観光振興計画を策定(H22.4施行)</p> <p>(2) 具体的方策の取組み ①・中国・上海で知事のトップセールスを実施し、観光客誘致への協力依頼と神奈川の観光スポットのPRを実施(H19.7)。 ・国や近隣都県等と連携し、国際観光展の出展や海外メディア・旅行エージェント等の招聘事業を実施。 ・神奈川県上海市相互交流事業により県内青少年を派遣(H22.8) ②・平成20年4月に山梨・静岡・神奈川の三県知事が中国・上海市を訪問し、観光トップセールスを実施。 ・上海市の青少年交流団による三県の訪日教育旅行訪問(H22.2) ・三県の富士箱根伊豆国際観光テーマ地区推進協議会において外国人観光客の誘致促進(タイ TTA 国際観光展への出展・観光説明会の開催など)(H21~22) ③・東京ベイツーリズム：「21世紀の船出プロジェクト」として、5つのプロジェクトを推進(H19~22) (「東京湾における旅客船運航実験」「首都圏広域周遊の促進」等) ・21年度から、旅客船の実験航路の事業化や、旅行商品の造成による首都圏の広域周遊の仕組みづくりをさらに促進。 ④・地域密着型旅行商品の開発促進のため、地域(観光資源)と旅行業者の出会いの場として「かながわ観光セリ市場」(H21横浜、名古屋、東京)等、京浜臨海部産業観光推進協議会を設立し、民間事業者が主体となって取り組む事業を支援。(21年度9件、22年度10件予定) ・旅行商品化実績：かながわ名産100選旅行商品化19年度12件。地域密着型旅行商品開発20年度16件、21年度21件、22年度実施中 ・邸園文化圏再生構想：「地域交流館」の実験的運営(大磯、葉山)、「ハートナシップ 邸園」の試行(旧吉田茂邸、旧大隈重信邸、旧陸奥宗光邸)「湘南邸園文化祭2008、2009」開催、「邸園文化圏再生構想フォーラム」「邸園文化交流園大磯」の実施、「邸園(歴史的建造物)保全活用推進員養成講座」の試行(H20)、本格実施(H21)。 ⑤・NPO等と連携、地域ホスピタリティ向上のセミナーなどを実施。 ・県立高校5校で、観光関連科目を学校設定科目として設置。 ・観光関連インターンシップH19/25校121名 H20/34校150名。(H22年度は大学1校1名、高校2校2名) ・県内に立地する観光関係学部、学科を有する3大学と連携し、観光人材育成の取組み。H22は県内3カ所で行った人材育成講座を開催。</p>	<p>(1) 評点：5点/5点満点 【理由】 ・各方策の効果については今後判断される部分が残るが、入込観光客数が5年連続して過去最高を更新していることを評価し、5点とした。</p> <p>(2) 各目標・方策の評点(+理由) 目標①：5点(入り込み観光客数は5年連続して増加し、目標を達成) =目標平均：5点</p> <p>方策①：5点(トップセールスに加えて、県内青少年の派遣などを評価) 〃 ②：4点(前年度に4点の評価をしており、それ以上の実績は認められない) 〃 ③：4点(前年度に4点の評価をしており、それ以上の実績は認められない) 〃 ④：5点(前年度までの評価に加えて、地域密着型旅行商品に関する着実な事業展開を評価) 〃 ⑤：5点(学校等における取り組みが前年度までと同様に着実に進展している) =方策平均：4.6点</p> <p>*平均点=点4.8点</p> <p>(3) 今後の課題その他 ・各方策の効果把握することが重要である。</p>